

規制改革推進に関する答申（案）
～利用者起点の社会変革～

令和 6 年 5 月 31 日

規制改革推進会議

目次

目次	1
I 総論	5
1. はじめに	5
2. 基本的な考え方	5
(1) 現状認識	5
(2) 社会変革の起動とウェルビーイングの両立に向けて	6
3. 審議経過等	7
(1) 審議経過	7
(2) 規制改革実施計画のフォローアップ	7
(3) 規制改革・行政改革ホットラインにおける提案受付	7
4. 本答申の実現に向けて	7
5. 次のステップへ	8
II 各個別分野における規制改革の推進	9
1. 革新的サービスの社会実装・国内投資の拡大	9
(1) 移動	9
ア タクシーの規制緩和等（二種免許要件、地理試験廃止等）	9
イ 道路運送法第78条第2号による自家用有償旅客運送について	10
ウ 自家用車活用事業の施策効果の測定等	12
エ タクシー仲介の適正化、白タク対策の強化	15
オ 運行管理制度のデジタル化・遠隔化の推進、柔軟な働き方の実現を通じた ドライバー確保	16
カ 自動運転レベル4の事業化加速のための道路交通法及び道路運送車両法 に基づく走行に係る審査に必要な手続の透明性・公平性の確保	27
キ 自動車の安全運転管理者、運転者等の事務負担軽減	28
(2) 物流	29
ア 無人航空機（ドローン）の事業化に向けた環境整備	29
イ 物流車両情報の即時把握等を可能とする運行記録規制の見直し	31
ウ 業務の性質上、短時間の駐車が不可避である業務用車両に係る駐車規制の 在り方	32
(3) 観光	35
ア 旅館業法の簡易宿所営業における玄関帳場等の規制	35
(4) 公共	37
ア 地方公共団体の調達関連手続のデジタル化	37
イ 地方公共団体の窓口業務の官民連携による集約化及び効率化	39
ウ 倒産手続のデジタル化	40
エ 死亡・相続手続のデジタル化	42
オ 地方公共団体に対する申請等に関するローカルルールの縮減	43
カ 地方公共団体への公金納付のデジタル化	44
キ 国立大学の入学金等のデジタル化	45

ク	賃金の「デジタル払い」の実現.....	46
ケ	社会保険・雇用保険手続のデジタル完結.....	47
コ	水素の利活用の円滑化に向けた「定置式製造設備」に関する規制見直し.....	47
	サ 廃棄物の排出場所以外の施設での機械分別等の規定の明確化.....	48
(5)	教育.....	50
	(i) 社会の変化に応じた質の高い教育の実現.....	50
	ア 遠隔教育の活用促進.....	50
	イ 教育政策に関するEBPMの推進.....	51
	(ii) 人口減少時代における高等学校就学者保護の仕組みの構築.....	51
(6)	健康・医療・介護.....	53
	(i) デジタルヘルスの推進.....	53
	ア 身近な場所でのオンライン診療の更なる活用・普及.....	53
	イ プログラム医療機器（SaMD）の開発・市場投入の促進.....	55
	ウ デジタル、AI等を活用した要介護認定の迅速化及び科学的合理性の確保等.....	57
	エ デジタル技術を活用した新たな医薬品販売業の実現.....	61
	(ii) 医療職・介護職間のタスク・シフト／シェア等.....	62
	ア 介護現場におけるタスク・シフト／シェアの更なる推進.....	63
	イ 在宅医療における円滑な薬物治療の提供.....	64
	ウ 高齢者施設における人員配置基準の特例的な柔軟化.....	65
	エ 介護サービスの人員配置基準に係るローカルルールの整理・公表.....	66
	オ 地域内の複数種類の介護サービスに関する一体的マネジメントの実現.....	67
	(iii) 医療・介護等分野における基盤整備・強化.....	67
	ア 被験者保護及び研究力強化等のための倫理審査の適正化.....	68
	イ 診療報酬上の書面要件の廃止・デジタル化.....	69
	ウ 在宅医療を提供する環境の整備.....	69
	エ 患者本位のプライマリ・ケアの体制整備.....	71
	オ スイッチOTC化の加速.....	71
	カ 介護・保育・障害福祉分野における合併、事業譲渡等に関するローカルルールの防止等.....	73
	キ 医療保険情報取得API利用時の包括同意の容認.....	76
	ク 先端技術を用いた医薬品開発ツールの要件の明確化.....	77
	ケ 低リスク遺伝子治療用製品の開発における治験開始前の環境影響評価.....	77
	コ 新医薬品の毒薬及び劇薬の指定基準の明確化.....	77
	サ 再生医療製品及び医薬品の製造に用いる生物由来原料等の管理等の合理化.....	78
(7)	農業・地域産業活性化.....	79
	ア 農業法人の経営基盤強化.....	79
	イ 農業用施設の建設に係る農地転用許可の迅速化.....	79

ウ	愛玩動物に係るオンライン診療の受診の円滑化	81
(8)	通信	82
ア	5G普及に向けた規制・制度の見直し	82
イ	光ファイバー整備の円滑化のための収容空間等の整備状況の開示等	84
ウ	届出電気通信事業者が行う報告義務の在り方	86
2.	スタートアップの更なる成長	88
(1)	規制改革関連制度の連携強化	88
ア	規制改革関連制度に関する情報発信強化等	90
イ	規制改革関連諸制度間の連携	90
ウ	グレーゾーン解消制度等の透明性向上	92
(2)	公証人による定款認証制度の見直し	94
ア	起業家の負担軽減に向けた定款認証・法人設立手続の見直し	95
イ	マネロン対策のための法人の実質的支配者情報の把握	96
ウ	公証人公募時における開示情報の充実等による民間人材の登用促進及びガバナンスの強化	97
(3)	海外活力の取り込み・内外人材活用	99
(i)	株式報酬の発行環境を改善する会社法制・金融商品取引法制の見直し	99
ア	従業員等に対する株式報酬の無償交付を可能とする会社法の見直し	99
イ	株式報酬の発行円滑化に向けた金融商品取引法制の見直し	99
ウ	ストックオプションプールの実現に向けた産業競争力強化法の見直し	100
(ii)	海外起業人材の活躍に資する在留資格等の見直し	100
(4)	スタートアップの資金調達	103
(i)	非上場株式の発行・流通の活性化	103
ア	発行市場（公募）の活性化	103
イ	発行市場（私募）の活性化	103
ウ	流通市場の活性化等	104
エ	PDCAサイクル	104
(ii)	無形資産を含む事業全体を担保とする制度（企業価値担保権）の創設・整備	105
(5)	スタートアップの成長の加速	106
ア	スタートアップの新技术及び新サービス開発を促進する政府調達機会の確保	106
イ	株式対価M&Aの活性化に向けた会社法の見直し	107
3.	良質な雇用の確保、高生産性産業への労働移動	109
(1)	良質な就労の確保	109
ア	フリーランス・ギグワーカーの労働者性及び保護の在り方	109
イ	労使双方が納得する雇用終了の在り方	111
ウ	「自爆営業」の根絶	113
(2)	高生産性産業への労働移動	114

ア 副業・兼業の円滑化.....	114
(参考資料1) 規制改革推進会議 委員名簿(令和6年5月31日時点)	116
(参考資料2) 規制改革推進会議 専門委員名簿(令和6年4月1日時点)	117
(参考資料3) ワーキング・グループ(WG)の構成員(令和5年12月6日時点)	119
(参考資料4) 規制改革推進会議及びワーキング・グループの審議経過.....	120

I 総論

1. はじめに

規制改革推進会議（以下本章において「会議」という。）は、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方について、総合的に調査審議する内閣総理大臣の諮問機関であり、常設の機関として令和元年10月24日に設置されて以降、令和2年7月2日、令和3年6月1日、令和4年5月27日及び令和5年6月1日に、それぞれ審議結果の取りまとめを行っている。

本答申は、「先送りできない課題に正面から取り組む、そして社会課題を乗り越えて変化を力にする」という岸田内閣総理大臣の強い決意の下、会議が約8か月をかけて取り組んできた規制改革項目について、審議結果を取りまとめたものである。

2. 基本的な考え方

(1) 現状認識

「平成4年 国民生活白書」の冒頭¹で、「少子社会」の到来に警鐘が鳴らされてから30年近い年月がたち、今や我が国において、人口減少や高齢化といった人口動態の変化が、深刻な、差し迫った社会課題であることに疑念を持つ者は少ない。

人口減少という制約条件に直面する我が国の「地域」をみると、内閣府が実施した「地域社会の暮らしに関する世論調査（令和2年10月調査）」によれば、将来の生活環境について、公共交通機関の減少や雇用の場の減少に不安を感じているとの声が多く挙げられている²。また、特に人口減少が深刻化する過疎地域に目を向ければ、働き口の減少、公共交通機関の利便性の低下、商店・スーパー等の閉鎖、医療提供体制の弱体化が大きな社会問題となっており³、人口減少という社会課題は、我が国地域住民の生活に、深刻な影響をもたらしている。

人口減少、少子高齢化が進む我が国において、これら「地域」の課題は一部の条件不利地域でのみ起きる問題ではない。社会増による人口増加が続いている都市部においても、その予兆が現れ始めており、都市の低密度化、労働力不足による移動の足の不足、物流機能の低下、地域の高齢化率上昇に伴う医療・介護施設の不足といった課題が、緩やかに、しかし確実に顕在化している。

このことは、「少子社会」の到来を、条件不利地域など限られた一部「地域」の問題として捉えるのではなく、我が国が、最優先で取り組まなければならない社会課題と位置付け、政府一丸となって、その解決に向けて取り組む必要性を示している。

¹ 経済企画庁「平成4年 国民生活白書」（平成4年11月13日公表）の「はじめに」では、「出生率の低下は、高齢化の急速な展開とあいまって子供や若者の少ない「少子社会」をもたらし、若年・中年層に社会的な負担が増大するとともに、社会全体として変化に対する対応力や未知なるものへの挑戦の精神が薄れるおそれもあり、長期的にみて我が国の社会や経済に多大な影響を及ぼすことが考えられる。」との記述がなされている。

² 内閣府「地域社会の暮らしに関する世論調査（令和2年10月調査）」（令和3年2月26日公表）
<https://survey.gov-online.go.jp/r02/r02-chiikishakai/>

³ 総務省「過疎地域等における集落の状況に関する現況把握調査」（令和2年3月27日公表）
https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyosei10_02000066.html

(2) 社会変革の起動とウェルビーイングの両立に向けて

上述の課題が顕在化する一方で、人口減少、少子高齢化といった社会課題に起因する制約条件は、凶らずも、社会全体のデジタル化や各種の省力化投資を始めとし、平時には実現を考えることすら困難であった、革新的なサービスの社会実装を通じた社会変革の原動力となっている。

会議では、地域の移動の不足の解消に向けたライドシェアの課題に係る検討、レベル3.5飛行の制度化などドローン配送の事業化、デイサービスや学校、公民館等でのオンライン受診の円滑化など、様々な改革事項について、徹底的に議論を行うことで、革新的なサービスを提供するスタートアップ等の活躍を後押しする変革を着実に前進させてきた。

これまでの変革は、例えば、令和6年能登半島地震の災害現場においても、避難場所における初診からのオンライン診療やドローンによる医薬品や食料品等の輸送を実現している。

このような社会変革の灯火を将来にわたってともし続け、社会全体が、変化に対して挑戦を続ける精神を持ち続けるためには、挑戦の原動力となるスタートアップの成長基盤を整え、デジタルの力を利用する新たな革新を生み出し続けることができる社会環境を整えることが必要である。

このような観点から、会議では、個別の革新的サービスの社会実装を阻む規制の改革に取り組むとともに、定款認証における面前確認の原則廃止や手数料半減を通じたスタートアップ支援、新技術等の開発を促進する政府調達機会の確保、そして、地方公共団体に対する申請様式等のローカルルールの原則廃止に向けた改革を推進してきた。

また、社会変革の立て役者は、改革を実現する「人」であることに疑いはない。人口減少という制約条件下では、「人」という希少資源の最適配分を実現し、社会全体の生産性を向上させることが急務である。

会議では、成長分野への労働移動の円滑化を図ると同時に、従来の硬直的な制度において、様々な事情により働くことが困難であった人々が、個人の希望に応じて働くことができる社会の構築に向け、フリーランスやギグワーカーなど時間や場所にとらわれない働き方の保護や、副業・兼業等の働き方を後押しするため、割増賃金の支払に係る労働時間の通算管理の在り方の検討や競業避止義務の見直しを進めてきた。

人口減少による制約は、様々な商品、サービスの提供の制約につながり、移動難民、地域の患者、要介護者やその家族、被災した方々など、様々な事情により大変な状況にある方々に、その影響が強く、色濃く表れる。

利用者起点の考え方の下、政府においては、本答申で取りまとめた事項を着実に実現することで、一人一人の国民が、より豊かに、成長と幸福を実感し、安全・安心に暮らしていくことができる、ウェルビーイングあふれる社会を実現することが求

められている。

3. 審議経過等

(1) 審議経過

会議は、令和5年10月16日に第17回規制改革推進会議を開催し、議長の互選等を行うとともに、公共、スタートアップ・投資、働き方・人への投資、健康・医療・介護及び地域産業活性化の5つの重点分野に対応したワーキング・グループを開催し、今期の活動を本格的に開始した。なお、本答申に向けた今期の活動では、全ての会議をオンライン又はオンラインを併用する形式で開催し、各ワーキング・グループについては、原則としてリアルタイムに審議の様態を配信した。

また、令和5年12月26日の第18回規制改革推進会議においては、今後の規制改革の基本的な方向性を打ち出すとともに、同年10月から約3か月間の審議結果を中間的に取りまとめ、今後の検討や具体化を加速させるべく中間答申を決定した。当該会議において、改革の実現に向けて取組を進めるよう岸田内閣総理大臣から発言が行われた。

(2) 規制改革実施計画のフォローアップ

これまでの規制改革のフォローアップとして、規制改革実施計画に定められた事項の実施状況に関する精査と評価を行った。

重要性の高い事項について各ワーキング・グループにおいて審議を行ってきたほか、令和5年6月の規制改革実施計画及びそれ以前の規制改革実施計画に盛り込まれた事項の実施状況について令和5年度末時点のフォローアップを網羅的に行い、各ワーキング・グループにおいて報告内容の評価を行ったところである。本評価に基づき、重点的にフォローアップが必要な事項を速やかに選定することが必要である。

(3) 規制改革・行政改革ホットラインにおける提案受付

役所の縦割り、前例主義の是正を始めとする規制改革・行政改革の推進に当たり、広く国民の声をお伺いして改革に結び付けるため、従来の「規制改革ホットライン」を改組し、令和2年9月25日より「規制改革・行政改革ホットライン(縦割り110番)」を開設した。

規制改革・行政改革ホットラインに寄せられた案件は、規制所管府省に検討要請を行い、その回答をホームページで公表している。また、案件のうち、規制改革に係る事項については、規制所管府省から得られた回答を各ワーキング・グループの担当事項ごとに整理し、各ワーキング・グループにおいて、更に精査・検討を要する事項を厳選して議論を行い、その結果を個別具体的な改革事項の取りまとめに活用している。

4. 本答申の実現に向けて

本答申を内閣総理大臣に提出した後は、「実行」のステージである。取り上げた規

制改革事項全てについて直ちに改革に着手し、期限を切って着実に実現するためには、改革実現までの工程表、すなわち「規制改革実施計画」を策定し、閣議決定することが必要である。

また、規制改革の推進に当たって、政府では、それぞれ趣旨や目的の異なる行政組織や制度を適切な役割分担の下に互いに連携させながら取り組んでいるが、国民や事業者の目線に立ったとき、情報が分散化し、制度の選択が困難になっている側面も否定できず、また、個別に取組が部分最適に陥り、結果として全体最適が達成されないおそれもある。

このため、政府全体として規制改革を強力に推進するための体制について検討することが必要であり、「規制改革実施計画」の策定に当たっては、規制改革関連制度間の連携を進めるため、本答申に掲げる項目のほか、関係する規制改革事項も包括的に取り込んだ計画の策定が求められる。

規制の多くは利害対立の構造を内包しており、これが改革が遅れる主な要因となっている。改革を進めるためには、様々な立場にある関係者と議論・調整し、その構造を突破していくことが求められる。本答申の内容が最大限実現されるよう、政治のリーダーシップに強く期待するものである。

5. 次のステップへ

規制改革については、これまで何度となく、答申や閣議決定が行われてきた。しかし、当初意図された改革が違った形で進むケースがしばしばみられる。

決定事項が「骨抜き」にならないよう、規制所管府省の検討等において、会議の意見が適切に踏まえているか、改革が逆行していないか等、会議として、しっかりとフォローアップしていかなければならない。また、改革の実効性の担保や、フォローアップの効率化のため、例えば、改革の効果測定やKPI等による見える化を進めていくといった方策にも取り組んでいく必要がある。さらに、幅広い要望を掘り起こしつつ、規制改革の活動への理解を深めていただくため、規制改革・行政改革ホットラインの周知に努めるとともに、当事者の方々との直接の対話や規制改革事項の説明の機会を設けていくことが望まれる。

II 各個別分野における規制改革の推進

本章に記載の「実施事項」については、原則として、規制改革推進会議（各ワーキング・グループを含む）における議論に基づき、規制所管府省と事務局（内閣府規制改革推進室）の間で、措置内容及び期限について合意し、委員が改革に資すると認めたものである。なお、規制所管府省と事務局の間で現時点で具体的な合意に至らなかったものの、委員が、特に今後の検討課題として特記すべき事項として認めたものについては、「今後の検討課題」として各項目に記載を行っている。

1. 革新的サービスの社会実装・国内投資の拡大

(1) 移動

<基本的な考え方>

地域住民や観光客の移動の足の不足、「移動難民」問題は既に全国各地で生じている現在進行形の危機であり、今後の生産年齢人口の減少や高齢化に伴う免許返納に伴って、更に大きな危機となるおそれがある。このような中、大都市、中小都市及び観光地など全ての地域で、住民・観光客が、必要時に、円滑に移動できる「移動の自由」が確保される社会を目指し、関係省庁は次の措置を講ずる。

<実施事項>

ア タクシーの規制緩和等（二種免許要件、地理試験廃止等）

【a前段：令和6年上期措置、
a後段、c前段、d、e：措置済み、
b：令和6年度中目途措置、
c後段：令和6年度以降随時実施】

- a 警察庁は、普通自動車第二種運転免許（以下「二種免許」という。）を取得するために要する期間を短縮するため、令和5年度に実施した調査研究結果を踏まえ、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第33条第5項第1号ヨに定める教習を受ける者一人に対する一日における最大の教習時間を3時限から4時限に緩和し、最短5日と1時限で取得可能とする改正を行う。あわせて、道路交通法施行規則第34条に定める技能検定は、前述した一日の教習時間の上限に含まれず、同日に受検可能であることについて、各教習所に周知徹底し、教習計画への反映を促す。
- b 警察庁は、教習期間を半減するよう求める要望があることも踏まえ、二種免許を取得するために要する教習内容を抜本的に見直し、道路交通における安全性の確保を前提としつつ、aと併せて取得に要する期間を大幅に縮減するため、二種免許取得に係る教習を効率化する。具体的には、実技、座学それぞれの教習科目について、一種免許取得時との重複の縮減その他教習科目の整理・統合・縮減を交通専門家らによる調査研究の実施その他によって早急に検討し、結論を得次第、関係法規について所要の改正を行う。
- c 警察庁は、道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づく、二種免許に係る運転免許試験（以下「試験」という。）について、意思、適性及び運転技能を有

する在留外国人がタクシードライバーとして活躍することを円滑にする観点から、試験問題例を20言語に翻訳し、外国人等の居住実態等を踏まえた適地の警察本部において外国語による試験を実施することを可能とする。あわせて、都道府県警察における多言語を用いた試験の実施状況及び外国人等の受験状況を検証し、その実施の在り方を定期的に見直し、都道府県警察による実施の改善がしやすくなるよう情報提供する。

- d 国土交通省は、タクシー業務適正化特別措置法施行規則（昭和45年運輸省令第66号）第39条第1項第2号に基づいて大都市におけるタクシー乗務員になるために必要とされる地理試験を廃止する。
- e 国土交通省は、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号。以下「運輸規則」という。）第36条第2項に基づいて、タクシー事業者がドライバーを新規に雇用した際に行う指導について、10日間とする日数要件を撤廃する。

イ 道路運送法第78条第2号による自家用有償旅客運送について

【a, b, d：措置済み、c, e, f：（前段）措置済み、（後段）令和6年末措置、g：（前段）措置済み、（中段）令和6年7月措置、（後段）可能なものから速やかに措置、h, i：令和6年度上期措置】

国土交通省は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第2号による自家用有償旅客運送（以下「自家用有償旅客運送」という。）について、以下の措置を講ずる。

- a 株式会社の参画が可能であることを周知するため、運行主体の自治体等からの委託を受けた株式会社が自家用有償旅客運送に参画できることを明確にする。また、株式会社が利潤を含む委託料を受領できることは禁じられていないことを明確にする。
- b 宿泊施設の車両を用いた有償運送を可能とするため、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第1項第1号に定める「その他の交通が著しく不便な地域」（以下「交通空白地」という。）において、宿泊施設が共同して、その保有する車両を当該宿泊施設の利用者やその他の住民又は観光客を対象として有償運送に活用できることを明確にする。
- c 交通空白地をその管轄区域に含む自治体が地域公共交通会議で自家用有償旅客運送に関する協議を行うに当たって、交通空白地の外に駅、医療機関、観光地その他の住民又は観光客による相当程度の利用ニーズが認められる目的地が存在する場合には、原則として、当該交通空白地の区域と目的地の間においても自家用有償旅客運送を認めることが住民又は観光客の利便に資するものであり望ましい旨を地域公共交通会議に係る通知において、明確化する。また、交通空白地に該当する目安を数値やデータで判断できるように公表するとともに、夜間など交通サービスが限られる時間帯が生じる地域については、当該時間帯が交通空白地に該当する旨を各地方運輸局長に通知する。あわせて、

本通知を踏まえ、実際に、自家用有償旅客運送を新たに開始した地域や、既に自家用有償旅客運送を開始している地域であって、交通空白地を広げた地域、交通サービスが限られる時間帯を交通空白地とした地域の数を調査し、調査結果を踏まえ、更なる運用改善の必要性について検討し、必要に応じて所要の措置を講ずる。

- d 地域公共交通会議の透明性を向上させるため、地域公共交通会議の設置要綱又は各会議の開催日時、場所、議題、協議内容、協議が調った事項等を記載した議事録及び議事資料については、原則として、主宰者たる市町村又は都道府県のホームページ上で公開することとし、オンラインでの会議開催も可能とすることを通知する。また、地域公共交通会議において首長が地域住民の意見を適切に踏まえて判断しやすい環境を確保するため、国土交通省は、道路運送法施行規則第4条の2に規定する構成員のバランスに留意し、地域公共交通会議において公正・中立な運営及び特定の者に偏ることなく地域住民、観光旅客を含む来訪者その他の利用者の視点に立った協議がなされるよう配慮することを明確化する。
- e 地域公共交通会議における協議を迅速化及び円滑化するため、地域の移動ニーズに対応した交通サービスに関する議論を始めてから、最長2か月程度協議をしてもなお結論に至らない場合には、首長の責任による判断をもって、道路運送法第79条の4第5号にいう「協議が調つたもの」と取り扱ひ得る旨を、「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」（平成18年9月15日国自旅第161号。以下「地域公共交通会議に係る通知」という。）に追記し、及び地域公共交通会議に係る通知におけるモデル要綱を見直すなど、所要の措置を講ずる。また、地域公共交通会議における上記取扱いの導入状況について調査し、合理的な理由なく当該取扱いが導入されていない場合は、導入を促すなど所要の措置を講ずる。
- f 地域公共交通会議に係る関係法令や通達に定められていない独自の規律については、客観的な根拠に基づかないものは認められない旨明確化する。また、合理的・客観的な理由に基づかないローカルルールの見直し状況を調査し、見直した数等を明らかにした上で、見直しが遅れている自治体に対し、見直しのスケジュールを明らかにさせる等、適切な措置を講ずる。
- g 地域における自家用有償旅客運送を持続可能なものとするため、旅客から収受する対価について、「自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて」（平成18年9月15日国自旅第144号）2.（3）①を見直すなど、所要の措置を講じ、タクシーの1/2の目安を見直し、タクシー運賃から適正利潤とタクシー固有の費用を控除した金額の範囲内（タクシー運賃の「約8割」）を目安とするとともに、一定のダイナミックプライシングが可能であることを明確化する。また、ダイナミックプライシングを実施するに当たって、自家用有償旅客運送によって収受した対価の総額は一定期間において「実費の総額の範囲内」である必要があることが求められるが、当該「実費の総額の範囲内」とは、運転手への支払や自動車等の減価償却費、他事業等との共通経費

を適切に配賦した結果を踏まえ、自家用有償旅客運送の事業において得た収入が当該事業における支出を上回っていないことである旨を明確化する。さらに、ダイナミックプライシングの導入事例創出後、当該事例を踏まえ、対価の額の上下限の拡大について検討する。

h 道路運送法施行規則第49条第2号に基づく福祉有償運送（以下「福祉有償運送」という。）について、本制度がより利用者本位の実効的なものとなるよう以下の措置について検討の上、必要な措置を講ずる。

- ・例えば、独居の高齢者であって、聴覚その他の事情により、独力での電話予約が困難な者など、福祉・介護の専門職から見て支援が必要な者が、福祉有償運送を適切に利用できるよう、道路運送法施行規則第49条第2項にいう「他人の介助によらず移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な者」に該当する範囲について、関係者のニーズを踏まえて、明確化を検討し、所要の措置を講ずる。

- ・福祉有償運送は、地域公共交通会議等においてその必要性が認められた場合には、1回の運行で複数の旅客を運送すること（以下「複数乗車」という。）が「福祉有償運送に係る地域公共交通会議等における協議に当たっての留意点等について」（平成21年5月21日国自旅第35号課長通知）によって認められているが、福祉有償運送の実施主体の判断により、障害の態様により複数乗車が可能な者については、複数乗車を認めることができるようにするための所要の措置を講ずる。

i 自家用有償旅客運送の登録の更新について、登録の有効期間中に運行上重大な事故等の問題が発生しておらず、かつ当該自家用有償旅客運送の運送条件や当該地域の公共交通を取り巻く状況が大きく変わらない場合は、実施主体の負担を鑑み、更新時に必要な地域公共交通会議における協議については、意見公募形式（更新の登録を行うことについて地域公共交通会議の構成員に対して周知し、一定期間異議がない場合には、当該更新に係る協議が調ったものとみなす協議形式をいう。）を原則とする旨通達で明確化する。

ウ 自家用車活用事業の施策効果の測定等

【a, b : 令和6年措置、

c（雨天、イベント等の場合の制限緩和）、（配車アプリデータのない地域における更なる制度利用の促進、運行可能時間帯等の柔軟化）：
令和6年度上期検討・結論、結論を得次第速やかに措置、

c（需要と供給に応じた柔軟な運賃料金の在り方）：直ちに検討を開始、結論を得
次第速やかに措置、

d : 令和6年7月措置】

国土交通省は、道路運送法第78条第3号による自家用車活用事業（以下「自家用車活用事業」という。）について、以下の措置を講ずる。

- a 国土交通省は、大都市、中小都市及び観光地など全ての地域において、住民及び内外の観光客が必要時に、円滑な移動を可能とするため、自家用車活用事業の施策効果を適切な期間で、丁寧な検証を行う。具体的には、少なくとも、特別区・武三交通圏、京浜交通圏、名古屋交通圏、京都市域交通圏、札幌交通圏、仙台市、県南中央交通圏（埼玉）、千葉交通圏、大阪市域交通圏、神戸市域交通圏、広島交通圏及び福岡交通圏（以下「対象地域」という。）については、次の項目について適切なデータによるモニタリングを行うとともに、対象地域における全ての時間帯で平均のマッチング率が90%以上となるよう不断の制度改善を行う。

なお、マッチング率は、タクシーを利用しようとする者からの配車依頼件数のうちタクシードライバー及び自家用車ドライバーの承諾件数の合計数が占める割合をいうものとし、配車依頼件数は、アプリ等のセッション数を基礎とする。セッション数を基礎とする数値については、乗客が一般的に許容可能な時間を1セッション当たりの数値とすることを検討する。可能な場合には、天候を併記するものとする（以下同じ。）。

- ・対象地域ごとの自家用車活用事業の許可事業者数及びタクシー事業者数（月次データ）
 - ・対象地域ごとの毎日・各時間帯のマッチング率の日次・時間帯ごとのデータ、自家用車の稼働台数（時間枠ごとに稼働していた台数。以下同じ。）（日次データ）
 - ・自家用車活用事業に係る登録ドライバー数※（週次データ）
- ※新規登録者、退職者数を把握する方法についても検討する。また、登録ドライバーが増加しているにもかかわらずマッチング率が上昇しない場合には、当該登録ドライバー数のうちタクシードライバーを兼務している者の数も追記を検討。
- ・自家用車活用事業に係る実際に乗客を乗せた延べドライバー数（週次データ）

- b 国土交通省は、対象地域以外の地域については、マッチング率の測定・検証が困難であることに留意しつつ、少なくとも、自家用車活用事業を導入した営業区域数及び営業区域名、当該営業区域における自家用車活用事業の許可事業者数及び総事業者数、タクシーの不足車両数（当該営業区域内の総タクシー車両数の5%に該当する実数）、首長が運輸支局へ特定の曜日・時間帯を申し出た自治体数及び自治体名、当該自治体が申し出た特定の曜日・時間帯におけるタクシーの不足車両数、自家用車活用事業の自家用車の稼働台数及び登録ドライバー数※を月次で集計し、公表する。また、対象地域以外の地域について、施策効果がアプリのマッチング率や自家用車活用事業の導入事業者数・自治体数のみでは判断できないことに留意しつつ、可能な限り、住民や内外の観光客等へのアンケートその他のデータを広く収集し、施策効果の客観的な判断に努める。

※タクシードライバーを除き、新規登録者、退職者数を把握する方法についても検討する。

c 国土交通省は、自家用車活用事業について、各地域における実施状況を踏まえつつ、現行法の範囲内において可能な限り柔軟に運用を行うとともに、バージョンアップを直ちに開始する。具体的には、自家用車活用事業は、タクシーが不足する地域・時期・時間帯において、タクシー事業を補う仕組みとして、配車アプリデータに基づいて算出した不足車両数分のみ(配車アプリデータがない地域については、みなしの不足車両数分のみ)の運行が可能とされているものであることから、①雨天、鉄道等の遅延その他の事情から、移動ニーズが特定の地域で急増した場合、②大小のイベントその他の事情から、通常時より移動ニーズの増加が合理的に予測される場合については鉄道やバス、タクシーなど交通サービスを総合して移動の足を充足していくものであるが、タクシー需要が特定の地域で急増した場合や通常時よりタクシー需要の増加が合理的に予測される場合については、営業区域、時間帯、自家用車稼働台数の制限の緩和等を検討する。また、配車アプリデータのない地域における自家用車活用事業の更なる制度利用の促進を図る観点から、現行制度では、原則として、運行可能な曜日・時間帯は金曜日・土曜日の16時台から翌5時台に限られ、また、不足車両数は当該営業区域内のタクシー車両数の5%とみなされることとされている等の制限について、地域の移動の足の不足の状況を検証し、柔軟に見直しを行えることを適切に周知していくとともに、その柔軟化の方法について検討する。あわせて、「担い手」及び「移動の足」の確保の双方の観点が実現されるよう、タクシーと自家用車活用事業に共通で適用される、新たなダイナミックプライシングなど、需要と供給に応じた柔軟な運賃・料金の在り方を検討する。

d 国土交通省は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号)第3条の2第1項により指定された準特定地域について、新規参入事業者の準備期間を考慮し、指定基準となる指標(同法同条同項に定める事業用自動車一台当たりの収入の状況、法令の違反その他の不適正な運営の状況及び事業用自動車の運行による事故の発生の状況)に関する令和5年度の数値(速報値)を令和6年7月に公表する。

また、国土交通省は、令和6年10月1日以降に準特定地域に指定され、又は、継続して準特定地域に指定されている営業区域について、当該営業区域内に自家用車活用事業へ参入するタクシー事業者が存在しないこと、又は、自家用車活用事業へ参入するタクシー事業者のみでは、国土交通省が算出した不足車両数(国土交通省が不足車両数を算出しない区域においては、簡便な方法や自治体の申出によるみなし不足車両数)を満たすことができないことにより、移動の足不足を解消できない場合は、令和6年10月1日以降、タクシー事業者(当該営業区域と同一の都道府県内であって当該営業区域と隣接していない区域に営業所を有し、又は同一の都道府県と隣接する都道府県内に営業所を有する

タクシー事業者（ただし、輸送の安全又は旅客の利便の確保に支障を及ぼすおそれがあると国土交通省が認めるタクシー事業者を除く。））について、当該営業区域における自家用車活用事業への参入を可能とすることとし、令和6年7月に通知等の所要の改正を行うとともに、適切な周知を行う。

なお、国土交通省は、上記の輸送の安全又は旅客の利便の確保に支障を及ぼすおそれがあると国土交通省が認めるタクシー事業者について、タクシー事業者の新規参入を促すため、具体的な理由の公表を行う。

エ タクシー仲介の適正化、白タク対策の強化

【a: 令和6年度以降継続的に措置、

b: 令和6年度以降継続的に措置】

- a 警察庁及び国土交通省は、道路運送法第4条第1項に違反する行為（いわゆる白タク）について、その仲介行為を行うアプリ事業者等についても、違法な仲介行為を停止するよう行政指導及び広く共犯規定を駆使した取締りを引き続き強化する。
- b 公正取引委員会は、タクシー配車サービスを行う配車アプリを利用してタクシーを手配しようとする者の割合が今後高まる可能性があり、タクシー事業者にとって配車アプリが旅客の獲得にとって重要な手段となる場合には配車アプリ事業者の提示する条件を受け入れるタクシー事業者にのみ、配車サービスの提供が行われるようになるおそれがあることにも留意しつつ、配車アプリに関する市場が高度に独寡占状態にあることに鑑み、少数の有力な事業者等が、単独で、又は他の事業者と共同して、私的独占、不当な取引制限を行い、又は不公正な取引方法を用いることによって、公正かつ自由な競争が阻害されることがないように、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反する行為が認められた場合には、厳正・的確に対処する。

オ 運行管理制度のデジタル化・遠隔化の推進、柔軟な働き方の実現を通じたドライバー確保

【a～c：令和6年度検討、結論を得次第速やかに措置、
d, e：令和6年度措置】

- a 国土交通省は、現行、運輸規則第47条の8に基づき準用する同規則第38条、「法人タクシー事業者による交通サービスを補完するための地域の自家用車・一般ドライバーを活用した有償運送の許可に関する取扱いについて」（令和6年3月29日国自安第181号、国自旅第431号、国自整第282号）3（2）②及び「自家用車活用事業における運行管理について」（令和6年3月29日国自安182号。以下「運行管理通達」という。）8に基づき、自家用車活用事業を行うタクシー事業者（以下「運営事業者」という。）が新たに自家用車活用事業のドライバー（以下「自家用車ドライバー」という。）として選任する者及び既に自家用車ドライバーとして選任した者に実施する必要がある指導監督について、自家用車活用事業の開始その他の事情によって、複数の運営事業者の下で働きたいとの意欲を持つ自家用車ドライバーが同様の内容の指導監督を重複して受講する必要があることによる負担を軽減し、より働きやすい環境を整備し、もって、十分なドライバーを確保する観点から、以下の方向で、指導監督の効率化を検討し、所要の措置を講ずる。

・新たに選任する自家用車ドライバーに実施する指導監督については、当該ドライバーが一の運営事業者や外部専門機関において指導監督を受けた場合には、その後、その実績確認が可能であれば、一定期間同一営業区域内で自家用車ドライバーになる際の指導監督を免除するとともに、過去2年以内に一定日数以上同一営業区域内で自家用車ドライバーの経験がある者について、同一営業区域内で自家用車ドライバーになる際の指導監督を免除する。

- b 国土交通省は、自家用車活用事業の運行管理のデジタル化・遠隔化を進め、生産年齢人口が急減する中でも、効率的な安全管理を実施し、かつ、自家用車活用事業のドライバーの自律的かつ柔軟な働き方を実現する観点から、以下の①～⑥に掲げる措置を講ずる。

- ① 運行管理通達に基づいて、運営事業者が運輸規則第20条に準じて行うこととされる大雨、大雪等の異常気象時等における輸送の安全のための措置について、現行制度においては、運行管理者が自家用車ドライバーに対する暴風警報等の伝達、避難箇所の指定、運行の中止の指示等を行うことによって乗客の安全を確保することとされるが、一方で、運行の安全は、運営事業者が異常気象等により運行に注意が必要と判断する場合に、当該運営事業者が使用するアプリ上で当該運営事業者による自家用車活用事業に就業する自家用車ドライバーに対して注意喚起を行い、かつ、運行継続が危険と判断する場合は、当該運営事業者が当該地域でのサービスの提供をアプリ上で中止する方法によっても確保される可能性があることを踏まえ、異常気象時等における輸送の安全のための措置を、運行管理者の設置を営業所内に限定せず、デジタル技術を活用して行うことについて検討し、運行

管理通達の改正その他の所要の措置を講ずる。

- ② 運行管理通達に基づいて、運営事業者が運輸規則第21条第1項に準じて行うこととされる過労防止の措置について、現行制度においては、運営事業者が自家用車ドライバーの勤務時間及び乗務時間を定め、運行管理者はその範囲内で乗務割を作成し、自家用車ドライバーを乗務させることで過労を防止することとされるが、一方で、自家用車ドライバーの過労防止は、運営事業者がアプリ上で把握する自家用車ドライバーの乗務時間と自家用車ドライバーがアプリ上で自己申告する他の自動車運転業務に従事した時間を合算して、一定の上限時間以下であることを新規配車依頼の条件とし、当該上限時間を超過した自家用車ドライバーへの新規配車依頼を行わないこととし、かつ、上限時間に達する前に自家用車ドライバーへ注意喚起を行い、当該ドライバーによる就業時間管理を支援する方法によっても同様に実施できる可能性があることを踏まえ、運行管理者による乗務割の作成等によらず、デジタル技術を活用し、過労防止のための措置について検討し、運行管理通達の改正その他の所要の措置を講ずる。
- ③ 運行管理通達に基づいて、運営事業者が運輸規則第21条第7項に準じて行うこととされる、自家用車ドライバーの運行中の体調変化等により安全な運行の継続に支障が生ずるおそれがある場合の措置（以下「体調変化への対応」という。）について、現行制度においては、自家用車ドライバー自身による申出等により、体調変化等が生じたことを運行管理者が把握して当該ドライバーの運行中止等の対応を行うことで運行の安全を確保することとされる一方で、体調変化時の運行の安全は、自家用車ドライバー自身によるアプリ上での申出や乗客からのアプリによる連絡等によって自家用車ドライバーの体調変化等を把握し、AI等を活用して対応する方法によっても確保される可能性があることを踏まえ、デジタル技術を活用した体調変化への対応について検討し、運行管理通達の改正その他の所要の措置を講ずる。
- ④ 運行管理通達に基づいて、運営事業者が運輸規則第24条に準じて行う点呼等の措置及び運輸規則第21条第4項及び第5項に準じて行う酒気帯び及び体調不良等による自家用車ドライバーの運行差止めの措置（以下「運行可否判断等」という。）について、現行制度においては、運行管理者が原則対面で自家用車ドライバーの酒気帯びの有無、健康状態、車両整備の結果等を確認し、当該結果を踏まえて運行可否判断等を行うことによって運行の安全を確保することとされるが、一方で、点呼等及び運行可否の判断は、運営事業者が、稼働前にアプリ上の顔認証その他の方法で自家用車ドライバーの本人確認を行い、かつ、就業を希望する自家用車ドライバーに対し、配車依頼を行う前に遠隔でのアルコールチェッカーによる酒気帯びの有無の確認、アプリ上での健康状態に関するチェックリストへの回答及び車両整備の記録簿のアップロード等を依頼し、当該結果を踏まえて配車依頼の可否を自動又は遠隔で判断する、また、業務終了時にアプリ上で業務完了の

旨及び酒気帯びの有無を報告するよう自家用車ドライバーに依頼するという方法によっても実施できる可能性があることを踏まえ、デジタル技術を活用し、運行管理者の対面による点呼等によらない運行可否判断等について検討し、運行管理通達の改正その他の所要の措置を講ずる。

- ⑤ 運行管理通達に基づいて、運営事業者が運輸規則第25条第3項及び第4項に準じて自家用車ドライバーに行わせる業務の記録（以下「業務記録」という。）について、現行制度においては、自家用車ドライバーが自ら業務の開始及び終了の地点及び日時、業務に従事した距離等を記録することとされるが、一方で、業務記録については、正確な記録が可能かつデータの改ざんが不可能なアプリ・GPS等を活用して把握できる情報は、ドライバー自身による記録を不要とすることも可能と考えられることを踏まえ、デジタル技術を活用した業務記録について検討し、運行管理通達の改正その他の所要の措置を講ずる。
 - ⑥ 運行管理通達に基づいて、運営事業者が運輸規則第38条及び第39条に準じて行うこととされている指導監督については、新たに自家用車ドライバーとして選任する者に対する適性診断及び運輸規則第38条第2項に準じて行う指導監督並びに既に自家用車ドライバーとして選任した者に対して定期的に行う「旅客自動車運送事業が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」（平成13年12月3日国土交通省告示第1676号）第1章に定める項目の指導監督の他、運輸規則第38条、第39条及び第40条に準じて、自家用車ドライバーへの指導監督や記録の保存を行うこととされるが、一方で、運行の安全は、乗客による自家用車ドライバーへの評価に基づく自家用車ドライバーの自主的な改善や、評価に応じた新規配車依頼の判断、ドライブレコーダーやアプリ等により把握する危険運転データのAI分析結果に応じて、運営事業者又は外部専門機関等において一定の教育・研修を受講するまでの新規配車依頼の停止等の方法によっても確保される可能性があることを踏まえ、デジタル技術を活用したドライバーへの教育・研修方法について検討し、運行管理通達の改正その他の所要の措置を講ずる。
- c 国土交通省は、bの検討の結果、労働基準法（昭和22年法律第49号）上の労働者性が認められない業務委託による就業が可能となる場合には、業務委託で就業する自家用車ドライバー（以下「業務委託型ドライバー」という。）の適正な就業条件の確保について、例えば以下のような措置の必要性を指摘する声があることも踏まえ検討を行う。
- ・業務委託型ドライバーに対するアプリ接続時間選択の自由及び接続時間中の運送業務依頼に対する受注拒否の自由の保障
 - ・業務委託型ドライバーによる他の運営事業者や他業種での兼業の自由の保障
 - ・稼働時間に応じた受注停止の推奨等による業務委託型ドライバーの稼働時間管理のサポート
 - ・就業条件の変更に関する業務委託型ドライバー又はその組織する団体への意見聴取を行うよう努めること

- ・業務委託型ドライバーの国籍、信条、社会的身分、身体的又は精神的障害、性別等を理由とする差別禁止
 - ・契約締結後の取引条件（業務の給付の内容、報酬の額、支払期日その他の取引条件に関する詳細）の明示
 - ・業務委託型ドライバーを募集する際の業務内容等の明示
 - ・運営事業者が業務委託ドライバーの登録を解除する際の事前予告
- d 国土交通省は、自家用車活用事業及びタクシー事業の運行管理について、道路運送法第35条の運用上、タクシー事業の許可を得ている者に限って、受託することが可能とされている一方で、地域の人口減少により運行管理者の確保が困難になる可能性や運行管理のデジタル化・遠隔化の検討結果も踏まえ、タクシー事業の許可を得ていなくてもデジタル技術の活用により運行管理を行い得る者への委託が可能な業務範囲を検討し、その結果を踏まえ、当該範囲の受委託に関する許可基準の策定その他の所要の措置を講ずる。
- e ロボタクシーによる有償運送（特定自動運行旅客運送）は道路運送法上の一般旅客自動車運送事業に該当するため、事業の実施にはタクシー事業者としての許可が必要とされる一方、ロボタクシーの運行に係る業務は、必ずしもタクシー事業の許可を有しなくても、車両メーカーなど自動運転の専門性を有する者が実施できる可能性があることを踏まえ、現在許可基準が定められていないロボタクシーに係る管理の受委託の基準を作成する。その際、受託者が受託部分について事故責任を負う必要性についても留意する。加えて、「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」（平成14年1月30日国自総第446号、国自旅第161号、国自整第149号）を見直し、ロボタクシーに係る管理について、タクシー事業の許可を得ていない者へ外部委託可能な範囲を明確化する。

【今後の検討課題】

タクシー事業者以外の者によるライドシェアに係る法制度に関する規制改革推進会議意見

本会議では、昨秋以降、12回にわたるワーキング・グループを開催し、13人の首長を含む17の地域の団体、宿泊業や飲食業に関する4団体、タクシー事業者を含む民間事業者13団体等の御参加を得て、移動困難の解消策として諸外国で実装済みのライドシェア制度の導入について集中的に議論してきた。

この背景には、「移動の自由」が失われ、地域が崩壊していくことへの危機感がある。我が国においては、この30年ほどの間において少子高齢化が急速に進み、また平成20年をピークに人口が減少に転じており、バス路線の急減（令和4年度末時点で30本以上の路線数を有する民営バス事業者において、令和5年以降にバス路線を1路線以上減便・廃止する事業者が約8割）や、地域の鉄道路線の廃止（平成12年度から令和6年4月1日の間に、全国で46路線・1200km以上の鉄軌道が廃止）など、全国で公共交通機関の路線が廃止・減便されるとともに、コロナ禍を契機にタクシードライバーも急減（平成31年3月末から令和6年4月末までに約5.6万人減）したこと、地方のみならず都心部においても全国で移動の制約が顕在化し、既に、買い物し、通院し、時には外食を楽しむといった、これまで当たり前であった日常生活ができなくなっている。「移動が不便で、買い物や病院のために住み慣れた地域を離れてでも便利なところに引っ越さなくてはならない状況があり、そうやって歴史ある地域が持続性を失っていつてしまう」（第9回地域産業活性化ワーキング・グループ・五十嵐つくば市長ビデオメッセージ（抄））といった指摘は特に重く受け止めるべきものである。

また、こうした状況は、今後の訪日外国人観光客の回復・増加により、更に深刻な状況となることは容易に予測できる。今後、人口減少が進めば状況の悪化は必至であり、局所的、局時的に多少の回復をする地域があっても、全地域で「昔に戻る」ことは、他の産業と同様に、あり得ない。国として、現実を直視して、一刻も早く、地域崩壊の危機を回避するための、あらゆる解消策を実施して移動困難の危機を回避する今後の長計を検討する必要がある。

当会議での議論も踏まえ、4月からは自家用車活用事業が開始され、自家用有償旅客運送制度も利用者起点にアップデートされた。また、今後更にバージョンアップするとの斉藤国土交通大臣の決意をお伺いした。国土交通省及びタクシー事業者において、懸命な努力により迅速な対応がなされたことは高い評価に値するものであり、今後の活用が期待される。

しかしながら、これらの施策が、移動の足を全国で確保する、地域の崩壊を食い止めるという社会課題の解決に対して十分な制度になっているとは、次の3点

の理由により、全く言い難い状況である。

第一に、運営主体がタクシー事業者に限定されている点である。既存のタクシー事業者だけでなく、意欲があり、技術もある様々な企業が移動難民問題の解決に向けて果敢にチャレンジできるフェアな環境を整備すべきである。業界目線ではなく、利用者起点での制度設計を行うべきである。安全性に関しては、ライドシェア業を創設し適切な規制を課すことにより、運営主体をタクシー事業者に限定しなくとも確保することが可能である。

第二に、ドライバーの確保の点である。ライドシェアのドライバーになる魅力は、世界的にも、好きな時間に自律的に柔軟に働くことができる点にある。こうした働き方を安全の管理と両立する形で実現するためには、タクシー事業者の営業所でアナログな方法によりドライバーを指揮監督して安全を確保するという昔ながらのやり方に加えて、デジタル技術により遠隔で乗客やドライバーの安全を確保する方法にアップデートする選択肢を用意する必要がある。しかし、自家用車活用事業は、デジタル技術の活用を必ずしも前提とせず、タクシー事業に関する規制を準用した制度となっている。この結果、むしろ、タクシー事業者が車両や正社員を持たずに、事業を展開可能とするためのコスト削減策にすら見えるという指摘を受け止める必要がある。

第三に、移動の制約への全国的な対応の点である。自家用車活用事業は、道路運送法の根拠条文上「公共の福祉を確保するためやむを得ない場合」に「地域又は期間を限定して」実施するもの（同法第78条第3号）とされており、実際にも、地域・時間帯・時期・台数等が限定された局所的な運用になっている。同事業について、事業者からは「人口密度が低い地域になれば、マッチングの効率が下がり、マッチング率が低下するとサービス体系の満足度は下がるため、乗客、ドライバー共に支持を得ることが難しくなることから、事業としては成立しづらくなる。」といった採算性への懸念があり、また、1年ごとに運行可能な台数や地域も変更され得る不安定さも指摘されている。特に人口数万人から数十万人程度の中小規模の都市においては、自家用有償旅客運送の活用も困難な地域、時間帯等が生じることが想定されるため、このような制度を全国的な移動の足の確保につなげていくことは根本的に難しいと考えられる。

（結論）

全国で住民、観光客の移動の足不足を速やかに解消し、飲食、宿泊など地域経済の復活・発展、インバウンドの増大を図るため、今年度から開始された自家用車活用事業等の効果を適切に把握し、不断のバージョンアップを順次実施した上で、年内にも、全国各地域での移動の足が充足する地域の有無・程度を可能な限りデータによって丁寧に検証すべきである。同時に、当該検証を踏まえ、日本全国の移動の足不足の解消に向けて、次の段階に円滑に移れるよう、

デジタル原則に則り、また、内閣府及び国土交通省が行った論点整理を踏まえ、タクシー事業者以外の者が行うライドシェア事業を位置づける新たな法制度について、次期通常国会の法案提出を視野に、年末に向けて、法案化作業を直ちに開始すべきである。その際、移動の足を確保し地域を守ること、安全性の確保に向けて、デジタル技術を最大限活用することなど、生産年齢人口の急減その他の社会環境の変化でも中長期的に機能する方策の確立が必要であることに留意すべきである。

デジタル技術を徹底的に活用した真のライドシェア事業を実現する法律制度等について（骨格案）

1 車やドライバーの安全性

ライドシェア事業の制度化に当たっても、安全性の確保が第一であることは言うまでもない。デジタル技術によって、従来のタクシーを上回る最高水準の安全を確保する必要がある。

現行のタクシーや自家用車活用事業では、営業区域内に営業所を設置し、定められた台数以上の事業用自動車を設置した上で、営業所ごとに選任される運行管理者による対面でのドライバーの監督を中心とする運行管理が前提とされている。しかし、ライドシェア事業では、生産年齢人口の急減に伴う運行管理者の減少に対応しつつ、タクシー事業者以外の新規参入及び局所的な運用の是正を実現するとともに、デジタル技術を活用した遠隔での運行管理や安全対策により、最高水準の安全を確保することが制度化の根幹となる。具体的には、以下のような点を新たに規定する法制度の整備が必要である。

①運行管理のデジタル化

自家用車活用事業における運行管理のデジタル化・遠隔化に加え、車内ドライブレコーダーの設置の義務付け等による乗車中の安全性確保、ドライバー及び乗客の評価をアプリで行うレーティング機能の搭載の義務付けといった、乗客、ドライバー双方のより高いレベルの安全性を確保するためのデジタル技術を最大限に活用した遠隔による運行管理を実現する。このためには、営業所ごとに運行管理者を設置する体系から、デジタルを前提に、運行関連データをフル活用することも可能とする体系へのアップデートが必要である。例えば、次のような手法が考えられる。

- ・緊急時に、乗客がアプリ上で警察・ライドシェア事業者に通報できる機能の搭載。ライドシェア事業者が犯罪行為や事故を把握した場合の警察・消防への通報義務。
- ・性犯罪等の抑止のため車内ドライブレコーダーの設置義務付け。
- ・アプリにドライバー及び乗客の相互評価機能（レーティング機能）の搭載義務付け（評価に基づくドライバーの自主的な改善を促すとともに、乗客によるドライバーへの迷惑行為等を予防。低評価のドライバーには講習等を受講しない限り新規配車依頼を行わず、低評価の乗客には、カスハラ対策の観点からも、利用の拒否又は配車の優先度引下げ）。
- ・デジタル技術やA Iを活用したオンラインによる苦情等の受付体制整備（上記に加え、苦情等の受付の際に得られたデータをドライバーの運転

技術や接遇の向上のための情報としてドライバーに提供し、活用)。

- ・ドライブレコーダー、アプリ等により把握する運転特性データの活用(AI分析結果等に応じ、ドライバーの運転技能向上のための情報提供)

②自家用車への安全設備

- ・ドライバーが一種免許保有の場合に、車外のドライブレコーダーその他の安全設備の装着を義務付け。
- ・自家用車に対し、タクシーと同程度の期間で車検実施を義務付け(走行距離に基づき所要の調整)。

③性犯罪対策・事故防止の事前審査

- ・ライドシェア事業は遠隔による管理が前提となるため、ライドシェア事業者がドライバーに対する登録時の本人確認(eKYC等のデジタル技術を活用した本人確認を含む。)、性犯罪歴、事故歴及び健康状態の確認を行うことを義務付け。
- ・車内ドライブレコーダー及びSOS機能が設置されていることをアプリ等で乗客に表示し、また、事後に検査を行えるよう記録保持義務を課し、性犯罪等の発生を抑止。

④運行管理の外部委託等

- ・運行管理のデジタル化・遠隔化も踏まえ、営業区域の規制は設けず、また、道路運送法第23条に基づく営業所ごとの運行管理者の選任を不要化(広域での選任を可能とするとともに、運輸規則第47条の9により選任されるべき運行管理者数の要件緩和)。あわせて、一定の要件の下での運行管理業務の全てを外部に委託することの実現(受託者も運行管理上の行政上の責任を負うことにより十分な安全性を確保。)

2 事故時における責任体制の確保

事故の責任をライドシェア事業者に直接負わせることにより、ライドシェア事業者がドライバーの安全管理を最大限実施するインセンティブとすることが重要である。そのため、以下の対応を行う必要がある。

- ・ライドシェア事業者は、乗客とドライバーとの間の仲介ではなく、乗客に対して直接に旅客運送を提供する主体として、運送契約上の責任を負うことを法律上の義務として規定。
- ・ライドシェア事業者は、事故発生時における損害を賠償するため、一定額以上の支払が保障される損害保険への加入義務を負うことを法律上の義務として規定。

3 ドライバーの働き方

上記のデジタル技術を最大限に活用した管理手法により、ドライバーや乗客の安全性を確保することを前提に、ドライバーの自律的かつ柔軟な働き方を実現し、あわせて、運賃規制も柔軟化することで、十分な担い手を確保していくことが、ライドシェアの議論の本質である。一方で、ドライバーが労働者ではなく自営業者である場合、当該ドライバーが自ら自営業者としての柔軟な働き方を自らの意思で選択する点を留保するとしても、労働法制の規律の対象外となり、不十分な就業条件を強いられることになるのではないかという懸念も示されている。ドライバーの就業条件については、海外でも議論が進められている。この点について、次のとおり対応すべきである。

①柔軟な働き方とドライバー保護とを両立させる就業条件・待遇（業務委託）

- ・デジタル技術を用いた遠隔での運行管理による柔軟な働き方の実現の結果として、雇用契約のみならず業務委託契約による就業形態も可能とする法制度の実現。あわせて、事故歴等を勘案し、一定の場合には、配車単位又は時間単位での雇用契約に基づくスポットワークも可能とする制度改正⁴。
- ・最低報酬の保障やドライバーによる稼働時間のサポート等、業務委託契約により就業するドライバー（労働基準法上の労働者性がないドライバー）に対して委託者が行うべき就業条件の整備を委託者に義務付け。
- ・事業者に対して運送引受義務を課さず、相互評価機能（レーティング機能）を通じたドライバー・乗客の双方の安全安心の実現。

②価格規制

- ・運賃の事前確定を前提に、柔軟なダイナミックプライシングを通じた需給調整を可能とする運賃規制の緩和。
なお、需給の調整機能は、ドライバーの収入増にもつながるダイナミックプライシングに担わせることが適切であり、他方で、ドライバーの収入にプラスの影響を及ぼさない、配車アプリが旅客から収受する優先配車（仲介事業者が、配車を希望する旅客に対し、追加料金の支払を条件に、空車の探索を継続し、又は優先的に車両を手配するサービス若しくはこれに類するもの）の手配料金その他の配車に係る料金については、適切かつ透明性を確保し得る料金規制を導入。

⁴ 自家用車活用事業においては、ドライバーは複数の運営事業者の下での雇用契約による就労を希望する場合もあることから、そのような場合でも、柔軟な働き方が実現できるよう、一定期間内の研修受講歴や事故歴、運転免許停止処分等を勘案し、一定の場合に、配車単位又は時間単位での雇用契約に基づくスポットワークも可能とする必要がある。なお、国土交通省は、継続的な雇用契約を締結せず、月にどれほど就業するのか不明なスポットワークのドライバーに対して、タクシー事業者がコストをかけて、個々のドライバーの事故歴や苦情歴等の運行実績を管理・把握し、それらを踏まえた計画的・継続的な指導監督を行うことは考えにくく、輸送の安全を確保することができない等の理由から自家用車活用事業において配車単位又は時間単位でのスポットワークのドライバーは認められないとの考えであるが、デジタル技術を活用することで、個々のドライバーの運行実績等のデータ管理やデータに基づく指導監督を効率的に実施可能なタクシー事業者においては、スポットワークのドライバーに対しても計画的・継続的な指導監督を実施し、輸送の安全を確保することが可能ではないかとも考えられる。

4 全国展開（事業性の確保）

自家用車活用事業は、現行道路運送法上、「公共の福祉を確保するためやむを得ない場合」に「地域又は期間を限定して」実施することができるものであり、制度運用上も、地域、時間帯、供給台数に関する詳細な制限が課されているため、対応が局所的となっている。そのため、ライドシェア事業の法整備に当たっては、こうした地域的な制限を設けるべきではない。また、タクシー、バス、鉄道その他の交通に関する事業を既に行っている者だけでなく、様々な意欲ある企業が参加し、地域における移動の制約の解消に向けてチャレンジできる環境整備が必要である。一方で、タクシー業との共存についても一定の配慮を行う必要がある。

①運行主体の拡大

- ・「ライドシェア事業」を許可制として新たに創設。地域における移動の制約の解消に向けて果敢にチャレンジする意欲のある様々な事業者の参入を実現（許可に当たっては、タクシー事業において求められる営業区域内の営業所の設置要件、事業用自動車の配置要件、営業区域内での運行管理者の設置などの要件は設けない）。

②時間帯・エリア規制・台数制限

- ・ライドシェア事業においては、地域、時間帯、供給台数に関する制限の撤廃。
- ・地方部における移動の足を供給する観点から、都市部で運行するライドシェア事業者が一定の範囲で都市部のみではなく、地方部でもサービスを提供する制度の導入（サービス対象エリアを地方部にも広げることを義務付ける「ユニバーサルマッチング義務」）。

③タクシーとの共存

- ・ビッグデータを活用したモニタリングにより、特定の地域においてライドシェアの供給が著しく過剰となり、タクシー事業者の事業の継続が困難になるような場合については、緊急調整を可能とする仕組みの導入。

5 その他

①仲介事業者への規制

- ・白タク行為の撲滅のためには、仲介事業者の登録制の導入（外国事業者も対象とし、無登録事業者に対する処罰規定を整備）。あわせて、登録事業者にする、白タクなどの違法行為のあっせん禁止の規律の整備⁵。

⁵ 国土交通省は、白タク行為の対策として、空港にAIカメラを設置すること等による白タクドライバーの取締り

②自家用車活用事業の改善

ライドシェア事業同様、地域の自家用自動車や一般ドライバーを活用して行う有償運送である自家用車活用事業についても、更なる活用が図られるようライドシェア事業に準じた対応を行うべきである。

カ 自動運転レベル4の事業化加速のための道路交通法及び道路運送車両法に基づく走行に係る審査に必要な手続の透明性・公平性の確保

【a：令和6年度措置、b：継続して措置】

<基本的考え方>

特定条件下における完全自動運転である自動運転レベル4の社会実装は、地域の移動の足の不足や担い手の不足の課題への重要な対応策であり、また、米国や中国などで広く社会実装されつつあることを踏まえ、その事業化の加速を図るため、非常に複雑であると指摘される道路交通法及び道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づく走行に係る審査に必要な手続について、その透明性・公平性を確保することで、新規参入の拡大を促し関係者の裾野を広げ、社会的受容性を高める必要がある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a 警察庁、経済産業省及び国土交通省は、道路交通法及び道路運送車両法に基づく走行に係る審査に必要な手続について、申請者における手続に係る準備・検討の円滑化に資するため、走行環境条件の付与から事業化の過程に至る審査手続のフロー図や各プロセスにおける審査事項や審査の観点等を明らかにすることなど審査内容や手続等の明確化を図る。また、審査手続の利便性向上と効率化・迅速化を図るため、警察庁及び国土交通省が連携して、事業者が提出した情報について、同じ内容の情報を再び求めないこととするなど、申請手続や審査項目に係る重複を排除するとともに、警察庁及び国土交通省本省が個別の審査に当たって、過去の審査事例やデジタル技術の活用の徹底等により、審査を主導して実施し、従来約11か月かかっていた審査を2か月で完了することを目指す。また、警察庁及び国土交通省本省は、審査事例の知見を全国の都道府県警察及び地方運輸局に共有し、各地で自動運転の取組を伴走支援するための体制の整備を行う。警察庁、経済産業省及び国土交通省は、これらの措置を取りまとめた文書を作成・公表し、十分に周知する。
- b 道路交通法及び道路運送車両法に基づく車両や走行エリア等に関する審査事

強化を行うとし、外国事業者を含む白タク行為の仲介事業者を処罰可能とする法制度の創設については、外国事業者には犯罪捜査・行政権限が及ばないことから、立法措置の実益がないとの考えのようであるが、白タクドライバー取締りをいくら強化したとしても、結局は末端の白タクドライバーを検挙できるのみであり、その仲介行為を行う事業者の取締りは、ドライバーを検挙できた場合であって、当該ドライバーと共犯関係（幫助犯）が成立するときに限られるため、白タク行為の撲滅にはつながらないため更に検討を行うべきである。

例が現時点では極めて限定的なものにとどまることから、警察庁及び国土交通省は、引き続き、デジタル技術の活用を徹底しつつ、今後の審査事例を踏まえ、外部の有識者や民間事業者等の意見を踏まえ現場視点を確保しながら、審査手続の利便性向上と効率化・迅速化に向けた見直しを安全性を確保しつつ不断に検討する。そして、その結果をaの取りまとめ文書に逐次反映しながら、警察庁及び国土交通省は、当該文書に沿って審査手続を実行する。

キ 自動車の安全運転管理者、運転者等の事務負担軽減

【令和6年度措置】

<基本的考え方>

多数の自動車を使用する事業所等において、自動車の安全運転を確保するために設けられている「安全運転管理者制度」については、酒気帯びの有無の遠隔実施、業務委託等の確認に関する規定の解釈は明確化されているものの、点呼等による自動車の点検、過労・病気等の確認等に関する遠隔実施、業務委託の規定の解釈は明確化されていないため、その基準を明確化することにより、安全運転管理業務のデジタル化、安全運転管理者、運転者等の働き方改革を促す。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

警察庁は、自動車の安全運転管理者、運転者等が担う事務負担を軽減する観点から、安全運転管理者等が行う点呼について、道路交通法施行規則第9条の10第5号の規定（自動車の点検の実施及び過労、病気その他の理由により正常な運転をすることができないおそれの有無を確認し、安全な運転を確保するために必要な指示を与えること）の解釈を明確化し、遠隔実施及び外部委託が可能となるよう検討を行い、結論を得る。

(2) 物流

ア 無人航空機（ドローン）の事業化に向けた環境整備

【a～c：措置済み、
d, e：令和6年措置、
f：(①～③) 令和6年度措置、(④) 措置済み、
g～j：令和5年度以降継続的に措置】

<基本的考え方>

離島・過疎地域等への物資輸送など多様な利活用が期待できる無人航空機（以下「ドローン」という。）の「事業化」は、人口減少や高齢化が進行する中で地域の生活サービスを維持しつつ省人化を実現するために不可欠である。また、災害大国である我が国において、被災地へのアクセスに利点があるドローンは、迅速な初動対応を行うためにも活用が欠かせない。平時及び災害時を問わず、ドローン活用を促進すべきである。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a 国土交通省は、「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領（カテゴリーⅡ飛行）」（平成27年11月17日国土交通省）を改正し、ドローンのレベル3飛行（無人地帯における目視外飛行）について、操縦ライセンスを保有する者（第三者賠償責任保険加入者に限る。）がデジタル技術（機上カメラ）を活用することにより、補助者や看板の配置等の立入管理措置なく、移動車両上空を含む道路、鉄道等の上空の横断を新たに可能とする制度（「レベル3.5飛行」）を導入する。あわせて、当該制度を事業者等が正確に理解できるよう、説明会等を行い、人口密度が低い地域の深夜等でも当該運航が可能であること等、当該制度の詳細な内容を周知する。
- b 国土交通省は、レベル4飛行（有人地帯における目視外飛行）の早期事業化に向け、運航管理や操縦ライセンス、型式認証及び機体認証等に係る各種施策を講ずる時間軸を定める工程表の整備を行う。また、レベル4に限らず、型式認証については、製造事業者による認証の取得を促進するため、機体の耐久性及び信頼性等の証明・試験方法の例示、認証のための提出書類の記載の定型化及びガイドラインの充実、標準処理期間の制定等を行う。これらの取組によって、効率的な認証取得を実現し、申請者の開発状況等を勘案しつつ、令和5年度までに5機種以上の型式認証を目指す。
- c 厚生労働省は、国土交通省と連携し、令和6年能登半島地震におけるドローンによる医薬品配送の対応等を踏まえ、「ドローンによる医薬品配送ガイドライン」（2023年3月厚生労働省・国土交通省）において、災害時に緊急に医薬品を配送する必要があると認められる場合には、当該ガイドラインの留意事項は必ずしも適用されないことを明確化する。
- d 国土交通省は、航空法（昭和27年法律第231号）第132条の92に規定する特例により、緊急性がある場合は、ドローンの飛行の禁止空域及び飛行の方法に係

る許可・承認等に関する規定が適用除外となること、災害時における幅広い用途でのドローン活用を促進する観点から、事業者の予見可能性を高めるため、当該条項で定める「捜索又は救助その他の緊急性があるものとして国土交通省令で定める目的」において、人命の危機又は財産の損傷を回避するために必要な措置として、医薬品・衛生用品・食品等の物資輸送や危険を伴う箇所での調査・点検、住民避難後の住宅監視が該当することを明確化する。

- e 内閣府（防災担当）及び消防庁は、各都道府県及び市町村における関係主体（例：自主防災組織、民間企業）が災害時に地域特性を踏まえつつドローンを迅速かつ的確に活用できるよう、必要に応じ「防災基本計画」（令和5年5月中央防災会議）を見直した上で、各都道府県に対し、各都道府県及び市町村の「地域防災計画」に、災害対策の手段としてドローンを活用した現地調査や物資輸送等を位置付けることを要請する通知を发出する。
- f 国土交通省は、a, bのほか、ドローンの事業化を促進するため、次の措置を講ずる。
 - ①航空法第132条の85及び第132条の86に基づき、ドローンの利用者が行う飛行申請に対する航空局の許可・承認手続期間について1日を目指すとともに、型式認証取得機増加により許可・承認手続を不要化する。
 - ②航空法に基づくドローンに係る各種申請・審査の効率化・迅速化及び利用者の利便性向上のため、ドローン使用事業者の意見を踏まえつつ、国土交通省が運営する「ドローン情報基盤システム」につき、システム全体の改修を利用者視点に立って行う。あわせて、国土交通省の審査業務等の効率化、円滑化及び迅速化等の観点から、定型的業務の外部委託を行うことも含めて検討を行う。
 - ③物流量の増加に迅速に対応するため、総重量25kg以上のドローンの社会実装を進めることとし、審査要領において、「堅牢性が必要」などの定義が曖昧となっている要件を具体化する。
 - ④操縦ライセンスを取得する需要の増加に対応するため、外国人等を役員に含む企業であっても登録講習機関及び登録更新講習機関として認定されるよう「無人航空機の登録講習機関及び登録更新講習機関に関する省令」（令和4年国土交通省令第59号）を改正する。
- g 国土交通省は、航空法第132条の85及び第132条の86に基づく飛行許可・承認手続や飛行計画の通報について、海外の事例を踏まえつつ、目視内飛行と目視外飛行の安全性比較を定量的に行う。その上で、物流及び点検・測量等の多様な分野におけるドローンの利活用を促進するため、関係省庁及び関係機関とも連携し、当該検証結果を踏まえたリスクベースの検討を行い、例えば、低空かつ限定的な飛行範囲内でドローンを用いて農薬散布を行う場合には、一定期間内の包括的な飛行計画通報を可能とするなど、安全性確保を前提としつつ、飛行計画通報の内容や頻度等、飛行計画通報に関する運用の見直しを検討する。
- h 国土交通省は、a～gを含む施策の効果検証のため、関係省庁と連携し、物資輸送や災害救助等、分野に応じたKGI（Key Goal Indicator）・KPI（Key

Performance Indicator)を設定し、事故率や事故の発生原因の分析等により、措置後に検証を行う。なお、検証は毎年度実施し、施策への反映を随時行う。

- i 総務省は、多様な分野におけるドローンの利活用を促進するよう、5GHz帯の周波数について、気象レーダー等の無線システム等への混信を防止しつつ、ドローンに利用可能な無線LAN用周波数帯を拡大する。また、ドローン用無線局の実験運用を推進するため、既存無線システムに影響を与えない範囲で、実験試験局の開設・利用手続の簡素化を行う。
- j 経済産業省及び国土交通省は、ドローンの生産性向上に向け、「ドローン航路」の社会実装に伴い「空間ID」の活用や規格整備を行うことで、「空間ID」により飛行航路内の地形・地物や気象、人流等の状況把握を可能とするなど、ドローンにおけるG空間情報の利活用を促進する措置を継続的に講ずる。その際、各国のデータ利活用の実態把握に努め、国際競争力の高いデータ形式の技術開発、標準化及び社会実装の推進を念頭に置く。

イ 物流車両情報の即時把握等を可能とする運行記録規制の見直し

【a, c : 措置済み、

b : 令和5年度検討開始、令和6年結論・措置】

<基本的考え方>

物流のいわゆる「2024年問題」に対する有力な方策として、トラックや倉庫を始め既存の物流リソースの複数事業者間の有効活用や、荷主とトラック運送事業者間のより効率的なマッチング等を実現する物流車両情報の即時把握等を促進する観点から、物流車両情報の基となる運行記録規制の見直しをする必要がある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a 国土交通省は、物流事業者による多様な車両運行データの取得・活用を通じて、物流ネットワークの「見える化」を促進し、物流の効率化や物資の安定輸送を実現する観点から、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に基づき設置が必要とされる運行記録計について、①クラウド上のみでの車両運行データ保存（通信不能時の車両運行データが機器内で記録できる場合に限る。）、②Wi-Fi等の通信を活用した車両運行データ出力（送信）、③走行速度や走行距離といった情報取得時の車速パルス以外の信号利用を可能とするため、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）について所要の改正を行う。
- b 国土交通省は、運行記録計を車両に必置とする貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）第9条の規制について、自動運転を早期に社会実装する観点から、事業用自動運転車の車体や関連システムで運行記録データ（速度・時間・距離）を容易に取得できる場合には、別途、運行記録計の設置を不要とすることを検討する。

- c 国土交通省は、物流に関わる事業者の、共同輸配送を始めとした物流効率化を推進する観点から、運送計画情報や運送能力情報、入出庫情報等物流に関する情報項目の定義やデータ型の標準形式を定めた「物流情報標準ガイドライン」を事業者が活用するに当たっての課題を調査するとともに、事業者におけるガイドラインの導入方法や導入事例を分かりやすく示した利用手引を新たに作成・発信する。

ウ 業務の性質上、短時間の駐車が不可避である業務用車両に係る駐車規制の在り方

- 【a①：令和6年度検討、令和7年度措置、
a②③, f：令和6年度中に検討・結論、都道府県警察に通知、
a④, b, d, e, g：可能な限り速やかに検討を開始し、令和6年度措置、
c：令和6年度検討、結論を得次第速やかに措置】

<基本的考え方>

2024年4月にトラック運転者や医師の時間外労働の猶予期間が終了し（いわゆる「2024年問題」）、今後、輸送力不足や在宅医療資源の不足が懸念される*。

現状、これらの業務に従事する事業者については、業務の性質上、短時間の公道における駐車が不可避であるが、駐車規制に関し、「共同住宅など用務先周辺に駐車場所がないため、用務先から離れた駐車場への駐車に追加的時間を要し、配達効率が大幅に低下している」「用務先の近くに停められず、患者対応に十分な時間が取れない」「都道府県によって駐車許可の基準が大きく異なる」との指摘がある。また、申請書類作成や作成した申請書類を紙媒体で多くの警察署へ提出する必要があるなど駐車許可に伴う申請コストについても、デジタル化による軽減を求める声がある。

トラック運転手や看護師など医療・介護人材の不足が深刻化する中、物流や在宅医療における業務の抜本的な効率化を図る必要がある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

*注 何も対策を講じなければ、2030年度には34%の輸送力が不足することが「持続可能な物流の実現に向けた検討会」において民間企業によって推計され、また、訪問看護職員は2018年から2022年で44%の増加が厚生労働省の介護サービス施設・事業所調査によって示されている。

<実施事項>

- a 警察庁は、道路交通法第45条第1項に基づく警察署長に対する駐車許可の申請手続について、警察署によって必要書類にばらつきがあり、また、一駐車ごとに申請が必要となり手続コストが大きいといった指摘があることを踏まえ、申請者の利便性を向上させる観点から、手続の簡素化、デジタル化を図ることとし、次の①～④の措置を講ずる。

- ① 全ての申請者に対し、それが初回申請か過去に許可を受けた申請であるかを問わず、オンラインによる申請を可能とするとともに、オンラ

インでの許可証の受取を可能とする。

- ② 申請時の必要書類について、警察署における運用実態を調査の上、全国統一の必要書類を決定し、それに従い規定を整備するよう都道府県警察を指導する。その際、定期的に申請を行うもので、過去に許可を受けた申請と同内容の申請にあつては、当該必要書類のうち、その内容に変更がある書類のみに限ることとする。
- ③ 許可の有効期間は、訪問診療、貨物集配等、反復継続的な用務に使用する車両については、原則1年以上（許可の有効期間中に当該許可対象の道路車線の減少その他の道路環境の変化が生じることが合理的に予想される場合を除く）とする方向で検討し、検討結果を都道府県警察に周知徹底する。
- ④ 申請する駐車場所が複数の警察署の管轄区域内にまたがる場合については、申請の受理や駐車許可証の交付・返納受理を、書面・オンライン申請問わず一の警察署で一括して行うよう、都道府県警察を指導する。その際も、申請期限につき、原則として、駐車を希望する日の1週間前まで受付を可能とする。

b 警察庁は、駐車許可申請を受け付ける警察署において、申請用途が貨物車の貨物集配である場合に、申請の受付自体に消極的であるとの事業者の指摘があることを踏まえ、都道府県警察に対して、警察署の現場における円滑な申請の受付を指導するとともに、貨物集配が駐車許可の対象となりうることを警察庁及び都道府県警察のHP等に明示する。また、警察庁は、

- ① 駐車日時・場所について、訪問診療等と同様に、日時の柔軟な指定や、一申請における複数の場所の指定を要する場合
- ② 用務先からおおむね100m以内に駐車場があったとしても、例えば、車幅が駐車枠に収まらない場合、利用可能な車両の重さに上限が設けられている場合、若しくは駐車場が混雑し空きが少ないことが合理的に予想される時間帯である場合など実質的に当該駐車場の利用が困難と認められる場合

についても、駐車許可の対象としてほしいという事業者の要望を踏まえ、①及び②について同様に、駐車許可の対象となりうることを警察庁及び都道府県警察のHP等に明示するとともに、都道府県警察に対して、現場警察署における円滑な申請の受付を指導する。

あわせて、警察庁は、警察署において、道路交通法第77条における道路使用許可との混同が見られるとの事業者の指摘を踏まえ、都道府県警察に対し、その制度・運用の異同を明確化し警察署における円滑な対応を徹底する。

c 警察庁は、申請に対する警察署長の許可について、都道府県又は都道府県内の地域ごとにばらつきがあるとの事業者からの指摘を踏まえ、交通量等の個々の現場の実情を勘案する必要があることには留意しつつも、事業者の利便を図る観点からも、統一的な判断の枠組みを制定し、公表するとともに、都道府県警察に周知徹底する。

- d 警察庁は、訪問診療等の用に供する車両に対する駐車許可に関し、「訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可事務の簡素合理化について（通達）」（令和6年3月22日警察庁交通局交通規制課長通達）に基づき、駐車日時については、「訪問診療等事業所の業務時間内（例：9時から17時までの間）及び緊急訪問時」とし、また、駐車場所については、申請に係る訪問先を特定した上で、「訪問先付近」とするといった柔軟な運用が望ましい旨その他当該通達の内容の遵守を都道府県警察本部を通じて現場警察署に徹底させる。
- e 警察庁は、a～dまでの措置について、これまで累次にわたって発出された通達が現場警察署に徹底されていないという事業者からの指摘を踏まえ、その実効性を担保すべく、関係事業者団体に対し、令和6年度は半年に1度程度、それ以降は当面の間、年に1度程度駐車許可に係る都道府県警察の遵守状況についてヒアリングを行い、参考となる不許可事例を理由とともにHP等で公表するとともに、関係する都道府県警察を適切に指導する。
- f 警察庁は、道路交通法第4条第2項及び都道府県公安委員会規則に基づく駐車禁止除外標章について、①保健師、看護師又は准看護師が、医師の指示（包括的指示を含む。）を受け、直ちに患者宅等を緊急に訪問し看護を行うための車両及び②助産師が直ちに妊産褥婦宅等を緊急に訪問し助産等を行うための車両がその対象となりうることを明確化し、都道府県警察を指導する。あわせて、各都道府県公安委員会規則により定められる駐車禁止除外標章の申請手続について、ローカルルール見直しに係る基本的考え方（令和5年6月1日）に即して、都道府県ごとに異なる申請様式を統一する方向で検討し必要な措置を講ずる。
- g 国土交通省は、平成27年から15年間でトラック運転手が約3割減少するとの予測もある一方で、宅配便取扱個数が過去5年間に約18%増加するなど増大の一途にある中、共同住宅内における荷さばきを行うための駐車施設が十分に設けられておらず、又は全く設けられていないことにより、路上駐車が交通渋滞を引き起こす原因にもなり得ることや、宅配事業者が当該共同住宅外の駐車場探索その他のコストを要し宅配事業者の生産性に悪影響が生じており、例えば、一部研究では、タワーマンションにおいて車両から搬送先への1往復だけで30分程度を要するとする課題が指摘されていることも踏まえ、標準駐車場条例（令和2年9月7日国土交通省都市局長通知）の改正により、共同住宅の用途に供する部分のある建築物を新築等する場合においても、百貨店等と同様、一定規模以上の荷さばきのための駐車施設を附置しなければならない旨の規定を置くこととし、併せて、地方公共団体にその旨を周知する。

(3) 観光

ア 旅館業法の簡易宿所営業における玄関帳場等の規制

【a～c：令和6年度措置】

<基本的考え方>

今後、2030年にも6,000万人に増大すること（2023年は2,500万人程度）が目標とされているインバウンドを始めとする観光客を旅館・ホテルがない地域を含め全国各地で広く受け入れていく観点から、古民家や歴史的建造物、別荘といった既存施設を簡易宿所として適切に活用することが期待される。一方で、現状、旅館業法（昭和23年法律第138号）では、簡易宿所に玄関帳場等の設置義務はないが、「旅館業における衛生等管理要領」（昭和59年8月28日厚生省生活衛生局長通知）において「適当な規模の玄関、玄関帳場若しくはフロント又はこれに類する設備を設けることが望ましいこと」と規定しており、事実上それを受けて、地方自治体の条例で玄関帳場等の設置や、それに代替するものとして、宿泊者の緊急を要する状況に対し、宿泊者の求めに応じ、通常おおむね10分程度で職員等が駆けつけることができる体制が求められる結果、人員確保やコストの観点から簡易宿所の営業に困難が生じうる現状を改善する必要がある。

なお、簡易宿所の待機人員については、事業者から、「ただ待機しているだけのことが多く、無駄なコストとなっている」「緊急時にアルバイトができることには限界があり、警察等の専門家でないと適切な対応はできない」との指摘があったが、労働力人口の減少に直面する我が国では、社会全体として、高付加価値産業等への労働移動を円滑化することが我が国の経済社会の変革を加速するため、喫緊の課題である。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a 厚生労働省は、「旅館業における衛生等管理要領」（昭和59年8月28日厚生省生活衛生局長通知）において、簡易宿所営業では「適当な規模の玄関、玄関帳場若しくはフロント又はこれに類する設備を設けること」（以下「フロント設置要件」という。）や「事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。緊急時に対応できる体制については、宿泊者の緊急を要する状況に対し、その求めに応じて、通常おおむね10分程度で職員等が駆けつけることができる体制をとること」（以下「駆けつけ要件」という。）が望ましいとしているが、その趣旨が防犯対策を含めた宿泊者の安全や本人確認、鍵の受渡し等の円滑化による利便性の確保であることを踏まえ、各事業者が既に行っているデジタル技術の活用による効率的な事例を収集・公表し、新規参入希望者を始め事業者が参考にできるよう横展開を図る。
- b 厚生労働省は、簡易宿所外のコールセンターにおいてテレビ電話等を活用し遠隔で宿泊者の相談や苦情に常時対応する方法などデジタル技術を活用した手法について、現行の手法と同水準の安全性等を確保できる方法の要件を検討

し、そうした要件を満たす方法について、現行のフロント設置要件及び駆けつけ要件と同等に望ましいものとして明示する通知の改正を行う。

- c 厚生労働省は、bの改正について、地方自治体に対して各自治体の状況に合わせて判断可能であることを含めて周知、条例改正等対応の要請、技術的助言その他必要な措置を講ずる。

(4) 公共

ア 地方公共団体の調達関連手続のデジタル化

- 【a：令和6年度結論、令和7年度から各地方公共団体のシステム更改時期その他必要な経過措置期間までに措置、
b：令和6年度結論、
c：令和6年度結論、結論を得次第速やかに措置、
d：a, b, cそれぞれの措置と併せて措置】

<基本的考え方>

地方公共団体の調達関連手続（入札参加資格審査、入札の公告、入札、契約、完了届・検査、請求・支払をいう。以下同じ。）は、入札参加資格の審査に係る様式・項目等が地方公共団体ごとに異なり、入札など各手続のデジタル化が不十分なため、人員の少ないスタートアップ企業や、地域をまたいで活動する事業者にとって大きな負担となっている。国の物品・役務の調達においては、既に、全省庁統一資格を採用するとともに、政府電子調達システムが整備され、入札参加者の負担軽減が図られていることを踏まえ、地方公共団体の物品・役務の調達においても、スタートアップ企業の先進的なサービスの活用促進や、事業者及び地方公共団体の人手不足に対応する業務効率化のため、調達関連手続の共通化、デジタル完結、ワンスオンリー化を実現する必要がある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

なお、各実施事項において「※」を付した事項については、総務省において成案を得て決定を行う前に規制改革推進会議で議論等を行うことを予定している。

<実施事項>

- a 総務省は、スタートアップなど事業者や地方公共団体の事務処理の効率化及び利便性の向上を図る観点から、地方公共団体における「物品・役務」の入札参加資格審査に係る申請手続（申請項目、必要書類及び申請方法（資格の有効期間、申請時期、受付期間等））に関し、事業者の負担を従前よりも増加させないことや、地方公共団体が地域の実情に応じた契約の適正な履行を引き続き確保できるようにすること等に留意しつつ、全ての地方公共団体について共通化することとし、当該共通化の具体的内容については、①「新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会報告書」（令和5年12月新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会。以下「総務省研究会報告書」という。）において、申請項目及び必要書類（以下「申請項目等」という。）について、(イ)全地方公共団体共通の申請項目等及び(ロ)申請・提出を求めるか否かを地方公共団体が任意に選択することのできる共通の申請項目等を設けつつ、(ハ)地方公共団体が独自の申請項目等を設けることができるようにする旨の提言がされていることや、②経済団体からは、「物品・役務」の入札参加資格の統一に関し、各地方公共団体の審査における独自の項目等又は加点要素（以下「独自項目等」という。）を入札参加資格審査の段階（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項）ではなく個

別入札の段階での要件（同第167条の5の2）とすべきとの意見があることを踏まえ、地方公共団体や事業者から意見を聞いた上で、「地方公共団体の競争入札参加資格審査申請に係る標準項目の活用等について」（令和3年10月19日総行第369号総務省自治行政局行政課長通知）で示した「標準項目」等の見直しを含め検討し、結論を得次第、必要な措置を講ずる。 ※

- b 総務省は、スタートアップなど事業者や地方公共団体の事務処理の効率化及び利便性の向上を図る観点から、経済団体の①地方公共団体間で「物品・役務」の入札参加資格を統一するとともに、②各地方公共団体の審査における独自項目等の考慮は入札参加資格審査の段階（地方自治法施行令第167条の5第1項）ではなく個別入札の段階での要件（同第167条の5の2）としつつ、③個別入札ごとに同じ書類の提出を課すことで入札参加者及び地方公共団体の負担が従前よりも増加することがないように、同じ書類の再提出を不要とするワンスオンリーを後記cの地方公共団体の「物品・役務」の調達関連手続に係る共通システムの整備で実現すべき、との意見や、経済団体の意見も聞きながら取りまとめられた総務省研究会報告書において、「審査基準は、（略）地方公共団体の契約の規模や内容の実態その他の地域の実情が様々であることから、多様なものとなっている」とした上で「広域で又は全国的に地方公共団体共通の調達関連システムを整備し、当該システムにおいて地方公共団体が申請を受け付けられるようにすることについて検討する必要がある」と提言されていることを踏まえ、地方公共団体や事業者から意見を聞いた上で、事業者が複数の地方公共団体に対して入札参加資格審査申請をすることができる仕組みを検討し、結論を得る。 ※
- c 総務省は、デジタル庁と連携し、スタートアップなど事業者や地方公共団体の事務処理の効率化及び利便性の向上を図る観点から、地方公共団体における「物品・役務」の調達関連手続に係る共通システムの整備に関し、総務省研究会報告書において、都道府県単位で共同システムを整備する方法や、国の政府調達関連システムの機能を地方公共団体が活用する方法、全地方公共団体共通のシステムを整備する方法を検討すべきとの提言がされていることや、経済団体から、全ての地方公共団体の「物品・役務」に関する全ての調達関連手続について、全国単一の電子申請プラットフォームから手続可能とすることでデジタル完結及びワンスオンリーを実現すべきとの意見があることを踏まえ、地方公共団体や事業者から意見を聞きつつ、全ての地方公共団体の「物品・役務」に関する調達関連手続のうち、まずは入札参加資格審査申請について、デジタル完結及び全国的なワンスオンリーの実現可能性を検討した上で、広域又は全国的な共通システムを早期に実現する方向で検討し、可能な限り早期に結論を得次第、結論に応じて実現時期について地方公共団体と協議する等、必要な措置を講ずる。 ※
- d 総務省は、入札参加資格に係る手続の見直し及び広域又は全国的な共通システムの整備に係る必要な措置を講ずるに当たり、入札参加資格を取得できない等の不利益が中小企業・小規模事業者に生じないようにするとともに、地方公

共同体における入札参加資格審査の事務の円滑な処理に支障が生じないように、当該措置に関して必要な事項について十分な期間を設けた上で、適切に周知する。

イ 地方公共団体の窓口業務の官民連携による集約化及び効率化

【a, b：令和6年度措置】

＜基本的考え方＞

生産年齢人口の減少とあいまって、地方公共団体職員や民間事業者の人員数もまた減少傾向にあり、今後もその傾向は変わらないと見込まれる中、地方公共団体の窓口業務など定型的な業務に関する官民連携による集約化及び効率化の実現は、人手不足解消に向けた有力な解決手段の一つである。一方で、総務省の「市町村の出張所・連絡所等における窓口業務に関する官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲等について」（平成20年1月17日総務省行政管理局公共サービス改革推進室。以下「平成20年通知」という。）において、窓口業務の民間事業者への業務委託の際に、地方公共団体による委託業務の適切な管理のため、地方公共団体職員の委託先へ職員を常駐させることを求めていると解釈できる規定があるほか、職員を委託先へ常駐させることなく業務委託をするための具体的な基準が不明確であるため、地方公共団体が職員を委託先へ常駐させることなく業務委託することを躊躇しているとの指摘がある。今後、地方公共団体や民間事業者において人手不足が進展することが見込まれる中でも、地方公共団体の行政サービスの質を維持・向上していく観点から、デジタル技術を用い、窓口業務の集約化及び効率化を推進する必要がある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

＜実施事項＞

- a こども家庭庁、総務省及び厚生労働省は、平成20年通知別紙記載の市町村の適切な管理のもと市町村の判断に基づき民間事業者の取扱いが可能な窓口業務のうち、次に掲げる事項に係る民間事業者の取扱いが可能な業務について、地方公共団体が職員を常駐させることなく業務委託することが可能な条件を明確化し、平成20年通知に明記した上で、地方公共団体に周知する。
 - ・こども家庭庁：児童手当の各種請求書・届出書の受付
 - ・総務省：住民異動届、住民票の写し等の交付、除票の写し等の交付、戸籍の附票の写しの交付、戸籍の附票の除票の写しの交付及び地方税法に基づく納税証明書の交付
 - ・厚生労働省：介護保険関係の各種届出書・申請書の受付及び被保険者証等の交付
- b 総務省は、法務省が石川県かほく市において、戸籍の記載事務を市職員が常駐していない遠隔の民間データセンターで実施することを認めた事例を、平成20年通知に明記した上で、地方公共団体に周知する。

ウ 倒産手続のデジタル化

【a～d：令和6年度に検討に着手し、

改正法の施行時期に先立つ可能な限り速やかな時期に結論、結論を得て措置】

<基本的考え方>

破産手続、民事再生手続又は会社更生手続（以下「倒産手続」という。）においては、現時点では書面による手続が中心となっており、場合によっては、数十万人に上る多数の債権者が債権額・債権発生原因等の債権届出を行うなど書面中心の手続に起因して、倒産手続の長期化、コストの増大（※）が生じていることから、デジタル化による破産管財人等の業務効率化によって、手続の迅速化や配当額の増大等の効果が期待される。

※ 破産管財人が債権者に対し、債権届出書を含む書面を送付する費用だけで、債権者が10万名で7回送付した場合、約1億円のコストがかかるとの指摘がある。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a 法務省は、倒産手続に携わる実務家から諸外国と比較して倒産手続のデジタル化に係る司法府の取組が遅れており、デジタル化の運用開始までに時間を要することへの懸念が示されていることも受け止め、司法府における自律的判断を尊重しつつ、債権届出を行う債権者に関する本人確認について、現在、書面による債権届出書提出の場合には、届出時点で運転免許証等の提示等による厳格な本人確認は行われておらず、特段の問題が生じていないことを踏まえ、手続のデジタル化に伴う債権者等の手続負担の軽減を図る観点から、「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」（平成31年2月25日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）等の内容も参照し、令和10年6月までに予定される倒産手続の電子システム導入に当たり、インターネットを利用した債権届出の電子提出時の本人確認は、書面による債権届出の際の本人確認の程度と比較して、債権者に不要な負担を課さないものとするなどして、債権者がシステムの利用を選択しやすくする方向で、デジタル庁とも連携の上、最高裁判所によるシステム構築のための環境整備に取り組む。
- b 法務省は、司法府における自律的判断を尊重しつつ、令和10年6月までに最高裁判所が整備する予定の倒産手続の電子システムにおいて、民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第53号。以下「改正法」という。）の趣旨を踏まえて、債権届出に係る情報がテキストデータの形で入力可能となること、その上で、債権者が裁判所に対して書面で債権届出を行った場合には、破産法（平成16年法律第75号）、民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）上、裁判所書記官が債権届出によって得られる情報を基礎として債権者や債権額等の一覧表（債権者表）を作成することが定められていることを踏まえつつも、破産管財人等がテキストデータ化する方が個別の事案を効

率的に処理できると認められる場合もあることに鑑み、改正法の下で、いたずらにテキストデータ化の負担を破産管財人等にかけることなく、適切な運用が図られるための環境整備に取り組む。

- c 法務省は、倒産手続に携わる実務家から諸外国と比較して倒産手続のデジタル化に係る司法府の取組が遅れており、デジタル化の運用開始までに時間を要することへの懸念が示されていることも受け止め、司法府における自律的判断を尊重しつつ、債権届出における債権額等の情報をテキストデータで管理・変換することのみによっては、債権調査や配当金額の計算など後続の手続を破産管財人等が情報システム等によって効率的に行うことが困難であり、デジタル完結を実現することが必要であるとの指摘があることを踏まえ、倒産手続の迅速化、効率化を推進する観点から、令和10年6月までに予定される倒産手続の電子システムの導入に当たって、破産管財人等が、債権届出における債権額等のデータを債権調査、配当金額の計算その他の後続の手続にも自動的に利用することを可能とする方向で、デジタル庁とも連携の上、最高裁判所による情報システムの構築のための環境整備に取り組む。
- d 法務省は、倒産手続に携わる実務家から諸外国と比較して倒産手続のデジタル化に係る司法府の取組が遅れており、デジタル化の運用開始までに時間を要することへの懸念が示されていることも受け止め、司法府における自律的判断を尊重しつつ、破産管財人等が債権者に郵送することが一般的な書面について、倒産手続の電子システム導入に合わせて、当該書面に係る情報の提供方法もデジタル化し、郵送費用を削減することにより、債権者に対する配当額を増やすべきとの指摘を踏まえ、令和10年6月までに予定される倒産手続の電子システム導入に当たり、破産管財人等が裁判所に提出する財産状況報告書又は認否書その他倒産手続において破産管財人等から債権者に送付されることが一般的な書面の全てについて、破産管財人等がこれらの書面をシステムを通じて裁判所に提出した際に、同時に当該書面提出があった旨の電子的通知が債権者にも発出され、債権者が電子的に当該書面を閲覧できるようにする方向で、デジタル庁とも連携の上、最高裁判所によるシステム又は機能の構築のための環境整備に取り組む。

エ 死亡・相続手続のデジタル化

【a：令和7年度結論、
b, c：令和6年度結論、結論を得次第速やかに措置、
d：令和6年度結論】

<基本的考え方>

死亡や相続に関する手続について、被相続人の生涯にわたる全本籍地の戸籍謄本を取り寄せ法定相続人を特定することが、相続人等の大きな負担となっていたり、企業が行政の保有する死亡日時等の情報にアクセスできないため、遺族等に対する死亡保険金等の迅速かつ確実な支払や諸契約の利用料徴収の適時停止等を行うことが円滑にできていないとの指摘がある。このため、悪用の防止等を前提に、死亡や相続に伴う遺族並びに関係する企業及び行政の負担を軽減する等の観点から、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a デジタル庁は、総務省及び法務省と連携し、生命保険会社等が顧客の死亡に関する行政が保有する情報（以下「死亡情報」という。）にアクセスできれば、遺族等に対する死亡保険金等の迅速かつ確実な支払が可能となるほか、故人が契約していた電話通信契約などの各種サービスの利用料徴収を適時に停止し遺族に不必要な負担を生じさせないことが可能となるが、現状では、行政が保有する国民の死亡に関する情報にアクセスできないことを踏まえ、生命保険会社等が死亡情報にアクセスすることができる方策を必要な悪用防止策、個人に関する情報の適切な扱いの観点を考慮の上検討し、具体的方策に関する結論を得る。
- b 法務省は、デジタル庁と連携し、相続手続の基礎となる法定相続人の特定に当たり、被相続人の生涯における全本籍地の戸籍証明書等を市区町村から書面で収集した上で、相続手続ごとに戸籍証明書等を提出する書面のやり取りが相続人の負担となっているとの指摘がある一方で、戸籍証明書等は、多くの市区町村でオンライン請求が行われておらず、かつ、その交付をオンラインで行っている市区町村がない現状を踏まえ、相続に伴う遺族等の負担を軽減する観点から、マイナポータル等を用いた戸籍証明書等の操作性に十分配慮したオンライン請求を全国で実現することを目指し、戸籍情報連携システムの改善を含め、その方策に関する具体的検討に着手し、結論を得次第、市区町村と連携して、情報システムの見直しなど所要の措置を講ずる。また、戸籍証明書等の電子交付を、平成6年の戸籍法改正から令和2年9月にかけて行われた全国の市区町村における戸籍事務のコンピュータ化に伴い順次テキストデータ化されている戸籍情報及び各市区町村のコンピュータ化以前の戸籍のうちイメージデータ化されている約1.1億件の戸籍情報を対象に全国で実現することを目指し、具体的検討に着手し、結論を得次第、市区町村と連携して、情報システムの見直しなど所要の措置を講ずる。さらに、戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条の2第3項の士業者が職務のために戸籍証明書等を請求する場合について

も、操作性に十分配慮したオンライン請求を実現するため、他の行政手続における対応も参考に、不正請求の防止策を含めて具体的検討を行い、結論を得次第、市区町村及び士業団体と連携して、情報システムの見直しなど所要の措置を講ずる。

あわせて、記載された日付の誤り、電子化できない文字があることなどの事由により電子情報処理組織による取扱いに適合しない戸籍（改製不適合戸籍）約8.8千件の当該事由の解消による機械可読なテキストデータ化及び紙を原本として取り扱っている約5万件の除籍のイメージデータ化を完了していない市区町村名について、各市区町村に情報提供し、進捗に応じて更新する。

- c 法務省は、デジタル庁と連携し、戸籍証明書等に基づき相続人が作成した「法定相続情報一覧図」を登記官が認証し、無料で交付している法定相続情報証明制度に関し、その利用により行政機関又は民間事業者における相続に関わる業務を効率化することができる一方、現状では、法務局への申出の方法及び交付される証明書が書面に限定されていることを踏まえ、マイナポータル連携を含めて申出や証明書の交付をオンライン化するための方策を、民間事業者等の意見も聞きながら、費用対効果や証明書の提出先となる各種機関における電子署名の検証等の体制の整備状況を考慮して検討し、結論を得次第、情報システムの整備など所要の措置を講ずる。
- d 法務省は、現状では、相続人が自ら戸籍証明書等を収集して行政機関や金融機関等の民間事業者に法定相続関係を証明する必要がある、相続人の負担となっているところ、行政が保有している戸籍情報に基づき、戸籍上の証拠が残存する範囲において相続人の関与なく機械的に法定相続人を特定し、相続人の手続負担を回避する仕組みの構築の実現可否について、デジタル庁と連携して検討し、結論を得る。

オ 地方公共団体に対する申請等に関するローカルルールの縮減

【令和6年度から継続的に措置】

<基本的考え方>

今後、国全体として、国民・事業者の手続負担及び地方公共団体の事務負担を抜本的に軽減するため、公的な手続のデジタル化を進めることが必至であるという観点から、国民の地方公共団体に対する申請など既存の各種手続について、地方公共団体が地域の特性に照らして特に必要があるとして、独自の規律を設ける場合を除き、全国的に統一していくとともに、新たに不適切なローカルルールが設けられることを防止する必要がある、規制所管府省は実効的な取組を進めるべきである。

なお、規制改革推進会議では、規制所管府省と合意の上、ローカルルール見直しに係る基本的考え方（令和5年6月1日）を策定し、これを踏まえ、令和5年6月の規制改革実施計画において、「各規制所管府省及び内閣府は、国民や事業者の負担になっている不適切なローカルルールについて、規制改革推進会議が取りまとめた「ローカルルール見直しに係る基本的考え方」の「4. 今後の取組方

針」に即して見直しに取り組む」ことが閣議決定されている。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

＜実施事項＞

規制所管府省は、国民の利便性や事業者の事業活動の円滑化、事務処理の効率性の確保等の観点から、法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）並びにこれらを実施するための手続を定める通達、通知、事務連絡、疑義解釈等（以下総称して「国の法令等」という。）において、地方公共団体に対する「申請等」（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「デジタル手続法」という。）第3条第8号）に係る規定及び関連手続の制定又は改正を行う際、少なくとも、

- ・事業者が複数の地方公共団体に対し毎年行う可能性がある「申請等」（事業者がその事業所ごとに事業所所在の地方公共団体に対して行う「申請等」を含む。）及び
- ・勤務先など第三者が作成した証明書その他の書面を添付することとされる「申請等」であって、当該第三者が社員等の居住地等を管轄する地方公共団体に応じて、毎年作成する可能性があるもの

については、国の法令等において当該「申請等」の記載事項（書式・様式を含む。）及び添付書類（以下総称して「記載事項等」という。）を定める。ただし、地方公共団体が地域の特性に照らして特に必要があるとして、独自の規律を設けることを妨げないこととし、当該地方公共団体が当該独自の規律に係る「申請等」について独自の記載事項等を使用することを妨げない。

カ 地方公共団体への公金納付のデジタル化

【（前段）遅くとも令和8年9月までに措置、
（後段）前段の時期以降速やかに措置】

＜基本的考え方＞

学校給食費、授業料といった地方公共団体への公金納付は、依然として窓口納付が多く利用されているという指摘があり、全国共通のデジタル納付の仕組みがないため、住民、特に、銀行窓口が少ない地域住民の利便性や、金融機関等の事務効率化に課題がある。そのため、住民の希望に応じて、全国いずれの地方公共団体に対しても全国共通のシステムであるeLTAXを活用したデジタル納付（スマホ決済、インターネットバンキング、ペイジー、クレジットカード等）を可能とすべきである。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

＜実施事項＞

デジタル庁、総務省、厚生労働省及び国土交通省は、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料並びに公物の占有に伴う使用料等の公金（道路占

用料、行政財産目的外使用許可使用料、港湾法上の占用料等、河川法上の流水占用料等など)について、「地方公共団体への公金納付のデジタル化に向けた取組の実施方針について」(令和5年10月6日地方公共団体への公金納付のデジタル化の検討に係る関係府省庁連絡会議決定)等に基づき、公金納付者の判断によりいずれの地方公共団体に対してもeLTAXを活用した納付が可能となるよう必要な措置を講ずる。

あわせて、デジタル庁及び総務省並びに警察庁、こども家庭庁、文部科学省及び国土交通省は、遅くとも令和8年9月までにeLTAXを活用した公金納付を行うことができるよう措置されることを踏まえ、全国共通の取扱いとするべきとの要請がある土地賃貸料、放置違反金、保育所利用料、認定こども園利用料、幼稚園利用料、高校授業料、学校給食費及び住宅使用料について、納付書の取扱いがない又はその件数が極めて少ないなど、費用対効果が不十分であると地方公共団体が判断した場合を除き、公金納付者の判断によりいずれの地方公共団体に対してもeLTAXを活用した納付が可能となるよう必要な措置を講ずる。

キ 国立大学の入学金等のデジタル化

【措置済み】

<基本的考え方>

国立大学の入学金・入学検定料について、金融機関の窓口での納付を求める例が多く指摘されている。デジタル原則の下、政府全体としてデジタル完結に向けて取り組んでいる中で、大学の事務負担、学生やその保護者の来店への負担及び金融機関の窓口業務の負担を軽減するため、入学金等のデジタル納付を実現すべきである。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

国立大学の学生等が入学金等を納付する際に、約4割の国立大学が金融機関の窓口における入学金の納付を求めているほか、検定料についても窓口納付を求める例が存在し、学生等に時間的・金銭的コストを発生させ、かつ、金融機関にとっても窓口業務の負担を生じさせている。このような現状を踏まえ、学生等の利便性向上や金融機関の業務負担軽減の観点から、文部科学省は、全ての国立大学に対し、令和7年度以降に入学する学生を対象に、入学金及び検定料の納付について、デジタル手続法第2条第1号も踏まえ、電子的支払手段による納付を確保するよう求める通知を発出する。その際、以下の内容を併せて通知するものとする。

- ・国立大学が納付者に対し、納付窓口以外の手段として、インターネットバンキングによる振込みを認めること自体には大学において追加のシステム関連投資は不要であること(※WEB出願を可能とするにはシステム改修が必要な場合もある。)

- ・インターネットバンキングによる支払時に、本人確認情報の入力を求めることで、本人確認は可能であること
 - ・学生本人や保護者目線で、授業料も含め、デジタル手続法第2条第1号も踏まえ、電子的支払手段（インターネットバンキング、クレジットカード、ペイジー、二次元コード決済など）の導入を行うこと
- また、文部科学省は、通知の効果を検証するため、国立大学に対し、電子的支払手段の導入意向や時期等を調査し、その結果を会議に報告する。

ク 賃金の「デジタル払い」の実現

【資金移動業者の申請件数及び審査状況の公表について措置済み、課題の有無の検証として、制度利用状況の把握を開始することについて令和6年度措置、
資金移動業者向けのQ&A作成・公表について令和6年度上期措置、
その他の事項について直ちに検討・結論後速やかに措置】

<基本的考え方>

労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）に基づく資金移動業者の口座への賃金支払制度（賃金のデジタル払い）は、企業が日払いや隔週払いなど柔軟に賃金を支払うことを可能にし、特にスポットワーカーや外国人等の労働者の利便性向上が期待される仕組みであり、早期の導入が求められる。一方で、労働基準法施行規則の改正による制度開始から1年以上経過した令和6年5月1日時点において指定実績がまだゼロである現状を踏まえ、適切な労働者保護の必要性に留意しつつ、申請に係る処理を迅速に行うとともに、資金移動業者の指定後、速やかに必要十分な要件の在り方を含めた課題の有無の検証を開始する必要がある。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

厚生労働省は、賃金のデジタル払いについて、要件を満たすことが確認できた事業者から早期に指定を行うとともに、資金移動業者の申請に向けた検討の円滑化に資するよう、これまでの指定審査に係る事前相談や、指定審査における厚生労働省からの指摘事項を踏まえた資金移動業者向けのQ&Aを、令和6年度上期から作成・公表し、順次追加していく。また、指定審査の状況を踏まえ、申請に係る標準処理期間について2か月程度を基本として設定するとともに、資金移動業者の指定後速やかに令和5年6月の規制改革実施計画で「制度施行から2年経過後を目途に、制度利用状況を基に、必要十分な要件の在り方を含めた課題の有無の検証を開始する」とした措置として、制度利用状況の把握を開始する。加えて、EBPM（Evidence Based Policy Making）に基づき制度を検証するため、厚生労働省は、資金移動業者の申請件数及び審査状況を速やかに公表するとともに、賃金のデジタル払いに用いるために開設された口座数、利用状況、当該時点

での非制度利用者を含む潜在的な制度利用意向等を指標としたモニタリングを毎年実施し、その結果について、本制度の適切な運用に資する観点を踏まえ公表する。

ケ 社会保険・雇用保険手続のデジタル完結

【a～d：令和6年度措置】

<基本的考え方>

社会保険・雇用保険手続については、一部手続においてはデジタル化が進んでいるものの、いまだに郵送や対面での対応によりデジタル化が進んでいないとの指摘がある中で、現役世代、高齢者世代双方にとっての利便性向上を図る観点から、デジタル完結を進めていく。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a 厚生労働省は、手続のデジタル完結を図る観点から、社会保険に係る手続について、利便性の向上に資するユーザーインターフェースを有するオンラインフォーム上でのデータのやり取りを可能とする方向で検討し、結論を得る。
- b 厚生労働省及びデジタル庁は、日本年金機構が実施する年金給付の速やかな受取をより一層広げていくため、公金受取口座を受取口座として指定する場合には、改めての預金通帳等の写しが不要であることを効果的に周知する。
- c 厚生労働省は、年金を納める現役世代や年金を受給する高齢者世代に係る手続のデジタルによる簡素化を進める観点から、国民年金や厚生年金の直近のシステム改修や今後のスケジュールについて、HP等で随時公表する。
- d 厚生労働省は、デジタル手続による利便性向上を一層進めるため、求職者支援制度における職業訓練受講給付金について、不正受給の防止にも留意しつつ対面で行っている通帳確認などの在り方について検討を行い、結論を得る。

コ 水素の利活用の円滑化に向けた「定置式製造設備」に関する規制見直し

【令和6年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置】

<基本的考え方>

燃焼してもCO₂が発生しない水素の利活用を進めることは2050年カーボンニュートラルに向けて重要である。この点について、FCV（燃料電池自動車）等への水素充填に関しては、水素ステーションが設置されるなど取組が進みつつあるが、それ以外にも、水素発電機、燃料電池発電機やFCフォークリフト、各種重機・工作機械等の燃料に使用される水素について、水素運搬用の充填容器への充填を円滑化していくことが必要である。

<実施事項>

経済産業省は、現行、FCV等の車両に水素を充填するための「圧縮水素スタンド」（一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第2条第1項第25号）においては、その運用における安全性の確保の状況を踏まえ、保安に係る人員の選任について、保安監督者1名のみを選任すれば足りるという制度になっている（同規則第64条第2項第5号）一方、水素発電機やFCフォークリフト等の燃料に利用する目的で充填容器に水素を充填する「定置式製造設備」（同規則第6条第1項）については、保安統括者、保安技術管理者及び保安係員の最低3名の選任が必要となっていることを踏まえ、水素のみを取り扱う下記a及びbの形態の定置式製造設備について、安全性を確保するための一定の措置を講ずることを前提に、保安監督者1名のみを選任すれば足りることとする。

a 圧縮水素スタンドに併設する一定規模以下の定置式製造設備

b 圧縮水素スタンドに併設されず、独立して設置される一定規模以下の定置式製造設備

サ 廃棄物の排出場所以外の施設での機械分別等の規定の明確化

【a, b：令和6年度措置】

<基本的考え方>

大規模商業施設や駅等では、利用者が排出する一般廃棄物及び産業廃棄物（以下「廃棄物」という。）の分別又は選別（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及びこれに基づく事務に関する通知等における「分別」又は「選別」に該当するか否かを前提としない。以下「分別等」という。）をするに当たり、大型の分別等を行うための機械を施設内（以下「排出場所」という。）に設置することが物理的に困難であるため、結果として、排出場所において人の手による分別等を行っており、この分別等の作業に多くの人手と時間を要している。廃棄物を排出場所以外の施設（積替え、保管の場所を含む。以下同じ。）に運搬の上、機械による分別等ができれば、約10分の1以下の人手で分別等を行うことが可能となることを見込まれ、作業の効率化や分別等の精度向上に資すると考えられるが、このような分別等の手段を実施するに当たり、排出場所以外の施設における分別等の可否、また、同施設における機械による分別等が処分業の許可が必要な処分に該当するか否かは、分別等の形態、廃棄物の形態等の変化等に応じ個別具体的に判断されるため、地方公共団体によって判断が異なる可能性がある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

a 環境省は、廃棄物を排出場所以外の施設へ運搬し、同施設で分別等を行う行為について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律上、地方公共団体によって判

断が異なる可能性があるとの指摘を踏まえ、以下の①及び②の場合、それぞれに記載の事項が可能であることを明確化し、周知する。

①廃棄物の排出事業者（以下「排出事業者」という。）が自ら運搬し自ら分別等をする場合

排出事業者が、排出場所における全ての廃棄物のうち、産業廃棄物の種類別の数量を把握した上で、全ての廃棄物を排出事業者自身が分別等を行うための排出場所以外に設けられた排出事業者の施設（以下「分別等施設」という。）に運搬し、分別等施設において分別等を行うこと

②排出事業者が収集運搬業者へ廃棄物の収集運搬及び分別等を委託する場合

排出場所における廃棄物の種類別の数量を、一般廃棄物の場合には収集運搬業者が把握し、産業廃棄物の場合には排出事業者及び収集運搬業者が把握した上で、排出事業者から委託を受けた収集運搬業者が、同廃棄物を収集運搬業者の施設に運搬し、同施設において機械を用いて分別等を行うこと

b 環境省は、a①の場合における排出事業者の運搬及び分別等は、自らその廃棄物を処理する場合に該当するため、分別等の方法にかかわらず処分業許可は不要であることが明らかである一方、a②の場合における収集運搬業者の施設における機械による分別等（以下「機械分別等行為」という。）は、処分業に係る地方公共団体の許可が必要となる「処分」に該当するか否かの判断が地方公共団体により異なる可能性があることを考慮しつつ、少なくとも、光学式の機械を用いて、食品残渣が付着していない、食品トレー（紙）と食品トレー（プラスチック）をベルトコンベアに流し、光を照射して、その反射から食品トレーの材質を確認した上で、食品トレーの形態や外観に変化を与えない程度の空気を当てることで分別等をする行為は、「処分」に該当しないと考えられるとの意見があることも踏まえ、機械分別等行為が、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等の施行について（通知）」（平成23年2月4日環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長）上の「処分」の定義（※）である、「廃棄物を物理的、化学的又は生物学的な手段によって形態、外観、内容等について変化させること」に該当すると地方公共団体が判断しているか否かに係る実態を調査の上、機械分別等行為が処分に該当するかの判断の際に留意する事項を明確化し、判断事例等とともに、aと併せて周知する。

※ 「処分」とは、廃棄物を物理的、化学的又は生物学的な手段によって形態、外観、内容等について変化させること、生活環境の保全上支障の少ないものにして最終処分すること又は廃棄物にほとんど人工的な変化を加えずに最終処分することをいうこと。

(5) 教育

(i) 社会の変化に応じた質の高い教育の実現

<基本的考え方>

我が国全体として人口減少に伴う人手不足に直面する中、公立学校の教員採用倍率は低下傾向が続き令和5年度採用選考（令和4年度実施）は過去最低の3.4倍となるなど、教員不足は厳しい状況にある。また、小・中学校の不登校児童生徒数やいじめ重大事態の件数も増加傾向にあり、いずれも令和4年度は過去最多となっている。こうした課題に直面する中、こどもたちがより質の高い教育を受けられるようにするためには、遠隔教育の活用を始めとする自治体や学校現場の創意工夫の十分な発揮と、エビデンスに基づく効果的な政策対応が重要となる。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

ア 遠隔教育の活用促進

【a～c：措置済み、

d：令和5年度以降継続的に措置】

文部科学省は、令和3年3月29日に内閣府特命担当大臣（規制改革）と文部科学大臣との間で合意された「教育現場におけるオンライン教育の活用」において、児童生徒等と教師等、児童生徒等同士が直接触れ合うことが基本であること、教育現場のICT化は教師数の合理化を目的として行われるものではないこと、オンライン教育の活用については、学校現場の創意工夫が十分に発揮されるよう、学校現場を後押しすること、学校において、質の高い教育と児童生徒の安全・安心が保障されるよう確認しながら取組を進めることとされたことを踏まえ、以下の措置を講ずる。

- a 文部科学省は、義務教育段階において、遠隔教育を行う際に児童生徒のいる教室に配置する教員は、普通免許状を有する教員のみならず、臨時免許状又は特別免許状を有する教員や、特別非常勤講師の制度を利用して任用した教員であっても、制度上の問題がないことを明確化することとし、通知等の所要の改正を行うとともに、都道府県教育委員会等へ周知する。
- b 文部科学省は、中学校において、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第77条の2の規定に基づき教科・科目充実型の遠隔教育を行おうとする場合について、文部科学大臣の指定によらず、都道府県教育委員会等の適切な関与の下、学校現場の創意工夫によって実施することを可能とすることとし、通知等の所要の改正を行う。
- c 文部科学省は、高等学校においてもaと同様の措置を講ずるとともに、学校教育法施行規則第88条の3の規定に基づき教科・科目充実型の遠隔教育を行おうとする場合について、多様な科目の開設など、生徒の多様な進路実現に向けた教育を実施することが困難であり、かつ受信側の教室における生徒の数や生徒が必要とするサポートの内容等に照らし、教育上支障がないと考えられる場合

⁶においては、一定の要件の下、教員に代えて、学習指導員や実習助手、事務職員等を配置可能とするため要件を弾力化することとし、通知等の所要の改正を行うとともに、都道府県教育委員会等へ周知する。

- d 文部科学省は、遠隔教育の活用を促進するため、各自治体における遠隔教育の活用状況に関するデータや課題・ニーズを把握するとともに、制度の改善を含め、必要な措置を講ずる。

イ 教育政策に関するEBPMの推進

【令和5年度以降継続的に措置】

文部科学省は、不登校やいじめ重大事態の増加、教員の採用倍率の低下など、現在教育を受けているこどもたちを取り巻く課題に対し、エビデンスに基づく効果的な対応を推進するEBPMの観点から、教育関連データの収集・分析を充実させるための具体的検討を行う。

(ii) 人口減少時代における高等学校就学者保護の仕組みの構築

【令和6年度措置】

<基本的考え方>

高等学校等（高等学校、中等教育学校後期課程又は特別支援学校高等部（本科、別科又は専攻科）をいう。以下同じ。）への進学率は令和元年度時点で98%を超えているなど、高等学校等は我が国の学校教育にとって重要な役割を果たしている。一方、令和5年の出生数（速報値）は調査開始以来最少の758,631人（15年前（平成20年）の出生数は1,091,156人、同年比約30.5%減）であるなど、少子化は急速に進行しており、今後10年から15年先には、これまでにない経営環境の変化が生じる可能性がある。また、現時点で数は少ないものの、運営上の課題を抱える高等学校もあり、所轄都道府県が当該高等学校の改善のための指導・監督、措置命令等の権限行使の判断に苦慮している事例がみられる。そうした状況を踏まえ、高等学校等就学者の学びを損なうような事態を生じさせないための仕組みの検討・整備を含めた対応が必要であると考えられる。

以上の基本的考え方を踏まえ、以下の措置を講ずる必要がある。

<実施事項>

文部科学省は、今後の急速な少子化を見据え、高等学校等の経営困難その他の事情によって就学者の十分な教育や卒業が危ぶまれることがないようにするため、各都道府県における学校法人に対する指導・助言がより効果的になされるよう、急速な少子化を見据えた効果的な経営指導実施に向けた各都道府県私学担当者向け会議を開催するなどして、各都道府県の経営指導力の向上に資する情報提

⁶ 例えば、配信側教員だけで教科指導や生徒の学習状況の把握等の見取りを十分に行える場合で、受信側教室での机間巡視や生徒指導等も要さず、受信側の教室に必ずしも教員が必要ないと考えられる場合など。また、自習形式や外部専門家等の話を聞く講演形式等、授業の一部で必ずしも教員が必要ないと考えられる場合もある。

供等の取組を行う。その際、以下の事項を踏まえるものとする。

- ・私立学校法（昭和24年法律第270号）第63条に定める学校法人に対する業務若しくは財産の状況等に関する報告、検査や、同法第60条に定める違反の停止、運営の改善等の措置命令等の、学校法人に対する所轄庁の各権限の趣旨・内容の各都道府県への共有
- ・経営指導に係る財政上の基準等を含む、大臣所轄学校法人に対する文部科学省の調査や指導・助言に関する取組内容等の各都道府県への共有
- ・過去事例を踏まえた、指導・助言を要する学校法人への対応、就学者の転学支援、都道府県間連携、私学助成の在り方等の就学者保護に資する各都道府県におけるグッドプラクティスの収集・展開

(6) 健康・医療・介護

(i) デジタルヘルスの推進

<基本的考え方>

近年、コロナ禍における取組を経て、国民のライフスタイルや健康に対する価値観の変化に伴い、健康・医療・介護分野におけるニーズが多様化している。その中において、デジタル技術を活用することは、例えば、適時に患者の自宅を含む身近な場所での受診や、患者の健康状態のシームレスな管理等を可能とするなど、「時間」や「距離」の制約を取り払い、サービス提供者ではなく、「利用者を起点」としたサービス提供体制の構築に貢献するものである。加えて、AI等の先端技術を積極的に取り入れることで、サービス提供の更なる迅速化・合理化が図られ、従来以上に一人一人のニーズに寄り添った健康・医療・介護サービスを実現することができる。

以上の基本的考え方に基づき、「患者本位・利用者本位」の健康・医療・介護サービスの実現等のため、デジタル技術の更なる活用促進に向けて、以下の措置を講ずるべきである。なお、今後の検討課題として、例えば、実施事項ウ「デジタル、AI等を活用した要介護認定の迅速化及び科学的合理性の確保等」において、現行の要介護認定の各プロセスを前提として、要介護認定の迅速化及び科学的合理性の確保等のための措置を講ずることとしているが、現行制度ありきではなく、要介護認定の各プロセスにおいて必要とされる人的資源などのリソースを介護分野や医療分野などでより有効に活用することを含め、社会全体で見て最適な要介護認定制度の在り方を検討する必要がある。

各実施事項（本答申において、「措置済み」のものを除く。）については、厚生労働省など関係府省において成案を得て決定を行う前に規制改革推進会議で議論等を行うことを予定している。

<実施事項>

ア 身近な場所でのオンライン診療の更なる活用・普及

【a：措置済み、

b：（前段・中段）措置済み、

（後段）令和6年開始、令和6年度まで継続的に措置、

c：措置済み、

d：令和6年検討開始、令和7年までに結論・措置、

e：令和7年度検討・結論・措置】

- a 厚生労働省は、通所介護事業所等についても、居宅と同様、療養生活を営む場所として、患者が長時間にわたり滞在する場合にはオンライン診療を受診できる場であることを明らかにする。あわせて、オンライン診療時に、医療補助行為や医療機器の使用等がされないこと及び自らが医療提供を行わないことを前提として、居宅同様に、通所介護事業所や職場などの療養生活を営む場においても、新たに診療所が開設されなくとも、患者がオンライン診療を受診で

きることを明示する。なお、医療補助行為や医療機器の具体については、明確化する。さらに、通所介護事業所、学校等が、医療法（昭和23年法律第205号）の各種規制（清潔保持、医療事故の報告、報告徴収等）の対象とならないこと等を明確にした上で、当該施設の利用者等に対し、当該施設内において、オンライン診療の受診が可能であることについて周知すること及び機器操作のサポートを当該施設の職員等が行うことが可能であることを明確化する。

- b 厚生労働省は、へき地等に限ってオンライン診療のための医師非常駐の診療所を開設可能とする旨の医療法の運用（令和5年5月18日厚生労働省医政局総務課長通知）を改正し、①「へき地等」か否かを問わず、患者の必要に応じ、都市部を含めいずれの地域においても、オンライン診療のための医師非常駐の診療所を開設可能であることとする。②その際、診療所の開設に関する要件を設ける場合には、オンライン診療の受診を当該診療所において希望する患者が存在することを示すなどの簡潔な説明で足りることとするよう検討する。さらに、事後的な検証の観点から、実施状況の報告を求め、オンライン診療のための医師非常駐の診療所の開設状況及び具体的な事例を定期的に公表するなど、オンライン診療に関する情報発信・環境整備を行う。
- c 厚生労働省は、精神科や小児科などの診療において、オンライン診療が技術的には可能であっても診療報酬上算定が認められていない項目がある結果、医療機関がオンライン診療を行うインセンティブが必ずしも十分ではなく、オンライン診療の普及の弊害になっていることや、また、対面診療とオンライン診療の評価の在り方に関して指摘があること、これらの診療科においては対面診療に比してオンライン診療のアウトカムが同等である場合も存在することを踏まえ、オンライン診療の更なる普及・促進を通じた患者本位の医療を実現するため、精神科・小児科などの診療におけるオンライン診療の診療報酬上の評価の見直しを検討し、所要の措置を講ずる。
- d 厚生労働省は、「情報通信機器を用いた精神療法に係る指針」（令和5年3月株式会社野村総合研究所（厚生労働省令和4年度障害者総合福祉推進事業））において、初診精神療法をオンライン診療で実施することは「十分な情報が得られず、信頼関係が前提とされない」、「対面診療の補完としての活用を期待する声もある一方で、安全性・有効性の確保が課題との指摘もある」という理由で行わないこととされているが、患者団体や研究者からは初診精神療法のオンライン診療の必要性が求められていること、英米等においては初診精神療法をオンライン診療で実施されていること、精神疾患に対するオンライン診療が対面診療と同等の有用性を示すエビデンスが国内外において示されていること、当該指針は「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（平成30年3月厚生労働省）と同様に、厚生労働省が公開の議論を経て策定する必要があるとの指摘があることなどを踏まえ、安全性・必要性・有効性の観点から、適切なオンライン精神療法の普及を推進するために、新たな指針を策定・公表する。なお、その際、オンライン診療は対面診療と大差ない診療効果がある場合も存

在し得ることから、良質かつ適切な精神医療の提供の確保に向け、初診・再診ともにオンライン精神療法がより活用される方向で検討する。

- e 厚生労働省は、dの新たに策定・公表する指針を踏まえ、オンライン診療の更なる普及・促進を通じた患者本位の医療を実現するため、オンライン診療における精神療法の診療報酬上の評価の見直しを検討し、所要の措置を講ずる。

イ プログラム医療機器（S a MD）の開発・市場投入の促進

【a, b, d, e, g, h : 措置済み、

c, f : 引き続き検討を進め、令和7年度結論】

S a MD（Software as a Medical Device：プログラム医療機器。医療機器プログラム（医療機器のうちプログラムであるものをいう。）又はこれを記録した記録媒体たる医療機器をいう。以下同じ。）は、我が国における医療水準の引上げや医師の働き方改革を推進し、また、地方の高齢者などを含め、全国どこに住んでいても高度な医療を受けることを可能とし、加えて、我が国経済の成長力の強化に資する可能性があり、その社会実装は極めて重要な課題である。

かかる観点から、今後、数年間のうちに、S a MDの上市及び上市後の機能向上が欧米諸国と同程度以上に円滑に進められるよう、その開発・市場投入の促進を進めるため、以下の措置を講ずるとともに、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）の所要の体制強化を図る。

- a 厚生労働省は、S a MDはソフトウェアであり、その物理的性質上、人体に対する侵襲性が低いことが一般的である一方で、早期の臨床投入により性能の向上が加速する場合があること、ライフサイクルが他の医療機器よりも相当程度短期的であるといった特性を有するため、S a MDの臨床現場における使用を早期に可能とする必要があることを踏まえ、以下を内容とするS a MDに関する二段階承認制度を導入する（「S a MD版リバランス通知」の新たな発出による対応を含む。）。

- ・第一段階の承認として、プログラムが提示する情報等の臨床的意義や医学的判断基準が確立していない場合や、疾患に対する治療法としての臨床的エビデンスや臨床的意義が十分ではないが、当該疾患の特定の症状緩和又は状態改善等が蓋然性をもって確認できる場合には、使用目的又は効果を確認されている範囲に限定して製造販売承認を取得することができるものとする。
- ・第二段階の承認に当たっては、治験による場合のほか、リアルワールドデータなどを活用して有効性の確認を行い得ることとするものとする。
- ・第一段階の承認の審査の考え方や基準として、客観性、具体性及び予見性の確保の観点から、例えば、非臨床試験で評価できる場合や探索的臨床試験が必要である場合（試験デザインや症例数設定等に関する考え方の提示を含む。）、標榜可能な臨床的意義の範囲など、S a MDの使用目的や機能等の違いに応じ明確化を図るための二段階承認制度に関する文書等について作成・公表する。

- b 厚生労働省は、S a MDのライフサイクルの短期性を踏まえ、事業者が迅速に保険償還を受けられることで、革新的なS a MDの開発を可能とする観点及び患者が承認を取得した医療機器に迅速にアクセスすることを可能とする観点から、S a MDについて、以下を内容とする保険外併用療養費制度を活用した新たな仕組みを設ける。
- ・第一段階の承認後、事業者の選択に基づき保険外併用療養費制度の活用等を可能とすることにより、薬事上の第一段階承認を取得したS a MDを保険診療において使用できるとし、臨床現場での活用と並行して第二段階の承認に向けた迅速なデータ収集を可能にする。
 - ・薬事上の第一段階の承認を取得したS a MD及び保険適用されていない範囲における使用に係るチャレンジ申請を行うS a MDの評価療養の運用について、当該申請に係る適切な標準的事務処理期間を設定した上で、臨床現場での活用と並行して迅速なデータ収集を可能とするため、申請書が厚生労働省に提出されてから速やかに所定の手続きを行い、事業者の意見を踏まえつつ、評価療養に係る届出を行った医療機関等において実施可能とする。
- c 厚生労働省は、a及びbの仕組みの実施状況及び海外の一部の国においては非臨床試験のみで時限的に薬事上の承認を付与し保険適用する仕組みが実装されており、臨床現場での早期の使用が可能となっているとの指摘があることを踏まえ、各国における医療制度等の違いに留意しつつ、我が国における薬事上の承認と保険適用の在り方については、臨床現場での早期の使用を可能にする観点から、我が国の新たな制度である二段階承認制度の活用を推進するとともに、医療技術の新陳代謝を加速する観点から、新たな有効性が示された場合には診療報酬改定ごとの頻度に限らずに保険適用の見直しを可能とすることを含めた仕組みについて検討する。なお、検討に当たっては、我が国が世界を牽引するようなS a MDの開発・供給体制整備を促進する観点から、欧米諸国と上市までのスピードを比較する際には、審査ラグ（総審査期間の差）のみならず、開発ラグ（申請時期の差）を含めて比較することに留意する。
- d 厚生労働省は、上市後の使用実績に応じて性能が継続的に向上していく可能性があるというS a MDの特性を踏まえ、以下を内容とする新たな仕組みを設ける。
- ・保険点数を決定した後であっても、アップデート等により性能が向上し薬事承認事項の一部変更承認がなされた場合においては、薬事上の「使用目的又は効果」や機能区分が変更となる場合以外でも、再度保険適用希望書を提出できることとする。
 - ・チャレンジ権の取得にかかる申請について、保険適用希望書の提出の際のみならず、保険適用時点から1年を超えない期間において、申請を行えることとする。加えて、チャレンジ権を行使し再度保険適用を受けた場合には、それに伴って更なるチャレンジ権の取得にかかる申請を可能とする。
- e 厚生労働省は、S a MDの保険対象期間の経過後も患者が当該製品を継続的に利用する場合に、保険外併用療養費制度を活用して、患者が当該製品を利用

するニーズがあることを踏まえ、S a MDを使用する患者が可能な限り速やかにその希望する医療機関において保険外併用療養費制度を利用できる環境を整備する。その際、事業者が将来的に保険収載を目指す場合であっても利用可能な制度とするとともに、事業者のニーズに応じた迅速な対象追加が可能となる制度とする。

- f 厚生労働省は、S a MDを使用する患者が可能な限りその希望する医療機関において保険外併用療養費制度等を円滑に利用できる環境を整備する観点から、eの制度等について、事業者による保険外併用療養費制度の対象への追加の提案を可能とするとともに、新たなエビデンスが示される場合には保険適用期間の延長を可能とする保険外併用療養費制度等の在り方を検討する。
- g 厚生労働省は、医療機器情報に対する患者のアクセスを円滑化するため、医家向け医療機器に関する広告規制について、患者や産業界のニーズを踏まえ選定した品目（発作時心臓活動記録装置、発作時心臓活動記録装置用プログラム、高血圧治療補助プログラム、禁煙治療補助システム、間欠泌尿器用カテーテル、弾性ストッキング、自己検査用グルコース測定器等）ごとにガイドラインを作成した上で、当該品目について、医家向け医療機器のインターネット上の出品（広告）を可能とする。
- h S a MDは、他の医療機器の開発と異なり、スタートアップなどがごく少数で開発・生産を行う内外の実情がある一方で、我が国では、医療機器の製造に当たり選任が必要となる国内品質業務運営責任者（以下「品責」という。）の要件を満たす人材に限られ、特に、ソフトウェア開発に関する知見を有する者は更に限られるとの指摘がある。このため、厚生労働省は、スタートアップ等によるS a MDの開発及び生産を円滑化する観点から、品責の資格要件の一つである3年以上の品質管理業務等の職務経験について、講習の受講等により代替することを可能とする。なお、当該検討に当たっては、S a MDについては、薬事法等の一部を改正する法律及び薬事法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（平成26年厚生労働省令第87号）における経過措置として、平成26年から平成29年までの間、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う講習を修了した者は、3年以上の品質管理業務等に従事した者とみなすこととされていたことを踏まえることとする。

ウ デジタル、AI等を活用した要介護認定の迅速化及び科学的合理性の確保等

【a：令和6年度以降令和9年度まで継続的に措置、

b：令和6年度措置、

c, g：令和6年度検討開始、令和8年度までに結論、令和9年度措置、

d：令和6年度検討開始、令和8年度までに結論、結論を得次第速やかに措置、

e：（前段）令和6年度上期措置、

（後段）令和8年度までに結論、結論を得次第速やかに措置、

- f：令和7年度以降令和9年度まで継続的に措置、
- h：令和7年度開始、令和9年度まで措置】

要介護認定（要支援認定を含む。以下同じ。）は、要介護者・要支援者の状態に応じて適切なサービスを給付するための介護保険制度の根幹をなす仕組みであり、その迅速性、科学的合理性及び適切な事務負担となることが求められる。

介護保険法（平成9年法律第123号）上、保険者（市町村及び特別区。以下同じ。）は、要介護認定申請に係る被保険者の心身の状況の調査に特に日時を要する場合を除き、30日以内に要介護認定を行う義務があるが、現実には、近年はおおむね9割以上、直近の年度（令和4年度実績）は94.1%の保険者において、要介護認定申請から要介護認定までに要する期間が平均して30日を超えており（令和4年度下半期：平均40.2日）、長ければ2か月超となっている保険者も存在するなどの実態があり、必要な介護サービスを迅速に利用できない事例があるとの指摘があることから、要介護認定制度及びその運用について、迅速化の観点から、見直しが必要な状況にある。

また、要介護認定の各プロセスにおいて、要介護認定を受けようとする被保険者及びその家族、介護支援専門員（ケアマネジャー）、認定調査員、主治医、介護認定審査会等（以下「要介護認定関係者」という。）によって調査・評価・判定の結果にばらつきが生じているとの指摘があることから、科学的合理性の確保の観点からも、見直しが必要な状況にある。

さらには、要介護認定関係者の重い事務負担が生じているとの指摘があり、事務負担の軽減も課題となっている。

加えて、今後の要介護認定者数（要支援認定者数を含む。）は、令和4年度末時点の約90万人から令和12年（2030年）は約900万人、令和22年（2040年）は約988万人に増加する見通しであることなどを踏まえると、要介護認定の迅速化、科学的合理性の確保及び要介護認定関係者の事務負担軽減の観点から、デジタル、AI等も活用しつつ、要介護認定制度及びその運用の見直しを行うことが必要であるため、以下の措置を講ずる。

- a 厚生労働省は、要介護認定の迅速性及び科学的合理性（以下「迅速性等」という。）に関する地域ごとの正確な状況について、厚生労働省、保険者に加えて、要介護認定関係者が適時に把握する必要があるとの指摘を踏まえ、要介護認定申請から要介護認定までに要する期間（以下「認定審査期間」という。）、認定審査期間が30日を超えた件数及び要介護認定申請件数全体に占める割合、認定調査依頼から認定調査実施までに要する期間（以下「認定調査所要期間」という。）、保険者が主治医意見書を依頼してから入手するまでに要する期間（以下「主治医意見書所要期間」という。）、コンピュータによる一次判定から介護認定審査会による二次判定に要する期間（以下「介護認定審査会所要期間」という。）、要介護認定における二次判定での一次判定からの変更率など、要介護認定の迅速性等に関する情報について、全国集計、都道府県別、保険者別に毎年度厚生労働省ホームページにおいて公表する。また、公表された情報

において、認定審査期間等の要介護認定の迅速性等に関する状況が十分改善されていない場合は、必要な対策を検討の上、実施する（PDCA管理を行う。）。

- b 厚生労働省は、各保険者における認定審査期間が平均して介護保険法第27条第11項に定める処理期間（以下「法定原則処理期間」という。）である30日を超える状況が常態化していること、介護サービス利用者数に関する厚生労働省推計では、令和22年（2040年）まで増加し続ける保険者が多く、ピーク時の利用者数が令和2年（2020年）の利用者数の2倍超となる保険者も存在するなど、要介護認定の申請が現在より大幅に増加する可能性があることを踏まえ、要介護認定を迅速化し、介護サービスが必要な高齢者等が適切な介護サービスを迅速に利用開始できるよう、以下の措置を講ずる。

- ・保険者が、要介護認定の申請に対する処分を法定原則処理期間30日以内に行うことができるよう、認定審査期間における要介護認定の調査及び審査の各段階について、認定審査期間に及ぼす影響も分析した上で、c以下の検討や措置も踏まえ、各保険者が目指すべき目安となる期間を検討し、設定する。

- c 厚生労働省は、①認定審査期間の過半を占める介護認定審査会所要期間が平均約3週間（令和4年度下半期実績：平均約22.4日）を要し、認定審査期間が平均して法定原則処理期間を超える状況が常態化している主な要因であること、②介護認定審査会の処理能力を高めるために必要な更なる介護認定審査会委員の確保が困難な状況であるとの指摘、③介護認定審査会は要介護認定申請者本人の日常生活を直接観察・確認するわけではなく、基本的に一次判定、認定調査の特記事項、主治医意見書といった書類のみを審査していること、④要介護認定関係者によって、調査・評価・判定の結果にばらつきが生じているとの指摘、⑤介護認定審査会の開催が保険者及び介護認定審査会委員にとって重い事務負担となっているとの指摘を踏まえ、要介護認定申請者の状態変化に応じ、申請、調査・主治医意見書、審査・判定、認定を速やかに正確に行う制度へ見直すことを前提として、以下の措置について検討し、結論を得て、所要の措置を講ずる。

- ・「介護認定審査会の運営について」（平成21年9月30日厚生労働省老健局長通知、平成30年4月1日一部改正）において、更新申請であって、一次判定結果が前回の認定結果と同一である等、一定の要件を満たす場合には、認定審査会の簡素化が可能とされていることを踏まえ、例えば、更新申請や区分変更申請の場合において、がん等の疾病により心身の状態が急激に悪化している方など、介護認定審査会の簡素化が可能な範囲を拡大する。また、介護認定審査会による審査が簡素化可能な場合について、保険者の事務負担を軽減するとともに、審査の迅速化を図る。

- ・要介護認定の迅速化等の確保の観点から、二次判定について、令和3年度から令和5年度にかけて国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）の長寿科学研究開発事業として行われた機械学習を用いた要介護認定審査に関する研究の成果も踏まえつつ、機械学習を用いたAIによる判定を介護認定審査会で活用することについてモデル事業を実施する。

- d 厚生労働省は、主治医意見書所要期間が平均2週間超（令和4年度下半期実績：平均約17.8日）であり、認定調査所要期間（令和4年度下半期実績：平均約11.1日）に比べ長く、申請から一次判定までに期間を要する主な要因となっていると考えられるとの指摘を踏まえ、要介護認定を迅速化し、また、保険者の事務負担を軽減する観点から、申請後に保険者が主治医に主治医意見書を依頼することに加えて、要介護認定申請者の意向に応じ、要介護認定申請者が申請前に主治医に主治医意見書を依頼して入手し、申請時に提出することについて検討し、結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。
- e 厚生労働省は、終末期に急激に全身状態が悪化するがん患者について、認定審査期間が当該患者の心身の状況が悪化するスピードに比べ長期となることから、要介護認定を待たずに死亡する事例や、要介護認定申請中に当該患者の心身の状況が悪化し、認定された要介護度と当該患者の状況に乖離がある事例があるとの指摘があることを踏まえ、がん等の疾病により心身の状態が急激に悪化する方への迅速なサービス提供のために、暫定ケアプランの活用の推奨、主治医意見書の簡易な作成及び医療・介護の連携等に関する事務連絡を発出する。
- また、厚生労働省は、各保険者におけるがん等の疾病により心身の状態が急激に悪化する方の認定審査期間等に関して、毎年度調査し、その結果を公表するとともに、保険給付を受けることができずに死亡した場合、制度趣旨に即していないのではないかと指摘や、がん等の疾病により心身の状態が急激に悪化する方については、申請日当日ないし数日以内に認定が行われるようにすべきとの指摘も踏まえ、医師の診断書の提出を要件に、がんの進行度等に応じて速やかに認定を行う方法について検討し、可否を含めて結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。
- f デジタル庁及び厚生労働省は、認定調査票の作成等、主治医意見書の作成・郵送等、介護認定審査会の対面開催及び資料の印刷・配布・郵送など、要介護認定に関する業務は、紙ベースで行われている保険者も少なくなく、要介護認定に日数を要する要因及び保険者の重い事務負担となっているとの指摘や、要介護認定に関する事務のオンライン化・デジタル化に取り組む保険者が存在していること、デジタル行財政改革の先導的プロジェクトとして、要介護認定に関する自治体業務等のデジタル完結が予定されていることなどを踏まえ、要介護認定を迅速化し、また、保険者の事務負担を軽減するため、自治体システムの標準化の進捗状況も踏まえ、例えば、主治医意見書提出のデジタル化、介護認定審査会のオンライン開催及びペーパーレス化等、要介護認定に関する業務のデジタル化を一層推進し、その進捗状況を公表する。
- g 厚生労働省は、現行の一次判定は、平成21年以降、判定の基となるデータの見直しが行われておらず、加えて、①平成19年に作成された一次判定に係る現行プログラムは重い要介護度（要介護度4及び要介護度5）の介護施設入所者約3,500人のデータを中心に判定プログラムが構築されており、在宅、通所などの介護保険サービス利用者の生活環境（バリアフリーの有無など）や生活実

態が反映されていないこと、②認知症を伴う利用者が増加しているが、認知症の症状が深刻でも身体機能の制約が少ない場合、例えば、認知症の周辺症状(易刺激性、異常行動等)への対応など、介護者の実際の手間に比べ、軽い要介護度で要介護認定がなされる場合があるとの指摘を踏まえ、介護現場で要する手間をより正確に評価する観点から、在宅介護、通所介護等の幅広い介護サービス利用者のデータを追加しつつ、現行データを最新データに更新することも含め検討するとともに、認知症である利用者について、認定調査項目(認定調査項目の選択肢を含む。)等の検討を行い、必要に応じ、見直す。

- h 厚生労働省は、介護サービスの利用者の要介護度は、加齢や疾病の状況、介護職の関わり、利用する介護サービスの形態及び質等によっても日々変化し得る一方で、要介護認定の有効期間内に要介護度の変化を適時に反映する仕組みが必要ではないかとの指摘があることなどを踏まえ、利用者本人の要介護度に関する情報が介護現場等で継続的に蓄積・更新され、また、より多くの変数から機械学習を用いたA Iを活用すること等で、要介護認定を更に迅速化し、科学的合理性も向上させることを目指し、要介護認定におけるA Iの活用について、必要な調査研究を行う。

エ デジタル技術を活用した新たな医薬品販売業の実現

- 【a：令和7年度結論、結論を得次第速やかに措置、
b：(前段)令和6年結論、結論を得次第速やかに措置、
(後段)令和6年検討開始、法令上の措置施行後2年以内結論、
結論を得次第速やかに措置】

厚生労働省は、消費者の安全確保や医薬品へのアクセスの円滑化の観点から、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)における店舗販売業の許可要件として、特定の場所に位置する店舗及び構造設備に加え、薬剤師又は登録販売者(以下「有資格者」という。)の設置を求めている現行制度について、デジタル技術の活用によって、有資格者が設置されている薬局又は店舗販売業(以下「管理店舗」という。)の当該有資格者による遠隔での管理の下、有資格者が設置されていない店舗(以下「受渡店舗」という。)において、有資格者ではない従業員が管理店舗所有の医薬品を購入者に受け渡すことを可能とする制度整備について、政府全体の対応として、デジタル原則をあらゆる改革に通じる基本方針と位置付け、世界最先端のスマート行政の実現に向け、デジタル基盤の改革及び、これまで機能してきた我が国の制度や行政組織、国・地方の役割分担などをデジタルの時代に合わせて見直していくといった政府の仕組みの改革双方に取り組んでいること、その際、利用者起点での業務や制度の設計を最優先に考えながら社会改革を進めていることを前提として、以下の措置について、検討し、結論を得次第速やかに所要の措置を講ずる。

- a 厚生労働省は、管理店舗の有資格者1人につき管理可能な受渡店舗について、消費者の安全性が確保されるかどうかを重要であり、事業者や管理手法によって管理可能な受渡店舗数は大きく異なることが考えられ、事業者ごと

の許可申請に対する審査において、消費者の安全性の確保について確認することは可能であるとの指摘も踏まえ、上限数を設定する場合においては、当該制度施行後の実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しがあり得ることを前提として、様々な想定の下で検証を行った上で、合理的な上限数を設定すること。

- b 厚生労働省は、物理的な距離を超えて利用者に利便性を届けられるデジタル技術を活用する上で、本来、地理的制約を課さないことが望ましく、受渡店舗を管理店舗と一定の地理的範囲（同一都道府県内、隣接都道府県内や同一地域ブロック内など）に限ることは合理性がないとの指摘があることを踏まえる一方、新たな制度においては薬事監視を行う自治体間の適切な連携が求められるとの指摘があることを踏まえ、許可・監視の実効性を担保しつつ新制度の円滑な早期導入を実現する観点から、まずは同一都道府県内で実施すること。

さらに、より広範囲での制度実施に向けて、監視に係る課題整理に着手するとともに、制度施行後の状況を踏まえた、撤廃も含め地理的制限の見直しを行うこと。

（ii） 医療職・介護職間のタスク・シフト／シェア等

＜基本的考え方＞

医療・介護関係職種が、それぞれ自らの能力や専門性を踏まえつつ、かつ、安全性を確保しつつ、タスク・シフト／シェアを進めていくことは、患者・利用者が必要なサービスを適時に受けることができないために生じるリスク・不利益を抑え、「患者本位・利用者本位」の医療・介護の実現に加え、限られた医療・介護人材の効果的・効率的な活用や負担軽減による生産性向上や、やりがい向上にも貢献する。

特に、急速な高齢者人口の増加に伴い、ケアを必要とする利用者も含め、利用者が増加する一方、医療・介護人材の不足・偏在に現場が直面しており、現場の問題解決・課題解決のために必要な制度整備を行うのみならず、実際に現場の問題解決・課題解決がなされることが喫緊の課題である。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。また、実施時期を絶対化せず、可能なものから前倒しして速やかに実行することが重要であり、例えば、実施事項イ「在宅医療における円滑な薬物治療の提供」において、一次医療圏ごとの薬局における在宅対応に関する体制・機能等の情報を公開することになっているが、患者本位の立場から一日も早く、一次医療圏ごとの薬局における在宅対応に関する体制・機能等の情報や在宅医療における円滑な薬物治療の提供の課題を明らかにしつつ、本来薬局が担うべきといった前提にとらわれず、実際に現場の問題解決・課題解決がなされるよう、個別の一次医療圏ごとの在宅患者に円滑に薬剤を提供する体制の整備及び運用実装を検討する必要がある。

各実施事項（本答申において、「措置済み」のものを除く。）については、厚生労働省など関係府省において成案を得て決定を行う前に規制改革推進会議で議論等を行うことを予定している。

<実施事項>

ア 介護現場におけるタスク・シフト／シェアの更なる推進

- 【a：令和6年検討開始、令和7年措置、
b：（前段）令和6年検討開始、令和7年結論、
（後段）前段の結論を得次第検討開始、令和8年度までに結論、
結論を得次第速やかに措置、
c：（前段）令和6年検討開始、令和7年措置、
（後段）bの前段の結論を得次第検討開始、bの後段と同時期に措置、
d：（前段）令和6年検討開始、令和7年措置、
（後段）令和8年度までに措置】

我が国では、安全性等への配慮から、関係法令上、医行為は原則として医療に関する教育を受けた職種が実施することとされており、介護現場においてケアを必要とする利用者に対しては、例えば、血糖測定、インスリン注射、蓄尿バック交換及びカテーテルとの接続、爪白癬等の場合の爪切り、経管栄養チューブからの薬物注入、褥瘡の処置などについて、看護師等が行っている。一方、高齢者人口の増加等を背景に、施設介護や在宅介護などの介護現場においてケアを必要とする利用者が増加する中、前述のとおり、関係法令上、介護職員が実施可能な行為には制限があることから、利用者に必要なケアを適時に提供できない場合があるという点で利用者の不利益となっている事例があると、介護事業者や医療職及び介護職員の中から指摘されている。こうした現場実態等を踏まえ、医療職・介護職間のタスク・シフト／シェアを更に推進し、安全性を確保しつつ利用者本位のサービスを実現するため、以下の措置を講ずる。

- a 厚生労働省は、従来、安全性等の観点を踏まえ、医療機関以外の高齢者介護等の現場等において、ある行為が医行為であるか否かについて判断に疑義が生じることの多い行為であって原則として医行為ではないと考えられるものを厚生労働省通知により明らかにしてきた一方で、介護事業者や医療職及び介護職員の中からは、介護職員が実施可能と整理されていない行為のうち、介護現場で実施されることが多いと考えられる、PTPシートからの薬剤の取り出し、お薬カレンダーへの配薬等の行為について、安全に関するリスクが少なく、状況判断が容易であり、特に専門的な知識・技術を必要としないと考えられるものがあり、介護職員も実施可能と明確化することで、介護現場におけるケアがより円滑になるのではないかと、との指摘もあり、こうしたことも踏まえ、医行為ではないと考えられる範囲を更に整理する。
- b 厚生労働省は、介護現場で実施されることが多いと考えられる行為のうち医行為に該当すると考えられるものであっても、例えば、介護職員が利用者本人との介護サービス契約や利用者同意を前提に当該行為を実施するとともに、目

的の正当性、手段の相当性、必要性・緊急性等が認められる場合には実質的違法性阻却が認められる可能性があるのではないかと指摘を踏まえ、一定の要件の下、介護職員が実施可能と考えられる行為の明確化についてその可否を含めて検討し、結論を得る。

その上で、厚生労働省は、介護職員が実施可能とする行為があるとの結論を得た場合には、一定の要件の下、介護職員が実施可能とする行為の実現のために必要な法令及び研修体系等について検討し、結論を得次第、速やかに必要な措置を講ずる。

- c 厚生労働省は、現行の喀痰吸引等研修において、基本研修と実地研修が要件とされているが、数日間に及ぶ業務時間外での受講が容易ではないことから修了者数増加の弊害となっているとの指摘等を踏まえ、特段の事情がない限り、基本研修の講義はオンラインによっても受講が可能であることや、一定期間内に集中的に受講する必要はなく、介護職員の日常業務の空き時間での受講が可能であることを明確化する。

さらに、厚生労働省は、bにおいて、介護職員が実施可能とする行為があるとの結論を得た場合には、結論を得次第同様の措置を講ずる。

- d 厚生労働省は、厚生労働省通知により、例えばストーマ装具の交換など、原則として医行為には該当しないとの解釈が示されている行為について、介護現場における周知が不十分であるとの指摘を踏まえ、介護職員が安全かつ適切に判断・実施できるよう、「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について（通知）」（平成17年7月26日厚生労働省医政局長通知）及び「医師法第17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について（その2）」（令和4年12月1日厚生労働省医政局長通知）に記載のある行為について、安全性の確保など介護現場の実情を確認しつつ、例えば、実施する場合の留意事項、観察項目、異常時の対応などの介護現場が必要と考える内容等を盛り込んだタスク・シフト／シェアに関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を新たに策定し、公表する。

さらに、厚生労働省は、aで更に整理した行為についても、介護職員が安全かつ適切に判断・実施できるよう、ガイドラインを改定し、公表する。

イ 在宅医療における円滑な薬物治療の提供

【令和6年度上期措置】

厚生労働省は、在宅患者が適時に必要な薬剤（薬局では取り扱っていないことがあると指摘されている種類の輸液等を含む。）を入手できないことがないように、在宅患者への適時の薬物治療の対応が夜間・休日を含め24時間365日可能な薬局が存在しない地域における必要な体制の整備などの必要な対応を検討するため、一次医療圏ごとの薬局における在宅対応に関する体制・機能等の情報（名称、所在地、連絡先公表の有無（営業時間内、夜間・休日）、営業時間、夜間・休日の対応状況（輪番体制への参加状況含む。）、地域支援体制加算の有無、地域連携薬局の認定の有無等）を公開する。

ウ 高齢者施設における人員配置基準の特例的な柔軟化

【a：措置済み、

b：令和5年度以降継続的に措置、

c：令和6年度以降継続的に措置】

- a 厚生労働省は、介護人材の不足が深刻化する中、介護の質の維持・向上及び介護職員の負担軽減に資する生産性向上を図る観点から、高齢者施設（介護付き有料老人ホーム等）における人員配置基準について、令和4年度及び令和5年度の生産性向上の取組に関する国の実証事業の結果や、社会保障審議会介護給付費分科会における議論等を踏まえ、介護ロボット・ICT機器の活用など一定の要件を満たす高齢者施設における人員配置基準を特例的に柔軟化する。具体的には、令和6年度から、特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム。以下「特定施設」という。）について、生産性向上に先進的に取り組んでいる場合、施設ごとに置くべき看護職員及び介護職員の合計数について、「常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が3（要支援者の場合は10）又はその端数を増すごとに0.9以上であること」とする方向で、必要な措置を講ずる。その際、ケアの質の確保及び介護職員の業務負担の軽減を前提として、事業者・施設が創意工夫を発揮できるよう配慮する。
- b 厚生労働省は、指定権者（地方公共団体）がaに定める特例的な柔軟化を個別の特定施設に適用するに当たって、不適切なローカルルールが発生によって事業者・施設に非合理的な事務負担が生じることがないように、客観的な指針及び統一の様式を定める。指定権者は、これらに基づいて一定期間の試行を含め指定権者に対する届出までの手続を定めるものとする。特定施設が一定期間の試行を行った結果、ケアの質の確保や職員の負担軽減を指定権者において定量的に確認できた場合は、指定権者による届出の受理をもって、柔軟化された人員配置基準を適用するものとする。
- c 厚生労働省は、特定施設について、引き続き国の実証事業を行い、介護ロボット・ICT機器の活用等による人員配置基準の特例的な柔軟化の見直しが可能となるエビデンスが確認された場合や、その他の高齢者施設について、国の実証事業により特定施設と同様のエビデンスが確認された場合には、次期介護報酬改定を待たずに、社会保障審議会介護給付費分科会の意見を聴き、特定施設に係る人員配置基準の特例的な柔軟化の見直しや、対象施設の範囲の拡大など所要の検討を行い、結論を得次第速やかに必要な措置を講ずる。なお、国の実証事業を行うに当たっては、令和4年度及び令和5年度の人員配置基準に係る国の実証事業において特定施設以外の提案がなかったことから公募方法・公募条件の課題の有無等に関する原因分析を行うべきとの指摘や実証への参加に意欲的な事業者・施設の掘り起こしを行うべき等の指摘があることを踏まえ、実証事業への応募施設数の増加や他のサービス類型からの応募につながるよう、募集内容や周知方法の見直しを継続的に行う。加えて、特例的な柔軟化の

適用を受け、ケアの質の確保や職員の負担軽減等を行った高齢者施設に係る事例集を作成・公表し、生産性向上の取組を推進する。

エ 介護サービスの人員配置基準に係るローカルルールの整理・公表

【a：令和6年度措置、

b：令和7年度検討開始、令和8年度までに措置】

規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）等の関連記載を受けた厚生労働省の調査により、介護サービスの管理者・従事者の兼務や経験・資格要件等について、都道府県、市町村などの地方公共団体において、地方公共団体ごとに異なる解釈や取扱い（いわゆるローカルルール）が存在することが明らかとなった。令和6年3月、厚生労働省は、社会保障審議会介護給付費分科会での議論を踏まえ、地方公共団体に対し、人員配置基準に係るローカルルールについて、①厚生労働省令に従う範囲内で地域の実情に応じた内容とする必要があること、②管理者の兼務について、個別の事業所の実態を踏まえず一律に認めない取扱いは適切でないこと、③介護サービス事業者から説明を求められた場合には、当該地域における当該ルールの必要性を説明できるようにすることを求めること、を周知した。介護保険制度においては、保険者によって地域の実情に応じたサービス基盤の整備などを行っており、介護サービスの質の確保や介護サービスの適切な提供体制といった観点から、地方公共団体が定めるルールには一定程度の幅が存在し得るものであるが、他方で、介護人材不足が依然として深刻であり、今後更に悪化するおそれもあることを勘案し、限られた人材がその希望に応じて複数の事業所で活躍することなどによって、介護人材不足への対応を進める観点から、介護サービスの人員配置基準に係るローカルルールの適正化状況について、継続的な把握を行い、その結果を踏まえ、法令に違反するおそれのある又は合理性に乏しいなどの不適切なローカルルールによる介護サービス事業者の事務負担の増加を回避することが必要との指摘があることから、規制改革推進会議が令和5年6月1日に取りまとめた「ローカルルール見直しに係る基本的考え方」の「4. 今後の取組方針」も踏まえ、介護サービス事業者の事務負担の軽減及び生産性の向上並びに介護人材不足への対応の観点から、以下の措置を講ずる。

- a 厚生労働省は、介護サービスの人員配置基準に関して、地方公共団体ごとに異なる解釈や取扱い（いわゆるローカルルール）が行われている状況について、ローカルルールの見直しに当たっては、その発生要因ごとに異なる対応が必要であることから、実態の把握及び対応策の検討を行うために調査研究事業を実施する。具体的には、介護サービス事業者等からの指摘・要望の把握や、当該指摘のあった地方公共団体へのヒアリング等を行った上で、個別の人員配置基準に係る論点の整理を行うとともに、地方公共団体ごとに人員配置基準の解釈等のばらつきが生じている要因を分析する。
- b 厚生労働省は、aの結果を踏まえて、人員配置基準の解釈等の明確化を行い、周知するとともに、介護サービス事業者等の意見を踏まえつつ、地方公共団体ごとのローカルルールを整理し公表することも含めて、必要な対応を検討の上、

実施する。その際、不適切なローカルルールの是正が一時的なものとならないよう留意する。

オ 地域内の複数種類の介護サービスに関する一体的マネジメントの実現

【措置済み】

厚生労働省は、介護サービス種別ごとの管理者に係る人員配置基準について、経営能力を持つ人材には限りがあることを踏まえつつ、様々な介護サービスを行う複数の事業所を効率的に運営し、かつ、運営の生産性向上や職員のやりがいの最大化を図る観点から、同一の管理者が複数の介護サービス事業所を管理し得る範囲について、以下の見直しを行う方向で検討し、令和5年度中に所要の措置を講ずる。

- ・介護サービスの種別（看護小規模多機能型居宅介護及び小規模多機能型居宅介護を含む。）にかかわらず、介護サービスを行う事業所、施設等（以下「事業所等」という。）の管理者について、同一の事業者によって設置された他の事業所等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該事業所等の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、かつ、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じる事情が存在しないとき（例えば、同一の管理者が管理すべき事業所等の数が過剰であると個別に判断される場合や、事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該事業所等に駆け付けることができない体制となっている場合など、管理業務に支障があると考えられる場合に該当しないとき）は、同一敷地内かどうかにかかわらず、当該他の事業所等の管理者又は従業者としての職務との兼務を可能とする。

(iii) 医療・介護等分野における基盤整備・強化

<基本的考え方>

「患者本位・利用者本位」の医療・介護等を実現するためには、利用者起点に立ち、将来を見据えつつ、個々の分野ごと、あるいは、分野横断的に、デジタル化や、各制度の規制調和・国際整合、不適切なローカルルール防止等の観点から、適切な基盤・環境の整備・強化が重要である。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。なお、今後の検討課題として、例えば、実施事項ア「被験者保護及び研究力強化等のための倫理審査の適正化」において、「競争的研究費の提供を受ける治験・研究」について、多機関共同研究を実施する場合には一括審査を必須要件に位置付けていくこととしているが、これに限らず、公的資金の提供を受ける治験・研究については、一括審査を必須要件とするよう検討する必要がある。

各実施事項（本答申において、「措置済み」のものを除く。）については、厚生労働省など関係府省において成案を得て決定を行う前に規制改革推進会議で議論等を行うことを予定している。

<実施事項>

ア 被験者保護及び研究力強化等のための倫理審査の適正化

【a：令和6年度検討開始、令和7年までに結論・措置、

b：（前段）令和6年度検討開始、令和7年度までに結論・措置、

（後段）令和6年度検討開始、令和8年度までに結論・措置】

内閣府、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省は、①我が国において、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律が適用される治験、臨床研究法（平成29年法律第16号）が適用される臨床研究、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）等が適用される研究等（以下「治験・研究」という。）を行う場合には、海外と異なり、その目的と種類によって適用される法規制が異なっていること等を背景として、治験・研究の内容によって異なる対応（異なる委員会による審査への対応を含む。）が求められることが大きな負荷となっていることや倫理審査委員会等の審査の質のばらつき等の一因になっているなどの指摘があること、②我が国の治験パフォーマンスは海外に比べ低く、また、治験環境は海外に比べコスト面での違いが大きいとの指摘や、国際共同治験において日本が選ばれないことがドラッグ・ラグやドラッグ・ロスの一因となっているとの指摘があること、③欧米では、一つの治験・研究を複数施設で共同で行う場合、当該治験・研究を行うことの適否その他の治験・研究に関する調査審議について、一括した審査（以下「一括審査」という。）が日本に比べ普及している一方、我が国では、各制度の下で実施される治験・研究において一括審査を推進しているが、必ずしも十分に普及していないことにより、手続、様式、費用、開催頻度等の異なる倫理審査が求められる結果、企業、研究者等にとって負担が生じているとの指摘があること、④我が国で一括審査が普及しない要因として、治験・研究実施機関にとって他の機関等に設置された委員会に対する審査の質への不安があるとの指摘があることなどを踏まえ、被験者保護及び研究力強化等のための倫理審査の更なる適正化を実現するため、政府横断的に検討し、以下の措置を講ずる。

a 内閣府、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省は、我が国における一括審査の普及に関する目標として、国際共同試験への我が国の参加の状況、欧米の一括審査に関する水準等も踏まえ、欧米と同程度の水準とする方向で、我が国における一括審査の実施状況に関する数値目標を設定する。

b 内閣府、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省は、aの目標を達成するため、競争的研究費の提供を受ける治験・研究について、多機関共同研究を実施する場合には一括審査を必須要件に位置付ける。ただし、少数の研究機関がそれぞれ異なる内容を分担する基礎的研究については、必ずしもこの限りではない。

あわせて、内閣府、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省は、その他の一括審査の普及促進に資する方策のほか、①審査が必要な安全性

情報の範囲の特定、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等を遵守するための審査項目の明確化、治験・研究実施機関追加の際の審査の要否その他の審査事項等の更なる整理、②審査の議事概要の公表の促進を通じた審査の可視化、③審査委員の教育・研修の実施など、審査の質の担保・向上に資する方策について、各制度の規制調和・国際整合の観点から、各制度で共通する事項を整合させることに留意した上で検討し、結論を得た上で、実施する。

イ 診療報酬上の書面要件の廃止・デジタル化

【a：措置済み、

b, c：令和6年検討開始、令和7年度結論・措置】

- a 厚生労働省は、診療報酬の算定要件として書面での検査結果その他の書面の作成又は書面を用いた情報提供等が必要とされる項目の全てについて、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」遵守を前提に、「構造改革のためのデジタル原則」（令和3年12月22日デジタル臨時行政調査会）に倣い、電磁的方法による作成又は電磁的方法での情報提供が可能であることについて明確化する。
- b 厚生労働省は、医療機関等又は医師等の負担軽減の観点から、診療報酬上の書面のうち、以下の事項について、検討し、必要に応じて、見直す。
 - ・署名又は記名・押印を要する文書（診療情報提供書、療養・就労両立支援指導料の主治医意見書等）について、署名又は記名・押印を不要とすること等の可否。
 - ・電磁的方法による作成又は電磁的方法での情報提供を行う場合において、電子署名を不要とすること等の可否。
- c 厚生労働省は、診療報酬に関し、厚生労働省が発出する疑義解釈については、ファイル形式による電子データにより厚生労働省ホームページに掲載されているが、医療分野における透明性及び公正性の一層の確保及び利用者の利便性向上の観点から、地方厚生局等に寄せられる疑義を幅広く踏まえて、疑義解釈を示すとともに、厚生労働省が発出する疑義解釈の電子データについて、検索性、一覧性及び視認性をもって確認できるように整理した上で公表する。

ウ 在宅医療を提供する環境の整備

【a, b：措置済み】

- a 厚生労働省は、地域で主たる責任を持って在宅療養者に対する診療に当たる「在宅療養支援診療所」を含め病院又は診療所（以下「医療機関」という。）からの半径16kmを超える往診又は訪問診療（以下「往診等」という。）については、当該医療機関からの往診等を必要とする「絶対的な理由」がある場合に限って、診療報酬の算定が認められているところ、現実には、患者の所在地から16km以内に別の医療機関が存在しても、やむを得ない事情で当該医療機

関の医師が適時に往診できず、患者の医療に支障が生じている場合があるとの指摘があることを踏まえ、患者に速やかに医療を提供することを可能とする観点から、当該「絶対的な理由」について、更なる整理・周知を行う。具体的には、次の確認等が行われた場合は、当該「絶対的な理由」に該当する旨を整理・周知する。

・往診等の依頼を受けた、半径16kmの外の保険医療機関が、当該保険医療機関の医師が往診の必要性を認めた場合等に、当該患者又は家族に対し、ふだん、当該患者が受診や相談等を行っている保険医療機関や医師がいるかを確認し、

①患者から「いない」と回答を得た場合、又は

②患者から「いる」と回答を得た場合であって、患家の所在地から半径16km以内にある、ふだん、当該患者が受診や相談等をしている保険医療機関等に確認を行い、対応不可との返答があった場合若しくは往診等の依頼の場合には連絡がつかなかった場合。

ただし、②の場合においては、患者に適切な医療を提供する観点から、事後に、患家の所在地から半径16km以内にある、ふだん、当該患者が受診や相談等をしている保険医療機関等に対して、当該患者の診療情報を共有すること。

b 厚生労働省は、診療所の管理者の常勤要件について、地域によっては、新たに管理医師を配置した上で診療所を開設することが困難な場合があるとの指摘を踏まえ、医療提供体制が不足していると都道府県が認める場合には、他の診療所の管理者がへき地や医師少数区域等の診療所の管理者を兼務可能であることについての考え方を明確化する。具体的には、①例えば、へき地や医師少数区域等の診療所又は地域における専門的な医療ニーズに対応する役割を担う診療所などにおいては、都道府県知事が適当と認める場合として取り扱える旨、また、②管理者は原則として勤務時間中常勤であるとしており、診療所が定める勤務時間を勤務しなければならないが、必ずしも診療所の診療時間中常勤である必要はない旨、の更なる整理・周知を行う。

エ 患者本位のプライマリ・ケアの体制整備

【令和6年度検討開始・令和7年結論】

我が国では、高齢化に伴い、特定の臓器や疾患を超えた多様な問題を抱える患者が増加しており、これらの患者には、複数の領域別専門医による診察よりも、一人の総合的な診療能力を有する医師による診察が適切な場合がある。実際に、例えば、どの診療科を受診すべきか分からない患者等が、日常的に頻度が高く、幅広い領域の疾病と傷害等について、適切な初期対応と必要に応じた継続医療を全人的に提供する総合診療を担う医師の受診を希望する場合があるという指摘があり、こうした医師へのアクセスの確保・円滑化を求める声がある。

一方で、一般社団法人日本専門医機構の定める専門医制度の基本領域のうち、総合診療を除く領域は、医療法において、全て標榜することが可能であるが、総合診療科のみは標榜可能な診療科名として認められていない。このため、患者が総合診療を受診したいと考えたとしても地域で総合診療医を見つけることが難しいという意見があり、標榜可能な診療科名に総合診療科を追加することについて検討すべきとの指摘がある。

さらに、診療科名の標榜の見直しについて、平成19年5月から平成20年2月にかけて、医道審議会医道分科会診療科名標榜部会において、総合診療を標榜する診療科名について議論されて以降、同部会が開催されておらず、国民がより円滑に適切な医療機関の選択を行うため、総合診療を標榜する診療科名について議論を行うべき時期に来ているとの指摘もある。

これらを踏まえ、次の措置を講ずる。

厚生労働省は、特定の臓器や疾患を超えた多様な問題を抱える患者等が、総合診療を担う医師の受診を希望する場合の医療へのアクセスを円滑化する観点から、医学医術に関する学術団体の意見を踏まえつつ、標榜可能な診療科名に総合診療科を追加することについて、検討し、結論を得る。

オ スイッチO T C化の加速

【a：措置済み、

b, c：令和6年措置、

d：令和7年上期措置、

e：令和7年中に開始、令和8年度まで継続的に措置、

f：令和6年末までに開始、令和8年度まで継続的に措置】

a 個人の健康管理に係る自発的な取組を促す観点から、セルフメディケーション（自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること（世界保健機関））の推進が累次の閣議決定（経済財政運営と改革の基本方針等）によっても求められている。このため、安全性の確保を前提としつつ、患者がより効果の高い医薬品に円滑にアクセスできることが必要であり、一般用医薬品（スイッチO T C）の選択肢拡大が求められている。

他方、我が国においては、いわゆる「スイッチ・ラグ」（海外において医師の診察が必要な医薬品から医師の診察が不要なO T C医薬品に転用された時

点から同医薬品が日本でOTC医薬品に転用される時点までの時間差)が長期間にわたる医薬品が多数(令和5年12月現在、胃酸分泌抑制薬、片頭痛薬など70成分以上)存在し、特に、患者ニーズが高いと認められる医薬品についても最長20年以上スイッチOTC化の遅れが生じている。我が国において過去3年間(令和3年4月から令和5年12月現在まで)でスイッチOTC化されたのは7成分にすぎない。一方で、厚生労働省は、令和2年度措置が閣議決定されていたスイッチOTC化を促進するための目標を設定していない。この結果、会議がスイッチOTC化の進捗を評価することも行うことができない状況にある。

なお、我が国では国民皆保険が採用されているが、それは国民に対し医療にアクセスできる自由を確保している一方で、国民に受診が強制されるものではなく、また、医療へのアクセス自体も年々困難になっているため、スイッチOTCの必要が何ら減じるものではない。

厚生労働省は、こうした状況を踏まえ、令和5年末時点で海外2か国以上でスイッチOTC化されている医薬品については、原則として3年以内(令和8年末まで)に日本でもOTC化する(スイッチ・ラグを解消する)ことを目標(令和7年以降に申請されたものについては、①、②を目標)として設定し、関係審議会等の審査・審議・意思決定プロセスの見直し等必要な措置を講ずることにより、国内でスイッチOTC化の要望があり申請されたものについては、原則として、①「医療用から要指導・一般用への転用に関する評価検討会議」(以下「評価検討会議」という。)への要望書の提出時点から総期間1年以内(令和5年以前に要望があったものは令和6年末まで)に検討結果を取りまとめ、また、②承認申請から承認の可否を判断するまでの総期間1年以内(令和5年以前に申請されたものは令和6年末まで)とする。

- b 厚生労働省は、スイッチOTC化の承認申請から承認の可否判断までの総期間を1年以内(令和5年以前に申請があったものは令和6年末まで。以下同じ。)に設定する。なお、評価検討会議において検討を行う場合にあっては、スイッチOTC化の承認時期が後ろ倒しにならないよう留意しつつ、可能な限り早期に検討を開始し、上記期間内に承認の可否判断が行われるよう、上記申請から承認の可否判断までの総期間1年以内に薬事審議会(要指導・一般用医薬品部会を含む。)に評価検討会議の意見(意見集約が不可能な場合にあっては、意見が列挙されるもの)として提示する。
- c 厚生労働省は、スイッチOTC化推進の観点から、スイッチOTC化するに当たって、①薬局・店舗販売業におけるOTC医薬品の販売体制(薬剤師の専門的知識、薬剤師による適正販売の担保など)、②OTC医薬品の販売に関する薬事規制、③OTC医薬品を取り巻く環境(承認審査の対象となる医薬品の使用者を含む国民又は薬剤師等の当該医薬品に関するリテラシー不足、薬局・店舗販売業者と医療機関との連携、薬剤師等と医師等との連携など)に関する課題のみをもって十分な不承認事由とはならないことを前提として、スイッチOTC化する上で、課題があると評価された場合に、課題解決を行うべきステ

ークホルダー（申請者を含む。以下同じ。）を明確にしつつ、必要に応じて、薬事審議会（要指導・一般用医薬品部会を含む。）や評価検討会議において当該課題に係るステークホルダーからの意見聴取を行い、課題解決策を検討するなど、スイッチOTC化に向けた対応を行うものとする。

- d 厚生労働省は、スイッチOTCの適正な販売に係る議論に資するよう、評価検討会議の構成員の構成について更に検討を行い、必要な措置（要指導・一般用医薬品のインターネット販売事業者等の追加を含む。）を講ずる。
- e 厚生労働省は、関係団体等の協力を得つつ、日本に比べスイッチOTC化が進んでいる海外（英国、カナダ、米国等）のスイッチOTC化の承認審査制度（スイッチOTC化のステークホルダーが参加するスイッチOTC化の承認審査又は検討する仕組みがある場合は、当該仕組みを含む。）及びその運用状況並びにスイッチOTC化の課題及びその解決策の検討・実施の状況等について、調査を行った上で、スイッチOTC化の促進に実効的な対応策を検討し、必要に応じて措置を講ずる。
- f 厚生労働省は、令和6年末時点以降四半期ごとにaのスイッチOTC化を促進するための目標の達成に向けた進捗状況（申請のあったもの並びに今後申請の可能性があるものとして厚生労働省が事業者ヒアリング等により把握しているもの及び医薬品の製造販売業者から評価検討会議へ要望があったものを踏まえたものとする。）をKPIとして管理するとともに、進捗状況が順調でない場合は原因（ボトルネック）を調査分析し、eの調査結果も活用しつつ、当該目標の達成に必要な更なる対策（評価検討会議の廃止を含む。）を検討の上、実施する（PDCA管理を行う。）。

カ 介護・保育・障害福祉分野における合併、事業譲渡等に関するローカルルールの防止等

- 【a, b：令和6年度検討開始、令和7年度までに措置、
c, d：令和7年度までに措置、
e：（前段・システムの整備の要否を検討）可能な限り速やかに検討を開始し、
令和7年度結論、
（前段・利用の有無の公表）令和8年度措置、
（後段）令和6年度検討開始、令和7年度までに措置、
f（前段）：可能な限り速やかに検討を開始し、令和7年度結論、
（後段）令和8年度措置】

高齢化とともに、高齢者を含む人口減少が進む我が国において、良質な介護・保育・障害福祉サービスの持続性を確保し、利用者の生活に支障を及ぼしかねないサービスの中断・停止等を回避するためには、介護・保育・障害福祉分野の事業者（社会福祉法人を含む。）（以下「介護事業者等」という。）の協働化や合併、事業譲渡等による経営力強化及び円滑な事業承継（以下「経営力強化等」という。）が必要である。経営力強化等の手段は多様であり、どの手段を選択し、

必要に応じて、複数の手段を組み合わせるかは介護事業者等の経営判断で行われるものであるが、合併や事業譲渡等のニーズを有する事業者は一定程度存在する。

一方で、介護・保育・障害福祉分野における合併、事業譲渡等については、以下のような指摘がある。

- ・介護事業者等の合併、事業譲渡等に関して、地方公共団体によっては、肯定的に捉えていないところがあったり、あるいは、介護事業者等にとって、公開情報で知り得る事例も限られており情報不足から現実的な選択肢として検討することが困難。
- ・介護事業者等が合併、事業譲渡等を行う場合に必要の手続（合併、事業譲渡等に伴う手続を含む。以下同じ。）について、特に、介護保険法（その政省令、通知、事務連絡等を含む。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号。その政省令、通知、事務連絡等を含む。以下同じ。）、児童福祉法（昭和22年法律第164号。その政省令、通知、事務連絡等を含む。以下同じ。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。その政省令、通知、事務連絡等を含む。）、社会福祉法（昭和26年法律第45号。その政省令、通知、事務連絡等を含む。以下同じ。）等を執行する地方公共団体との調整が重要な課題である。
- ・合併、事業譲渡等に関して事例が少ないこともあり、知見が乏しく、許認可に関する手続に関して地方公共団体の担当者間でも理解に濃淡が生じている。
- ・地方公共団体による不適切なローカルルール（独自の規律に係る様式、添付書類、各種申請に関して同分野の事業者と地方公共団体が行う事前相談及びその他運用に関する事項を含む。以下同じ。）がある場合には、介護事業者等が合併、事業譲渡等を行う場合に必要の手続の予見性が低く、かつ、事務負担が重い。

以上を踏まえ、介護事業者等の経営力強化等を目的として、円滑な合併、事業譲渡等が実施可能な環境整備を行うとともに、当該事業者の手続に要する負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。

- a こども家庭庁及び厚生労働省は、合併、事業譲渡等の事例及びその内容について介護事業者等による情報収集を容易にすることで、介護事業者等が自らの経営力強化等の選択肢として、合併、事業譲渡等を前向きに検討・実施可能なものであることの理解を促すとともに、地方公共団体が否定的に捉えるべきものではないことを明確化し、併せて、不適切なローカルルールによる介護事業者等の負担増を回避するため、介護事業者等及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、介護事業者等が合併、事業譲渡等を行う場合に必要の手続に関する手順や処理期間、合併、事業譲渡等の事例、合併、事業譲渡等に至った経緯、目的及び効果等を記載したガイドライン等を作成・公表する。
- b 厚生労働省は、社会福祉法人が合併、事業譲渡等を行う場合に必要の手続について、社会福祉法人の合併認可件数は年間10～20件程度、また、事業譲渡等に係る認可又は届出件数は数十件程度で、それぞれ推移するなど事例が少ないことに起因して、必要の手続について地方公共団体の理解に差が生じているこ

とや、地方公共団体による不適切なローカルルールがある場合には、社会福祉法人にとって、合併、事業譲渡等を行う場合に必要な手続の予見性が低く、かつ、事務負担が重いとの指摘を踏まえ、社会福祉法人の予見性向上及び社会福祉法人並びに地方公共団体の事務負担軽減の観点から、地方公共団体の実態も踏まえつつ、厚生労働省が令和2年3月に策定した合併・事業譲渡等マニュアル（以下「マニュアル」という。）を見直し、公表する。その際、社会福祉法人が合併、事業譲渡等の検討から各種指定申請までの各種手続の処理期間の目安等を記載することにより、合併、事業譲渡等を検討し、又は実施しようとする社会福祉法人及び当該社会福祉法人による手続の許認可等（当該手続に関する相談を含む。）を行う地方公共団体にとって必要な手続や期間が明確となり分かりやすく有用なものとなるよう留意する。あわせて、社会福祉法人が合併、事業譲渡等を行う場合に必要な手続について、簡略化（事業所の職員に変更がない等、実質的に継続して運営されると認められる場合における手続及び提出書類を不要又は省略可能とすることを含む。）も検討し、その結果を踏まえ、当該マニュアルに記載することで事務負担の軽減を図るものとする。

- c こども家庭庁及び厚生労働省は、介護サービス事業者が老人福祉法の規定に基づいて、地方公共団体に対して提出する届出関連文書等や、保育事業者が児童福祉法等の規定に基づいて、地方公共団体に対して提出する認可申請関連文書等について、介護事業者等の事務負担軽減の観点から、標準様式及び標準添付書類（以下「標準様式等」という。）を作成し、保育事業者、介護サービス事業者が全国一律で当該標準様式等を用いて手続等を行うこととするための所要の措置を講ずる。その際、当該標準様式等については、押印又は署名欄は設けないことを基本とし、あわせて、地方公共団体に対して押印又は署名を求めることがないように要請するとともに、先行して標準様式等が定められている介護保険サービスや障害福祉サービスと共通化可能な部分はそれぞれ共通化することを基本とする。

なお、地方公共団体が地域の特性に照らして特に必要がある場合に、その判断によって、独自の規律を設けることを妨げないこととし、当該地方公共団体が当該独自の規律に係る申請・届出文書について独自の様式・添付書類を使用することを妨げない。

- d こども家庭庁及び厚生労働省は、介護事業者等が合併、事業譲渡等を行う場合に必要な手続に係る地方公共団体によるローカルルールについて、介護事業者等の手続負担を軽減し、合併、事業承継等を円滑化する観点から、例えば、以下の事項について、地方公共団体ごとのローカルルールの有無・内容等を整理し、公表する。

- ・各種申請に関して介護事業者等が行う地方公共団体との事前相談に関する事項
- ・認可や指定に関する認可申請関連文書に係る様式又は添付書類に関する事項
- ・社会福祉法人の合併、事業譲渡等に関する認可に関する事前相談や添付書類に関する事項

- e 厚生労働省は、介護事業者等が合併、事業譲渡等を行う場合に必要な手続のうち、老人福祉法の規定に基づき地方公共団体に対して行う申請・届出について、既に整備が進められている介護事業者及び障害福祉サービス事業者が全ての地方公共団体に対して必要な申請・届出を地方公共団体を問わず電子的に一括した申請・届出を可能とするための電子申請・届出システムを参考にしつつ、全ての地方公共団体に対して所要の申請・届出を簡易に行い得ることとする観点から、cの標準様式等に関する検討結果を踏まえ、介護事業者等及び地方公共団体の意見も踏まえつつ、申請・届出先の地方公共団体を問わず当該システムでの申請・届出をもって、手続を完結し得ることとするため、介護事業者等の選択により、電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備の可否を検討し、必要な措置を講ずる。その際、特段の事情があり、当該システムの利用を困難とする地方公共団体については、なお従前の例によることを可能とする。また、システム整備を行う場合は、地方公共団体ごとのシステムの利用の有無については、厚生労働省において公表する。

こども家庭庁及び厚生労働省は、介護事業者等が合併、事業譲渡等を行う場合に必要な手続のうち、児童福祉法及び社会福祉法の規定に基づき地方公共団体に対して行う申請・届出について、介護事業者等が、その選択により、デジタル技術であって適切なもの（電子メールや地方公共団体が作成したウェブ上の入力フォームへの入力等を含む。）又は書面によって、申請・届出を行うこととするための所要の措置を講ずる。

- f 厚生労働省は、介護事業者等が合併、事業譲渡等を行う場合に必要な手続のうち、老人福祉法の規定に基づき地方公共団体に対して行う申請・届出について、法人名を変更した場合など、同様の情報を複数回にわたって記載し、複数の地方公共団体へ提出する必要がある等の指摘があることを踏まえ、法人関係事項その他の事業所固有の事項以外の事項に関するものについては、cの標準様式等に関する検討結果を踏まえ、届出手続のワンストップ化を実現する方向で検討する。

その際、特段の事情があり、eのシステムの利用を困難とする地方公共団体については、なお従前の例によることを可能とする。また、eのシステム整備を行う場合は、地方公共団体ごとのシステムの利用の有無については、厚生労働省において公表する。

キ 医療保険情報取得API利用時の包括同意の容認

【令和6年度結論】

デジタル庁及び厚生労働省は、個人情報の慎重かつ適切な保護を前提に、医療保険情報を活用した新たな事業創出を図るなどの観点から、データ利活用のニーズに基づき、事業者のマイナポータル医療保険情報取得APIを活用した利用者に関する情報の取得によるデータ利活用がより迅速に進むよう、マイナポータル医療保険情報取得API利用ガイドラインで包括同意を行う場合の連携頻度や

有効期間、事業者が遵守するセキュリティ等の提示、事後の同意取消しなどについて、検討を行い、結論を得る。

ク 先端技術を用いた医薬品開発ツールの要件の明確化

【（前段）令和6年度措置、
（後段）令和7年度結論】

厚生労働省は、医薬品開発のスピードや質の向上を図るとともに、医薬品開発における技術活用の予見可能性を高める観点から、動物実験の代替となり得るMPS（Microphysiological Systems：生体模倣システム）などの先端技術について、当該技術の要件の明確化に資するガイドラインの作成・公表などの具体的な方策について、産業界やアカデミアの関係者との協議や海外における取扱い等の必要な調査を行う。

当該協議・調査を踏まえ、要件の明確化に資するガイドラインの作成・公表などの具体的な方策について検討を行い、結論を得る。

ケ 低リスク遺伝子治療用製品の開発における治験開始前の環境影響評価

【（前段）令和6年度着手、令和7年度措置、
（後段）令和7年度結論】

厚生労働省は、事業者の過度な負担にならないよう、国内外で承認済みの再生医療等製品で安全性が確認されている非増殖性かつ低病原性のリスクの低いベクターの治験開始前の環境影響評価について、カルタヘナ議定書の内容や締結国の状況について実態調査を行う。

当該調査も踏まえ、事業者負担の軽減につながるような見直しの要否について検討し、結論を得る。

コ 新医薬品の毒薬及び劇薬の指定基準の明確化

【令和6年度結論】

厚生労働省は、新医薬品の審査・評価の予見可能性を高める観点から、承認された毒薬・劇薬指定の根拠について、事業者の求めに応じて回答する仕組みを設けることや、新医薬品に係る承認審査の標準的プロセスにおいて事業者が審査報告書を提示するまでの間に、毒薬及び劇薬に該当する可能性の有無及びその根拠等の案を事業者に対して事前に提示することを含め検討し、結論を得る。

サ 再生医療製品及び医薬品の製造に用いる生物由来原料等の管理等の合理化

【令和6年度結論】

厚生労働省は、原料等が種類別に設けられている生物由来原料基準について、当該基準に適合しない場合でも個別製品ごとにリスク評価を行っているところ、事業者の事務負担の更なる軽減を図るため、当該基準のうちウイルス等の感染リスクが低い「ヒト／動物細胞株を用いた遺伝子組換えタンパク質」については、より緩和された管理基準の在り方を検討し、結論を得る。

厚生労働省は、生物由来原料基準の運用に当たり、その包括的なリスクアセスメントに関する事業者の予見可能性を更に高めるため、「生物由来原料基準の運用について」（平成26年10月2日厚生労働省医薬食品局審査管理課長・大臣官房参事官（医療機器・再生医療等製品審査管理担当）連名通知）について、再生医療等製品や医薬品の製造工程や特徴も踏まえた、より明確な取扱いを示すよう検討を行い、結論を得る。

(7) 農業・地域産業活性化

ア 農業法人の経営基盤強化

【措置済み】

<基本的考え方>

我が国における高齢化及び生産年齢人口の減少が本格化し、今後農業者の大幅な減少が見込まれる危機的な状況の中で、食料の生産基盤を維持していく観点から、人と農地の受け皿となる農業法人の経営基盤強化に向け、以下の措置を講ずる。

<実施事項>

農林水産省は、農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。以下同じ。）の経営基盤を強化するため、市町村の地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条に規定する地域計画をいう。）に位置付けられ、かつ、認定農業者（同法第13条に規定する認定農業者をいう。）として地域での実績を有する農地所有適格法人のうち、国が真に地域の農業生産や地元経済に裨益するか確認を行うといった責任を持つという前提の下、現行制度上は農業者が過半を有する必要がある議決権要件の一部を緩和し、農業者及び食品事業者等で過半を占めることを可能とする特例措置を導入することとし、令和6年の通常国会への法案提出を視野に検討を進める。

【今後の検討課題】

農業法人の経営基盤強化については、上記の措置事項のほか、食料の生産基盤の維持を大前提としつつも、新たに農業法人と取引に入ろうとする食品事業者、農業と補完関係にあるスマート農業関係事業者など食品事業者以外の業種と農業法人との連携可能性やホールディングス化など、様々な出資ニーズの必要性が丁寧に検討される必要がある。

イ 農業用施設の建設に係る農地転用許可の迅速化

- 【a：引き続き検討を進め、令和6年上期措置、
- b：引き続き検討を進め、実態調査については令和6年上期に着手、
実態調査の結果に応じた記載の充実については令和7年度措置、
- c：引き続き検討を進め、令和6年上期措置、
通知に関する事項については措置済み】

<基本的考え方>

農業の成長産業化を推進する観点から、農業者が大規模な作業場や農畜産物の加工・販売施設等を迅速・円滑に建設することを可能にするため、農業用施設の

建設に係る農地法第4条及び第5条に基づく農地転用許可制度について、以下の措置を講ずる。

<実施事項>

- a 農林水産省は、農業用施設（加工・販売施設を含む。）を建設しようとする認定農業者が当該農業用施設の概要（施設の位置、種類、規模等）を地域計画に記載することを農業委員会又は市町村に求めた場合において、当該農業委員会又は市町村が、周辺の営農条件に支障を及ぼすおそれがないことについて事前に確認することで、当該農業用施設について農地転用許可を不要とする措置を講ずる。
- b 農林水産省は、例えば、農業用施設に含まれるトイレ・駐車場が認められないケースが存在するなど、自治体間で農地転用許可制度に関する運用上のばらつきが存在するとの指摘を踏まえ、自治体間の運用の面の差異（aの事前確認を含む）に関する実態調査を農業者に対して定期的実施し、その結果に応じて、「農地法の運用について」（平成21年12月11日農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）の記載の充実（詳細な具体例の提示等）を行う。
- c 農林水産省は、地域計画の策定状況を自治体の負担も考慮しながら適切に把握し、その策定状況を農林水産省ホームページにおいて公表するとともに、協議の場に外部からの新規参入希望者より参加の申出があった場合には当該者の参加の上で協議を行う旨を通知に明記する。

【今後の検討課題】

- ・農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）及び「農地法の運用について」（平成21年12月11日農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）で定める農地転用の許可を要しない農業用施設について、現在、農業生産活動に必要不可欠となる畜舎、温室、種苗貯蔵施設、農機具収納施設、農業用倉庫等に限ると限定列挙されているが、今般、地域計画に位置付けた上で、農畜産物の加工・販売施設、農家レストランを追加する案が農林水産省から提案されている。これについては、時代の進展の中で、農畜産業は食品の生産にとどまらず、肥料やエネルギー分野など先進分野における利活用を促進することが求められていることに鑑みれば、必ずしも、農家レストランに限らず、その地域で生産される農畜産物を利用する施設のニーズが生まれ、それらもまた既存の農業用施設と同様に農家所得の向上や雇用の確保が期待される場合もあることも踏まえ、「主として、当該地域において収穫された農畜産物を利用するための施設」等と定めることも検討される必要がある。
- ・また、地域計画の協議の場における外部からの新規参入希望者の参加状況について、地域計画策定期限後に実態を調査する必要がある。

ウ 愛玩動物に係るオンライン診療の受診の円滑化

【a, b : 令和6年度措置】

<基本的考え方>

愛玩動物に対する診療におけるデジタル技術の活用は、特に、獣医師が少ない地方部などにおいて、飼育者宅等での適時に円滑な受診や健康状態の管理を容易にする。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a 農林水産省は、愛玩動物診療におけるオンライン診療について、具体的にどのような要望や課題があるかを現場の飼育者、獣医師等に対して調査を行い、その結果を踏まえ、飼育者の利便性向上等の観点から、オンライン診療がより積極的に活用されるための指針を策定する。
- b 農林水産省は、aの指針を策定するに当たり、厚生労働省における「オンライン診療の適切な実施に関する指針」等の既存の指針も参考にしつつ、初診からオンライン診療を行うことが可能であることを盛り込む。

(8) 通信

ア 5G普及に向けた規制・制度の見直し

【a～f, l～o: 令和6年度上期検討・結論、結論を得次第速やかに措置、
g, j, k: 令和6年度検討・結論、
h: 措置済み、
i: 令和6年度上期措置、
p, q: 令和6年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置】

<基本的考え方>

5Gは、デジタル社会の実現に向けて、超高速、超低遅延、多数同時接続の通信を可能とし、スマートフォン利用者の利便性の向上のみならず、自動運転、ドローン等の新たなイノベーション創出の基盤となることから、5Gを普及させるための5G基地局整備に係る目標設定や、5G基地局を整備する上での障壁となる規制・制度の見直しを行うことが重要である。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a 総務省は、令和5年度末までに5G基盤展開率を98%とするとしていた目標の令和5年度末の達成状況を踏まえ、以下b～dのSub6、ミリ波、Standard Alone基地局（以下「SA基地局」という。）に関する目標を達成するために必要な適切な指標を設定し、当該指標に関して目標を設定し、携帯電話事業者ごとに公表する。
- b 総務省は、Sub6のみによる5G目標を「2020年代のいつまでに何%達成する」といった内容で設定し、その目標に向けたロードマップを作成して、公表するとともに、その進捗状況については、携帯電話事業者ごとに公表する。
- c 総務省は、ミリ波に関して、特にトラフィックが多いと合理的に見込まれるエリアを中心に基地局を整備するための目標を「何年度までに何万局」といった内容で設定し、公表する。
- d 総務省は、SA基地局を整備するための目標を定量的に設定し、公表する。
- e 総務省は、当初4G用に割り当てられた周波数帯を用いた5Gを利用する場合も、5G用に割り当てられた周波数帯を用いた5Gを利用する場合もスマートフォンの画面上では、現状、どちらも区別なく「5G」と表示される点について、スマートフォン利用者が周波数帯を正しく認識できるようにするため、それらが区別して表示されるよう必要な措置を講ずる。
- f 総務省は、ハイエンドのスマートフォンにおいて、ミリ波に対応したスマートフォンの拡充に向けて必要な措置を講ずる。
- g 総務省は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）上の「認定電気通信事業者」ではないインフラシェアリング事業者が、同法に規定される公益事業特権を行使できるよう必要な措置の導入に向けた検討を行い、その結果を公表する。
- h 財務省は、総務省の協力の下、国の事務や事業等の遂行のために5G基地局

を庁舎の屋内等に設置する場合において、国有財産法（昭和23年法律第73号）第18条第6項に規定される行政財産の使用許可（以下単に「国の行政財産の使用許可」という。）の対象外であることを明確化するため、各省庁に対し通知文書を発出し、かつ当該文書を公表する。

- i 総務省は、地方公共団体の事務や事業等の遂行のために5G基地局を庁舎の屋内等に設置する場合において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項に規定される行政財産の使用許可（以下単に「地方公共団体の行政財産の使用許可」という。）の対象外であることを明確化するため、地方公共団体へ通知文書を発出し、かつ当該文書を公表する。
- j 総務省は、財務省の協力の下、事業者が5G基地局を設置するに当たって、国の行政財産の使用許可が必要な場合における使用料の減免についてはh、i及びk～pにおいて講ずる措置から見込まれる効果等も踏まえて検討を行い、その結果を公表する。
- k 総務省は、事業者が5G基地局を設置するに当たって、地方公共団体の行政財産の使用許可が必要な場合における使用料の減免についてはh～j及びl～pにおいて講ずる措置から見込まれる効果等も踏まえて検討を行い、その結果を公表する。
- l 総務省及び財務省は、事業者が5G基地局を設置するに当たって、国の行政財産の使用許可が必要な場合における使用許可期間について、基地局を設置する上で適当な期間となるよう必要な措置を講ずる。
- m 総務省は、事業者が5G基地局を設置するに当たって、地方公共団体の行政財産の使用許可が必要な場合における使用許可期間について、基地局を設置する上で適当な期間となるよう必要な措置を講ずる。
- n 総務省は、事業者が5G基地局設置に係る地方公共団体の行政財産の使用許可が必要な場合における当該使用許可の申請様式の全国統一化を実施するため、統一的な様式を作成し、全ての地方公共団体において、その統一的な様式が使用されるよう必要な措置を講ずる。
- o 総務省及び財務省は、事業者による5G基地局の設置に関する国の行政財産の使用許可及び地方公共団体の行政財産の使用許可の申請に係る様式を可能な限り統一するため必要な措置を講ずる。
- p 総務省及び財務省は、事業者による5G基地局の設置に関する国の行政財産の使用許可及び地方公共団体の行政財産の使用許可の申請について、WEBの活用を含むオンライン化など適切かつ効率的な手続を検討し、その結果に応じて必要な措置を講ずる。
- q 経済産業省は、インフラシェアリング事業者が5G基地局を所有する携帯電話事業者から鉄塔等の基地局設備を譲り受けることでインフラシェアリング事業を実施する際に、既存の引き込み線に加えて、新たに他の携帯電話事業者が使用する目的で、新たに引き込み線を設けることの必要性が認められた場合において、一需要場所における複数の引き込み線を設けることを可能とすることの適否について検討し、その結果に応じて必要な措置を講ずる。

イ 光ファイバー整備の円滑化のための収容空間等の整備状況の開示等

【a：措置済み、

b, d, e, g, h：令和6年度以降速やかに措置、

c：措置済み、

f：措置済み、

i：令和6年度上期検討・結論、令和6年度以降速やかに措置、

j：令和6年度検討、結論を得次第令和7年度以降速やかに措置】

<基本的考え方>

テレワークの進展、AIの活用などによる日本のデータ通信量の増大に対し、データセンターを各地に分散立地させ、データ処理を効率化・高度化する取組が進んでいる。これは人手不足に対応する配送事業用のドローンや、自動運転など社会課題を解決する新たなデジタル技術を実現していく上でも不可欠であるが、その前提として、これら複数のデータセンター間で、高速・大容量のデータ通信を可能とする光ファイバーのインフラ整備が急務となっている。このため、当該整備の円滑化を図る観点から、光ファイバーを整備する事業者が当該整備計画の策定・実行等を行う際、ワンストップで高い利便性を確保しつつ、必要な情報を閲覧し、及び必要な設備の利用申請等を行うことを可能とするための体制整備が重要である。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a 総務省は、将来のデータセンター間等におけるデータ通信量の増大を踏まえ、それに対応するための光ファイバー整備の必要性と見通しを明らかにする。
- b 国土交通省は、国が管理する道路及び河川に係る収容空間の位置情報、光ファイバーの整備を行う者による使用の可否状況（空き容量を含む。）及び使用プロセス（手続方法等）の情報（以下「収容空間の位置情報等」という。）を、安全保障やセキュリティにも配慮しつつ、見やすく利便性の高い形で集約・統一してインターネット上において可能な限り詳細に開示する。加えて、国土交通省は、地方公共団体が管理する道路及び河川に係る収容空間の位置情報等が、安全保障やセキュリティにも配慮しつつ、見やすく利便性の高い形で、国が開示する収容空間の位置情報等と集約・統一してインターネット上において可能な限り詳細に開示されること並びに光ファイバーの収容空間を管理する地方公共団体の全ての道路管理者及び河川管理者がそれに参画することを確保するため、必要な措置を講ずる。
- c 国土交通省は、河川の光ファイバーの収容空間の占用許可申請に係る河川法に基づく様式が地方公共団体の全ての河川管理者において、全国统一して使用されるよう必要な措置を講ずる。加えて、電線共同溝の占用許可申請に係る様式については、現状「電線共同溝整備道路の指定、電線共同溝の占用の許可等の事務手続について」（平成8年2月20日建設省道政発第28号）で一定程度定

- められているところ、国土交通省は、地方公共団体の全ての道路管理者における様式の全国統一化を実施するため、必要な措置を講ずる。
- d 国土交通省は、国及び地方公共団体が管理する電線共同溝及び河川に係る光ファイバーの収容空間の占用許可申請のWEBによるオンライン化を実現する。この際、国土交通省は、光ファイバーの収容空間を管理する地方公共団体の全ての道路管理者及び河川管理者の参画を確保するため、必要な措置を講ずる。
 - e 国土交通省は、国が管理する道路及び河川に係る光ファイバーの芯線の位置情報、光ファイバーの整備を行う者による使用の可否状況(空き容量を含む。)及び使用プロセス(手続方法等)の情報(以下「光ファイバーの芯線の位置情報等」という。)を、安全保障やセキュリティにも配慮しつつ、見やすく利便性の高い形で集約・統一してインターネット上において可能な限り詳細に開示する。加えて、国土交通省は、地方公共団体が管理する道路及び河川に係る光ファイバーの芯線の位置情報等が、安全保障やセキュリティにも配慮しつつ、見やすく利便性の高い形で、国が開示する光ファイバーの芯線の位置情報等と集約・統一してインターネット上において可能な限り詳細に開示されること並びに光ファイバーの芯線を管理する地方公共団体の全ての道路管理者及び河川管理者がそれに参画することを確保するため、必要な措置を講ずる。
 - f 国が管理する道路及び河川に係る光ファイバーの芯線の使用手続に係る様式については、現状、「河川・道路管理用光ファイバの民間事業者等による利用について」(平成14年6月28日国河政第24号・国道利第9号)等で一定程度定められているが、地方公共団体の全ての道路管理者及び河川管理者が管理する道路及び河川における光ファイバーの芯線の使用手続に係る様式の全国統一化を実施するため、国土交通省は、必要な措置を講ずる。
 - g 国土交通省は、国及び地方公共団体が管理する道路及び河川に係る光ファイバーの芯線の使用手続のWEBによるオンライン化を実現する。この際、国土交通省は、光ファイバーの芯線を管理する地方公共団体の全ての道路管理者及び河川管理者の参画を確保するため、必要な措置を講ずる。
 - h 国土交通省は、b～gの内容を実現・高度化するため、国及び地方公共団体が参画し、一元的な情報公開とワンストップ申請が可能となるプラットフォームを構築する。この際、国土交通省は、当該プラットフォームについて、利用者にとって、開示情報が見やすく、申請・使用手続については、利便性の高いものとなるように構築する。加えて、国土交通省は、当該プラットフォームへの光ファイバーの芯線又はその収容空間を管理する地方公共団体の全ての道路管理者及び河川管理者の参画を確保するため、必要な措置を講ずる。
 - i 総務省は、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」(平成13年4月 総務省)に規定される公益事業者(以下本項及び次項において、単に「公益事業者」という。)が公共的なインフラを管理する主体であり、多くの光ファイバー関連設備を有することから、現状においても当該ガイドラインの対象として明記されていることを踏まえ、公益事業者が保有する光ファイバ

一の芯線及びその収容空間について、具体的なニーズを確認した上で、安全保障やセキュリティにも配慮しつつ、必要な光ファイバーの芯線及びその収容空間の位置や使用に係る状況（空き容量を含む。）の情報を可能な限り見やすく利便性の高い形で開示するため、当該開示の対象者、開示の具体的手段、開示する情報の内容等（いわゆるクロスポイントのない異経路構成による冗長性確保に係る情報を含む。）について、本年3月の「光ファイバ整備の円滑化のための収容空間情報等の開示の在り方に関する検討会」の取りまとめ内容を踏まえて関係する事業者等と検討を行い、その結果に応じて必要な措置を講ずる。

- j 総務省は、国土交通省の協力の下、公益事業者、国及び地方公共団体が保有又は管理する光ファイバーの芯線及びその収容空間について、具体的なニーズを確認した上で、安全保障やセキュリティにも配慮しつつ、必要な光ファイバーの芯線及びその収容空間の位置や使用に係る状況（空き容量を含む。）等に係る情報の見やすく利便性の高い形でのインターネット上での開示並びに利便性の高い方法での申請・使用手続の様式の統一化及び申請・使用手続のWEBによるオンライン化を一元的なワンストップの形で実現するプラットフォームの在り方を検討する。この際、総務省は、公益事業者が保有する光ファイバーの芯線及びその収容空間に係る情報の開示の対象者、開示の具体的手段、開示する情報の内容等（いわゆるクロスポイントのない異経路構成による冗長性確保に係る情報を含む。）の在り方について、本年3月の「光ファイバ整備の円滑化のための収容空間情報等の開示の在り方に関する検討会」の取りまとめ内容を踏まえて関係する事業者等と検討を行い、その結果に応じて必要な措置を講ずる。加えて、当該プラットフォームについて、総務省は、公益事業者が参画するよう、国土交通省は、光ファイバーの芯線又はその収容空間を管理する地方公共団体の全ての道路管理者及び河川管理者の参画を確保するため、それぞれ必要な措置を講ずる。

ウ 届出電気通信事業者が行う報告義務の在り方の見直し

【令和6年度検討・結論・措置】

<基本的考え方>

届出電気通信事業者（電気通信回線設備を設置することなく電気通信事業を営む者等）には、「電気通信役務の全部又は一部の提供を停止又は品質を低下させた事故」であって、「影響利用者数3万以上又は継続時間2時間以上」に該当するものについては、重大な事故として別途報告が求められるものを除き、四半期ごとの事故報告が求められている。しかしながら、報告作業に多大な負担があるとされていることから、事務負担を軽減し、生産性の向上を促すべく、手続の簡素化に向けた検討を行う。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

総務省は、届出電気通信事業者の事務負担軽減の観点から、重大事故に該当しない事故の場合には、当該事業者による通信事故対策のための措置を前提に報告頻度を見直すなど負担の軽減について検討を行い、必要な措置を講ずる。

2. スタートアップの更なる成長

(1) 規制改革関連制度の連携強化

<基本的考え方>

政府の規制改革関連制度としては、下表のように、趣旨や目的の異なる行政組織や制度を適切な役割分担の下に互いに連携させながら取り組んできたが、迅速に規制・制度改革を行う上では、国民やスタートアップを含む利用者目線での運用を促進しつつ、社会全体が裨益する全国レベルの規制・制度改革や事業化を実現することも重要である。

これらを踏まえ、規制改革関連制度を所管する関係府省は、その連携強化のため、以下の措置を講ずるべきである。

表：規制改革関連制度の概要

制度	制度の概要	主なプロセス		事務局
規制改革推進会議	経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方の改革の基本的事項を総合的に調査審議	①規制改革に係る提案(民間) ②規制改革推進会議による審議・答申(国) ③規制改革実施計画の決定(国)		内閣府規制改革推進室
国家戦略特別区域制度	あらかじめ指定された特区における大胆な規制・制度改革の突破口として、経済社会の構造改革を重点的に推進する	<特例措置の創設> ①特例措置の提案(自治体・民間等) ②規制・制度所管府省庁による回答(国) ③国家戦略特区WG、国家戦略特別区域諮問会議による調査・審議(国・自治体・民間) ④特例措置の創設(国)	<区域における事業の実施> ①政令による区域の指定(国) ②区域方針の策定(国) ③国家戦略特区区域会議による区域計画の作成(国・自治体・民間) ④区域計画の認定(国)	内閣府地方創生推進事務局
構造改革特別区域制度	地域の特性に応じた経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図る	<特例措置の創設> ①特例措置の提案(自治体・民間) ②規制・制度所管府省庁による回答(国) ④構造改革特別区域推進本部による対応方針の決定(国) ⑤特例措置の創設(国)	<区域における事業の実施> ①区域計画の作成・申請(自治体) ②区域計画の認定(国) ③事業の実施(自治体)	内閣府地方創生推進事務局

総合特別 区域制度	産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する規制の特例措置等の施策を総合的かつ集中的に推進	<特例措置の創設> ① 特例措置の提案(自治体) ② 国と地方の協議会における協議(国・自治体) ③ 総合特区推進本部による審議(国) ④ 特例措置の創設(国)	<区域における事業の実施> ① 特区の指定の申請(自治体) ② 特区の指定(国) ③ 特区の方針の策定(国) ④ 区域計画の作成・申請(自治体) ⑤ 区域計画の認定(国) ⑥ 事業の実施(自治体)	内閣府地方 創生推進事 務局
グレーゾ ン解消制 度	新事業について、規制の適用の有無を主務省庁のサポートの下確認	① 照会書の提出(民間) ② 主務大臣による回答(国)		経済産業省 経済産業政 策局新規事 業創造推進 室
ノーアクシ ョンレター 制度(法令 適用事前 確認手続)	新事業について、規制の適用の有無を規制・制度所管府省庁に確認(照会可能な法令をあらかじめ規定)	① 照会書の提出(民間) ② 規制・制度所管府省庁による回答(国)		総務省行政 管理局調査 法制課
新事業特 例制度	新事業に関わる規制の特例措置を創設し、個別の事業計画を認定	① 特例措置の要望(民間) ② 特例措置の創設(国) ③ 個別事業計画の申請(民間) ④ 個別事業計画の認定(国) ⑤ 事業の実施(民間)		経済産業省 経済産業政 策局新規事 業創造推進 室
規制のサ ンドボック ス制度(新 技術等実 証制度)	期間や参加者等を限定した実証により、円滑な事業化・規制の見直しにつなげる	① 実証計画の認定申請(民間) ② 主務大臣見解の送付(国) ③ 新技術等効果評価委員会による審議(国) ④ 実証計画の認定(国) ⑤ 実証の実施(民間) ⑥ 実証で得られた情報・資料を活用した事業化・規制改革(国・民間)		内閣官房新 しい資本主 義実現本部 事務局
規制改革・ 行政改革 ホットライ ン	広く国民や企業等から規制改革に関する提案を受け付け	① 提案の提出(民間) ② 規制・制度所管府省庁からの回答(国) ③ 必要に応じて実現すべき課題の改革を要請(国)		内閣府規制 改革推進室

＜実施事項＞

ア 規制改革関連制度に関する情報発信強化等

【a：令和7年度上期に措置、b：令和6年度中に措置】

- a 内閣府（規制改革推進室）は、各規制改革関連制度における取組の可視化を図る観点から、規制改革関係府省の協力を得て、以下の情報を内閣府HPにて公表する。その際、規制・制度所管府省庁や対象法令ごとに制度横断的に検索可能とする等、検索性・一覧性に配慮した形式とする。
- ・グレーゾン解消制度に係る照会及び回答
 - ・ノーアクションレター制度に係る照会及び回答
 - ・各特区（国家戦略特別区域、構造改革特別区域、総合特区）における提案及び検討要請に対する各府省庁からの回答、創設された特例措置、認定区域計画における事業
 - ・新事業特例制度における新たな規制の特例措置の求め及び新事業活動計画の認定申請に対する主務大臣からの回答
 - ・規制のサンドボックス制度における新技術等実証計画の認定申請に対する主務大臣の見解書及び新技術等実証計画の認定証（又は不認定通知書）
 - ・規制改革実施計画のフォローアップの結果
 - ・規制改革・行政改革ホットラインにおける提案及び検討要請に対する規制・制度所管省庁からの回答
 - ・その他規制改革に資する各府省庁における取組
- b 経済産業省は、規制改革関連制度の役割分担が不明確であるとの指摘を踏まえ、規制改革関連制度の特性を分かりやすく整理することで適切かつ効果的な制度活用を促進する観点から、規制改革関係府省の協力を得て、「スタートアップの成長に向けた規制対応・規制改革参画ツールの活用に関するガイダンス」（令和5年4月経済産業省発行）の情報発信強化等を行う。

イ 規制改革関連諸制度間の連携

【a～f：令和6年度以降継続的に措置】

- a 規制・制度所管府省庁（産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第147条第1項第3号の規定に基づく「新技術等実証計画に記載された第8条の2第3項第6号に規定する法律及び法律に基づく命令を所管する行政機関の長」及び同項第4号の規定に基づく「新事業活動計画に記載された第9条第3項第4号に規定する規制の特例措置に係る法律及び法律に基づく命令を所管する行政機関の長」をいう。以下bにおいて同じ。）は、同法第8条の2の規定に基づく新技術等実証計画の認定及び同法第9条の規定に基づく新事業活動計画の認定（以下「新事業特例制度」という。）について、その制度趣旨が「主務大臣（中略）は、新技術等又は新事業活動等に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令の規定に基づく規制の在り方について、規制の特例措置の整備及び適用の状況、諸外国における規制の状況、技術の進歩の状況その他の事情を踏まえて検討を加え、その結果に基づき、規制の撤廃又は緩和のために

必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする」(産業競争力強化法第14条)とされていることを踏まえ、認定新技術等実証又は認定新事業活動の終了及び産業競争力強化法に基づく新技術等実証及び新事業活動に関する規制の特例措置の整備等及び規制改革の推進に関する命令第16条に基づく実施者からの報告を受領後、産業競争力強化法第14条に基づく検討を遅滞なく行い、その結果に基づき講ずることとした法制上の措置その他の措置(以下「対応措置等」という。)の内容を各制度の事務局(規制のサンドボックス制度については内閣官房(新しい資本主義実現本部事務局)、新事業特例制度については経済産業省)に通知する。各制度の事務局は、当該対応措置等について内閣府(規制改革推進室)に通知することとし、規制改革推進会議は、新技術等効果評価委員会によるフォローアップの状況も踏まえつつ、必要と認める場合、当該対応措置等に関する調査審議を行う。

- b 規制改革推進会議は、規制・制度改革に関する個別具体の規制改革事項についての審議を行う過程において、新しい技術やビジネスモデルについて、期間や参加者を限定すること等により、既存の規制の適用を受けることなく実証を行うとともに、実証で得られた情報・資料を活用して事業化や規制改革を推進することが当該規制改革事項の適切な推進の観点から望ましいと考えられる場合は、当該規制改革事項について、当該規制改革事項の要望者等の意思も勘案しつつ、当該要望者による新事業特例制度又は規制のサンドボックス制度を利用した検討を、各制度の事務局に要請することができる。この場合において、当該事務局は、規制改革推進会議における検討状況も踏まえつつ、必要と認める場合、当該要請への対応を行う。
- c 内閣府(地方創生推進事務局)は、国家戦略特別区域基本方針(平成26年2月25日閣議決定、令和6年4月1日最終改定)において「特例措置の活用から一定期間が経過し、特段の弊害のない特区の成果については、全国展開に向けた検討を重点的に進めるなど、全国展開を加速化させる。」とされていることを踏まえ、国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条で「国家戦略特別区域会議は、内閣府令で定めるところにより、認定区域計画の進捗状況について、定期的に評価を行うとともに、その結果について、内閣総理大臣に報告しなければならない。」とされている評価の結果を、規制改革推進会議に通知する。

規制改革推進会議は、当該評価の結果における認定区域計画の進捗状況も踏まえつつ、全国展開が未了である特例措置について、必要と認める場合、規制の特例措置の全国展開に関する取組状況等について調査審議を行う。この際、規制改革推進会議のワーキング・グループを開催する等、具体の議論を行う場合には、その旨を事前に地方創生推進事務局へ通知する。このほか、必要に応じ、国家戦略特別区域制度の下での全国展開に係る検討状況や、それを踏まえた規制・制度所管府省庁(同決定に規定する「関係府省庁」をいう。)の対応に関する情報共有など、事務局間の連携も推進する。

d 内閣府（地方創生推進事務局）は、構造改革特別区域基本方針（平成15年1月24日閣議決定、令和5年12月26日最終改定）において「規制の特例措置の評価において、特段の問題が生じていないと判断されたものについては、速やかに全国展開を推進していくことを原則とする。」、「評価時期は一律に定めるのではなく、特区において適用が見込まれる時期、その効果が判明することが見込まれる時期等を踏まえ、規制の特例措置ごとに設定するものとする。」とされていることを踏まえて実施する構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会による評価及び構造改革特別区域推進本部において決定された評価に関する対応方針の内容を、規制改革推進会議に通知する。

規制改革推進会議は、同対応方針を踏まえた規制・制度所管府省庁（構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第4条第10項に規定する「関係行政機関」をいう。）の検討状況も踏まえつつ、必要と認める場合、規制の特例措置の全国展開に関する取組状況等について調査審議を行う。この際、ワーキング・グループを開催する等、具体の議論を行う場合には、その旨を事前に地方創生推進事務局へ通知し、事務局間で連携して全国展開の在り方等を検討する。

e 内閣府（地方創生推進事務局）は、総合特別区域制度について、「全国規模の規制改革を審議する規制改革会議と規制の特例措置を含めた支援策により地域の活性化を図る地域活性化統合事務局について、効果的かつ効率的な規制改革の推進に向けて、一層の連携強化策を検討する」（総合特別区域法の一部を改正する法律案に対する第183回国会附帯決議）とされていることを踏まえ、総合特別区域評価・調査検討会による評価結果を規制改革推進会議に通知する。規制改革推進会議は、同評価結果も踏まえつつ、必要と認める場合、規制の特例措置の全国展開に関する取組状況等について調査審議を行う。この際、ワーキング・グループを開催する等、具体の議論を行う場合には、その旨を事前に地方創生推進事務局へ通知し、事務局間で連携して全国展開の在り方等を検討する。

f 規制改革推進会議は、規制・制度改革に関する個別具体の規制改革事項を審議する過程において、地方公共団体や民間事業者等の要望者の意向等を勘案して、規制・制度改革事項に関する検討を適切に推進する観点から、国家戦略特別区域・構造改革特別区域制度を利用することが望ましいと考えられる場合、当該事項について、いずれかの制度を利用した検討を求める旨を内閣府（地方創生推進事務局）に通知する。内閣府（地方創生推進事務局）は、規制改革推進会議における検討状況も踏まえつつ、必要と認める場合、当該通知に関する調査検討を行う。

ウ グレーゾーン解消制度等の透明性向上

【a～e：令和6年度以降継続的に措置、f：令和6年度中に措置】

a 規制・制度所管府省庁（産業競争力強化法第147条第1項第2号の規定に基づく「当該求めにかかる法律及び法律に基づく命令を所管する行政機関の長」をいう。以下c及びdにおいて同じ。）は、同法第7条に基づく解釈及び適用の確

認（以下「グリーゾーン解消制度」という。）の実効性を確保し、グリーゾーン解消制度の照会を行おうとする事業者からの「相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うものとする」（産業競争力強化法第8条）とされていることを踏まえ、事業所管省庁（第147条第1項第2号の規定に基づく「当該求めに係る新技術等又は新事業活動に係る事業を所管する大臣」）と連携し、事業者からの質問・相談に対して、照会書のブラッシュアップや進捗状況の共有等を含め、情報提供及び助言を適切かつ迅速に行い、相談開始から3か月を目処に回答を示すことを目標とする。また、その透明性を向上させる観点から、毎年度5月中にグリーゾーン解消制度に基づく前年度までの、①事前相談の受付件数、②事前相談の受付件数のうち、規制・制度所管府省庁への相談開始から6か月を経過した件数、③照会件数、④回答件数を経済産業省に報告する。経済産業省は、①～④の情報を内閣府規制改革推進室に通知するとともに、経済産業省HPで公開する。規制改革推進会議は、必要と認める場合、関係府省庁からの聴取の実施その他の必要な措置を講ずる。

- b 経済産業省は、「新たな事業活動を行おうとする事業者が、現行の規制の適用範囲が不明確な場合においても、あらかじめ規制の適用の有無を確認することにより、安心して新事業活動を行うことができる」とのグリーゾーン解消制度の趣旨を徹底する観点から、同制度に基づく回答内容が①新事業活動等に対する法令の適用を受けるとされた場合、又は②法令の適用の有無が明確にされない場合に照会者又は照会者以外の事業者（以下「第三者」という。）の事業活動が影響を受けうる可能性があることを踏まえ、グリーゾーン解消制度に基づく照会及び回答内容によって、照会者又は第三者が受けうる影響を申告する窓口を設けることとし、当該窓口において受け付けた意見・要望を規制改革推進会議に報告する。規制改革推進会議は、必要と認める場合、当該回答にかかる規制・制度改革に関する調査審議を行うものとする。
- c 規制・制度所管府省庁は、グリーゾーン解消制度による規制・制度所管府省庁の回答について、その一部に「該当性の判断については、当該自治事務を担う地方自治体において判断されるもの」等とする事例が見られることを踏まえ、同制度の趣旨を徹底する観点から、照会対象法令の細則が地方自治体の条例に委任されている場合を含め、当該法令を所管する観点から、照会書の記載を前提とした具体的な内容の回答を示すものとし、地方分権等の観点から最終的には地方自治体の判断によるものである旨の留保を可能としつつ、地方自治体にのみ結論を委ねるような回答は行わないものとする。また、仮に、規制・制度所管府省庁が、グリーゾーン解消制度の趣旨に反し、自らの回答責任を回避するような回答を行った場合には、照会者が上記bの窓口で申告できることとし、当該窓口において受け付けた意見・要望を規制改革推進会議に報告する。規制改革推進会議は、必要と認める場合、当該回答にかかる規制・制度改革に関する調査審議を行うものとする。
- d 規制・制度所管府省庁は、グリーゾーン解消制度に関する回答について、当該法令を所管する観点から、照会書の記載を前提とした具体的な内容の回答を

示すことで「安心して事業活動ができること」を徹底するものとし、最終的には個別の係争にかかる司法の判断によるものである旨の留保は可能としつつ、裁判所や捜査機関に結論を委ねるような回答は行わないものとする。また、仮に、規制・制度所管府省庁が、以上に反して自らの回答責任を回避するような回答を行った場合には、照会者が上記bの窓口に申告できることとし、当該窓口において受け付けた意見・要望を規制改革推進会議に報告する。規制改革推進会議は、必要と認める場合、当該回答にかかる規制・制度改革に関する調査審議を行うものとする。

- e 規制・制度所管府省庁（「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」（平成13年3月27日閣議決定、平成19年6月22日最終改定）に規定する「各府省」をいう。）は、同決定に基づくノーアクションレター制度（以下「ノーアクションレター制度」という。）の実効性を確保し、併せて、その透明性を向上させる観点から、ノーアクションレター制度に基づく照会及び回答内容を当該規制・制度所管府省庁のHPに一覧性を確保して公開するとともに、毎年度5月中にノーアクションレター制度に基づき前年度に行った、①照会件数、②回答年月日、③未回答の照会のうち、照会の受付から6ヶ月を経過したものの照会概要を総務省に報告する。総務省は、①～③の情報を内閣府に通知するとともに、総務省HPで公開する。
- f 総務省は、ノーアクションレター制度について、「IT・金融等新規産業や新商品・サービスの創出が活発に行われる分野について、民間企業等がある行為を行うに際し、法令に抵触するかどうかについての予見可能性を高めるため、当該行為について特定の法令の規定との関係を事前に照会できるようにするとともに、行政の公正性を確保し、透明性の向上を図る」との同制度の趣旨や、国民の利便性向上と行政の公正性の確保・透明性の向上の観点から同制度とグレーゾーン解消制度との異同を明確化した上で両制度の一体的な運用等を含め検討すべきであるとの意見を踏まえ、制度・運用の在り方を検討する。

（2）公証人による定款認証制度の見直し

＜基本的考え方＞

イノベーションと社会課題解決の担い手であるスタートアップの育成を加速するため、諸外国に後れを取らない創業環境を実現する必要がある。このため、公証人法（明治41年法律第53号）及び会社法（平成17年法律第86号）の規定により株式会社等の設立時に必要とされる公証人による定款認証制度について、その手続コストの削減を通じた起業家の負担軽減が求められている。

また、公証人制度について、ビジネスを取り巻く環境の変化やデジタル技術の発展等に十分に対応できていないのではないかと、サービスの質向上が必要ではないかという指摘がある。公証事務の担い手確保のために公募を実施しているものの、判事や検事等の公務員出身者が大半を占めており、弁護士、司法書士等の民間出身者はごく一部に限られている現状を踏まえ、より多様な人材の登用により、公証事務の質の向上を図ることが必要である。

加えて、資金の流れが多様化し、国境を越える取引が容易になっている中で、犯罪によって得た収益について、その出所や真の所有者が分からないようにして捜査機関等による収益の発見や検挙等を逃れようとするマネー・ローンダリング（以下「マネロン」という。）等の手口が複雑化・高度化しており、その対策の重要性はこれまで以上に高まっている。株式会社、一般社団法人及び一般財団法人に限っては、設立当初のみ公証人による実質的支配者の把握に係る制度が存在するが、法人の悪用を防止するとともに、これらの法人のみ、設立当初のみを対象とする現行制度のみに頼ることなく、法人の実質的支配者に係る情報を一元的かつ継続的・正確に把握するための制度整備が必要である。なお、このような取組は、安全保障ないし経済安全保障の確保にも資するとの指摘がある。

<実施事項>

ア 起業家の負担軽減に向けた定款認証・法人設立手続の見直し

- 【a：令和6年度中に着手、
b前段：令和6年度上期措置、b後段：aによるシステム等の構築後、速やかに措置、
c：令和6年度中に措置、
d：令和6年度中に措置、
e：令和7年度中に措置、
f：令和6年度中に検討着手】
- a 法務省は、スタートアップの法人設立時における起業家の負担を軽減する観点から、所定のフォームに一定の必要事項（商号・事業目的・発行可能株式数等）を発起人等（会社法第26条の規定により定款の作成を行う発起人及びその代理人をいう。以下同じ。）が入力又は選択することで定款の必須記載事項等を満たした定型的な株式会社の定款案（以下「モデル定款」という。）を簡易・確実・迅速に作成することが可能なシステムないしアプリケーション（以下「システム等」という。）を構築する。その際、スタートアップのニーズを踏まえた組織形態に十分対応できるものを念頭に置いた上で、モデル定款の検討を行う。
- b 法務省は、発起人等がモデル定款（令和5年12月に公開された「定款作成支援ツール」によって作成された定款案を含む。以下この項において同じ。）を用いて定款認証を行う場合に、定款案の提出から法人設立登記までを原則として72時間以内に完了させる新たな運用を開始する。その際、発起人等からの情報提供を要することなく、公証人・法務局間での連携によって当該運用を実現するものとする。あわせて、法務省は本取組を拡充し、デジタル庁と連携して、デジタル庁が運営する「法人設立ワンストップサービス」でaにて構築したシステム等により作成されるモデル定款を利用した場合には、原則として、24時間以内に、定款認証及び法人設立登記を完了させる運用を開始するとともに、同サービスを利用できない代理人による申請についても同様に24時間以内に完了させる運用を可能とする。加えて、いずれの申請による場合であっても、定款案の作成から設立登記の申請まで一括して行うことができるようにする。

- c 法務省は、モデル定款について、民間事業者が提供する法人設立支援サービスにおいてもbと同様の機能の実装が可能となるよう、希望する民間事業者に対して必要な情報提供その他の協力を行う。
- d 法務省は、スタートアップの法人設立時における財政的基盤の乏しい起業家の負担を軽減し、スタートアップの創出を加速する観点から、公証人の定款認証手数料について、事業実態・事業規模等一定の条件を満たす場合に、現行3万円の最低区分を半額程度にまで引き下げることを目指して検討する。
- e 法務省は、デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和5年6月9日閣議決定）において「犯罪による収益の移転防止に関する法律、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（携帯電話不正利用防止法）に基づく非対面の本人確認手法は、マイナンバーカードの公的個人認証に原則として一本化し、運転免許証等を送信する方法や、顔写真のない本人確認書類等は廃止する。」とされていること等を踏まえ、マイナンバーカードの公的個人認証の活用を基本として、デジタル技術を用いた手法で、定款認証における発起人の本人確認及び真意の確認を行うことにより、公証人による面前確認について、違法・不当な目的による会社設立であることが疑われる等の事情がない場合には、原則として省略することを可能とする方向で具体的方策等を検討し、令和6年度中に結論を得た上で、必要に応じて令和7年度中を目標に公証人法の改正法案を提出するなど所要の措置を講ずる。
- f 法務省は、令和5年の行政事業レビューにおける「将来的な定款認証制度の廃止を含め、制度の在り方を年度内に早期に検討すべきである。」旨の取りまとめ及び「起業家の負担軽減に向けた定款認証の見直しに関する検討会～議論の取りまとめ～」（令和6年1月31日）において示された今後の制度設計の方向性等を踏まえ、将来的な株式会社設立の際の定款認証制度の在り方について、制度そのものの必要性を含め、検討を行う。

イ マネロン対策のための法人の実質的支配者情報の把握

【a～c：令和6年度中に着手し、速やかに措置、
d：令和7年度末までに着手し、速やかに措置】

- a 法務省は、株式会社が自らの実質的支配者（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号）第11条第2項第1号の自然人（同条第4項の規定により自然人とみなされるものを含む）をいう。以下同じ。）を容易に把握することを可能とする観点から、当該株式会社の株主である他の株式会社（当該他の株式会社の株主等を含む。）の実質的支配者リストを活用し、必要な情報を取得可能とする方策を検討し、商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則（令和3年9月17日法務省告示第187号）の改正等の所要の措置を講ずる。

- b 法務省は、株式会社の設立後においてもその実質的支配者情報を正確かつ円滑に把握可能とし、法人の透明性向上及びマネロン対策の強化に資するよう、設立登記時のほか、役員の変更登記申請等を行う際にも実質的支配者リストの商業登記所への保管申請を当該株式会社に求める方策及び特定事業者（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）第2条第2項に規定する「特定事業者」をいう。以下同じ。）が同法第4条に基づく取引時確認を行う際に実質的支配者リストを顧客等を介さず商業登記所から直接取得することを可能とする方策を検討し、商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則の改正等の所要の措置を講ずる。
- c 警察庁及び金融庁は、特定事業者が保持する実質的支配者情報に対する当局による迅速なアクセスを確保する観点から、特定事業者への情報照会システムを利用して、特定事業者が取引時確認等で得た実質的支配者情報やその他の顧客情報についても、当局が把握するために必要なシステム整備等の方策を検討し、所要の措置を講ずる。
- d 警察庁、金融庁、法務省、財務省及び経済産業省は、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」（令和4年5月19日マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議決定）及び「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画（2024-2026年度）」（令和6年4月17日同会議決定）や上記a～cの取組による実効性を踏まえ、株式会社以外を含めマネロンに利用される可能性が相当程度存在する全ての法人形態について、事業者負担にも配慮しつつ、そのリスクに応じ、法人の実質的支配者情報の一元的、継続的、かつ正確な把握を可能とする枠組みに関する制度整備を新法の制定や法改正を含めて検討し、結論を得次第、必要な措置を講ずる。

※ 省庁の記載の順序は建制順。

ウ 公証人公募時における開示情報の充実等による民間人材の登用促進及びガバナンスの強化

【a：令和6年度上期措置、

b, c：令和6年度より継続的に措置、

d：令和6年中に検討に着手、令和7年度末を目標として、

できるだけ速やかに結論】

- a 法務省は、公証人法第13条及び第13条ノ2に基づく公証人の公募に当たり、応募者の期待可能な所得に関する予見可能性を高め、もって、多様な人材の公証人への登用を図る観点から、公証人の公募を行う際に、対象公証役場が所在する地域の人口規模と同規模の地域の公証人の平均的な収入や、公証人の平均的な経費割合に関する情報提供を開始する。法務省は、この情報提供のために必要な実態把握の調査を速やかに実施する。
- b 法務省は、弁護士、司法書士など、より多様な人材の公証人への登用を促進するため、日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会その他の団体と連携して、公証人公募に関心がある資格者に対する業務説明会の実施等による情報提

供を拡充するとともに、公証人の登用プロセスの透明化を図るため、民間人材の応募及び採用状況並びに応募資格等を定期的に公表する。

- c 法務省は、公証人による業務について、公証人ごと又は公証役場ごとに取り扱いが異なり、利用者の利便性が損なわれているという指摘があることを踏まえ、法務省における相談窓口の設置や利用者への聞き取り等による実態の把握を行うとともに、公証業務の適正化を徹底するため、公証役場への立入調査を含め、公証役場や公証人に対する監督・指導を強化する。
- d 法務省は、社会のデジタル化の進展やビジネス環境の変化を踏まえ、より良質な公証サービスを提供する必要があるとして、多様な公証人の確保を望む指摘があること、公証人の98%以上が元公務員であり、弁護士や司法書士の公証人任用を増やす必要があるとして、検察官・公証人特別任用等審査会の在り方を問う指摘もあること等を踏まえ、公証業務の質の向上や担い手の多様化を図るため、公証人の公務員化の是非を含め、公証人の地位・業務の在り方、透明・適正な公証人の選任プロセスの在り方など、民間人材の公証人への登用の在り方について、海外動向や利用者の意見等も踏まえつつ、検討・調査を行う。

(3) 海外活力の取り込み・内外人材活用

(i) 株式報酬の発行環境を改善する会社法制・金融商品取引法制の見直し

- 【ア:引き続き検討し、令和6年度中に法制審議会への諮問等を行い、速やかに結論を得て措置、
イ: (a①～③) 引き続き検討し、令和6年度上期中に結論を得て速やかに措置、
(a④・b)措置済み、
ウ:措置済み】

<基本的考え方>

株式報酬は、業績等と連動して報酬額が増減する、ストックオプションと異なり株式そのものを付与するため株価が下がっても上昇するまで保有していれば恩恵を受けることができるなどの特徴を有することから、働き手にとっては働きがいのインセンティブとなり、また、企業にとっては人材確保及び中長期的な企業価値向上の有用な手段となるものであり、我が国企業において導入ニーズが高まっている。

他方で、会社法制及び金融商品取引法制の規制によって企業はストックオプションを含む株式報酬を発行しにくいとの指摘がある。そこで、企業が優秀な人材を確保しやすくなるよう、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

ア 従業員等に対する株式報酬の無償交付を可能とする会社法の見直し

法務省は、会社法上、株式そのものを付与する株式報酬の無償交付は上場会社の取締役又は執行役の場合のみに限られ、従業員又は子会社役職員（以下「従業員等」という。）には無償交付することが許されない現行法制について、企業が優秀な人材を円滑に確保しやすくなる観点から、従業員等に対する無償交付が可能となるよう、会社法の改正を検討し、法制審議会への諮問等を行い、結論を得次第、法案を国会に提出する。

なお、株式報酬の無償交付に当たっての既存株主への配慮については、自身への報酬について不当に有利な額とするおそれがある役員報酬と異なり、従業員報酬は経営判断の範疇と整理し得るとの意見等を踏まえ、株主総会決議を不要とすることも含め検討する。

イ 株式報酬の発行円滑化に向けた金融商品取引法制の見直し

a 金融庁は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）上、企業が1億円以上の有価証券を発行する際にも有価証券届出書の提出を不要とする特例制度（金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号）第2条の12。以下「特例」という。）に関し、コーポレートガバナンス強化及び人材確保に資するよう、その活用範囲拡大、利便性向上によって株式報酬の発行を円滑化するため、以下を内容とする同施行令の改正等を検討し、結論を得次第、必要な措置を行う。

- ①特例の活用が可能となる株式報酬について、現行の譲渡制限付株式（RS）、ストックオプションに加え、これらと同等の経済的意義がある譲渡制限付株

式ユニット（RSU）、パフォーマンスシェアユニット（PSU）、信託型株式報酬、従業員株式所有制度といった株式報酬類型を新設する。

②特例の活用が可能となる付与対象者の範囲について、現行、発行企業と発行企業の完全子会社の役職員に限定されているところ、戦略的な企業経営の実態も考慮し、完全子会社ではない子会社の役職員にも拡張する。

③RSに関し、特例の活用が可能となる、交付を受けることとなる日の属する事業年度経過後3月（外国会社にあつては6月）を超える期間（以下「所定期間」という。）譲渡が禁止される旨の制限という要件について、所定期間の合理性の有無を検証し見直しを行う。

④RSに関し、交付対象者の死亡等によって譲渡制限が解除されるものであつても、特例の要件を充足することの明確化を検討し、結論を得次第、「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）」の改正を行う。

b 金融庁は、企業が、在任者・在職者に対して、報酬目的の株式を第三者割当の方法で発行する場合、有価証券届出書等の開示書類の「第三者割当の場合の特記事項」に、氏名、住所、現在の職業及び個人氏名に紐付けた株式保有数等のプライバシー情報の記載は不要である一方、退任者・退職者の場合、記載が必要（企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）第19条第2項第1号ヲ）とされていることについて、退任者・退職者も、在任者・在職者の場合と同様、プライバシー情報の開示を不要とするため、同内閣府令の改正等を検討し、結論を得次第、必要な措置を行う。

ウ ストックオプションプールの実現に向けた産業競争力強化法の見直し

経済産業省は、スタートアップが優秀な人材を確保しやすくする観点から、ストックオプションを柔軟かつ機動的に発行可能な環境を整備するため、会社法の特例として、以下を内容とする産業競争力強化法の改正案を国会に提出する。

①権利行使価額や権利行使期間の決定を株主総会から取締役会へ委任できることとする。

②株主総会から取締役会への委任の有効期限（現行1年）を撤廃する。

（ii） 海外起業人材の活躍に資する在留資格等の見直し

【a：令和6年措置、
b：措置済み、
c：措置済み、
d：継続して措置】

＜基本的考え方＞

高度な知識や技能を有する人材の獲得競争が世界各国で激化している中、優れたアイデアや技術を持つ起業家を日本に誘致し、アジア最大のスタートアップハブを形成していく観点から、日本で起業を目指す外国人向けの在留資格等の利便性を向上させる必要がある。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a 優れたアイデアや技術を持つ海外の起業家の我が国への誘致を強化する観点から、内閣府（地方創生推進事務局）、法務省及び経済産業省は、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業を外国人起業活動促進事業と一本化することで全国展開することとし、次の①～③を含む法令改正等の所要の措置を講ずる。
- ①法務省は、外国人起業家が本邦に在留して起業活動を行うための在留資格「経営・管理」の「事業所の確保」及び「事業の規模」要件について、現状では、外国人起業活動促進事業（1年間）に引き続き、国家戦略特別区域における国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業（6か月）を活用することで二つの要件が1年6か月間猶予され、当該事業活用後に国家戦略特別区域における「コワーキングスペース等の特例」を活用することで、「事業所の確保」要件については更に6か月間猶予されているところ、上記一本化により、複数の制度の併用手続を行うことなく、かつ国家戦略特別区域に限らず全国で要件の猶予を可能とするとともに、「事業所の確保」及び「事業の規模」の二つの要件を猶予する期間を最長1年6か月から最長2年間に延長する。
- ②法務省は、外国人起業家が全国でコワーキングスペース等に加え大学施設・企業施設等、場所にとらわれない自由な起業を可能とするため、上記の一本化により「事業所の確保」の要件を最大2年間猶予するよう措置する。
- ③法務省は、「地方公共団体が起業支援を行う場合における在留資格『経営・管理』の取扱いについて」（平成30年1月出入国在留管理庁）で示した、地方公共団体が実施する起業支援対象者として認定された者が地方公共団体の所有又は指定するインキュベーション施設に入居する場合に適用可能な「事業の規模」に関する特例は上記一本化後の事業の活用が条件とならないことを、地方公共団体や外国人起業家等に周知する。
- b 法務省は、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）の「経営・管理」活動の要件である「事業の規模」について、外国人起業家（国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業及び外国人起業活動促進事業等を活用する者を含み、当該事業等のため許可された在留期間が終了して在留資格「経営・管理」に変更等しようとする者も含む。以下この項において同じ。）が、当該外国人起業家の会社が発行する有償新株予約権に対する払込金額が確定済みかつ払込済みであって返還義務が付されていないことを審査によって確認された場合には、その他の資本金等との合計金額を基に同要件を充足することを明示する。

あわせて、法務省は、外国人起業家が上記の取扱いを理解できるよう、英語を始めとする多言語及び「やさしい日本語」で周知するとともに、同内容を内閣府（地方創生推進事務局）及び経済産業省と連携しながら、法務省、内閣府（地方創生推進事務局）及び経済産業省のホームページで外国人起業家向けの

支援策として外国人起業家が明確に認知できるようにし、周知する。また、地方出入国在留管理官署に対して審査が滞らないよう、かつ、官署ごとの差異が生じないように、有償新株予約権に係る提出された審査資料を確認する際の要点を周知する。

- c 法務省は、2名以上の外国人がスタートアップの共同創業者として在留資格「経営・管理」を円滑に取得できるよう、「『経営・管理』の在留資格の明確化等について」（出入国在留管理庁令和4年10月策定、令和5年4月改訂）で審査基準とされている「合理的な理由」を満たしたスタートアップの許可事例を示す。その際、スタートアップでも共同創業者として申請可能であり、それぞれの役員の業務分担のみならず、業務内容や業務規模、業務量等をどのように立証する必要があるか、事項ごとに明確にする。あわせて、作成した具体例を法務省のホームページで外国人起業家が具体的な要件を明確に認知できるようにし、英語を始めとする多言語及び「やさしい日本語」で周知する。
- d 金融庁は、海外活力の取り込みを通じたスタートアップの育成に向け、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業及び外国人起業活動促進事業等を活用する外国人起業家が所定の要件を満たす場合には、居住者口座又は居住者と同等の口座の開設が可能となるよう、令和5年2月に金融機関に要請した。金融庁は、その実効性を確保するため、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業及び外国人起業活動促進事業が活用、認定されている全ての地域に所在する金融機関や地方公共団体等にフォローアップを行うとともに、aの措置による一本化後の事業についても、前記金融庁の要請の下で等しく扱われるよう措置を講ずる。

(4) スタートアップの資金調達

(i) 非上場株式の発行・流通の活性化

【アa, エ：令和6年検討開始、令和7年度措置、
アb~d, イa~d, ウ：令和6年度検討、結論を得次第速やかに措置】

<基本的考え方>

我が国のスタートアップ等の企業について、ユニコーンやグローバル企業への成長促進や、地域経済再生への貢献等の観点から、適切な投資家保護を確保しつつ、非上場企業についても非上場株式の発行及び流通を活性化することを通じて、円滑な資金調達の途を確保する必要がある。

以上の考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

ア 発行市場（公募）の活性化

- a 金融庁は、事業者が株式による資金調達を行う際に過大な手続コストが掛かるという指摘があることを踏まえ、b, cにおける募集の在り方について検討を行うに当たっては、事業者負担に関する実態調査を行い、コストを分析し、公表する。
- b 金融庁は、現行の有価証券届出書の届出免除基準について、スタートアップの具体的な資金ニーズ、投資家保護や事業者負担の実態等を踏まえつつ、基準の引上げを含め制度の在り方について検討し、結論を得る。
- c 金融庁は、現行の金融商品取引法第5号第2項に基づく少額募集について、金融庁が現在検討している開示の簡素化を早期に実施するとともに、例えば、少額募集の上限を20億円程度まで引き上げ、1億円から5億円未満、5億円から10億円未満、10億円から20億円未満の金額帯で開示を簡素化する案等、投資家保護の要請に応えつつ、段階的かつ合理的な開示制度となるよう見直しを検討し、結論を得る。
- d 金融庁は、株式投資型クラウドファンディング（以下「ECF」という。）について、発行者と投資家との間にファンドを介在させることで株主の一元化を図る、いわゆるシンジケート型の仕組みを採りやすくすることを可能とし、もって、スタートアップ等における資金調達を円滑にする観点から、ECF事業者が顧客やマーケットのニーズに合わせて想定しているビジネスモデルに鑑み、単一株式での運用や投資運用に関する判断が限定的である等の特徴があることを勘案して、この場合に必要な人的構成等に係る登録審査の在り方がどのようなものかや、投資運用業の例外的な取扱いをすることがあり得るかを含め、投資家保護の視点に配慮しつつ、ECF事業者が利用しやすい制度となるよう検討し、結論を得る。あわせて、クラウドファンディングに係る自主規制が全体として整合性が確保されるよう検討する。

イ 発行市場（私募）の活性化

- a 金融庁は、日本証券業協会と連携し、非上場株式市場を活性化させる観点から、日本証券業協会が定める非上場株式の取扱いに係る自主規制について、発行企業の資金調達の効率化と情報開示を通じた投資家保護の強化に留意しつつ、証券会社による非上場株式の勧誘の在り方を検討し、結論を得る。
その際、金融庁は、日本証券業協会と連携し、事業者等と議論する場を設け、新たな視点を持った構成員を入れて議論する。議論の際には、参加者の同意が得られる場合には、その議事の公開や議事録を公表するなど透明性の確保に留意する。
- b 金融庁は、スタートアップ等が株式による資金調達をしやすいとする観点から、投資家保護のための規制が事業者の情報発信や勧誘活動を過大に制約していないか等を検証し、スタートアップの具体的な資金ニーズ、投資家保護や事業者負担の実態等を踏まえつつ、例えば、特定投資家私募時に広範囲に情報提供を認める案や、少人数私募における人数要件（49名以下）の緩和や人数計算を勧誘者基準から取得者基準に変更する案等、広く私募の在り方について検討し、結論を得る。
- c 金融庁は、インターネット利用、ピッチイベント等具体的な場面における少人数私募制度に関する考え方を明確化し、少人数私募制度の活用の仕方について改めて整理する。
- d 金融庁は、スタートアップ・エコシステムを進化させる観点から、IPOやM&Aでエグジットした起業家等について、スタートアップに関する実体験に基づく知見を有するとともに一定の資産を保有しているかどうか等を勘案した上で、投資家保護に留意しつつ、特定投資家の要件のうちの「特定の知識経験を有する者」を活用できることを周知することや、その対象範囲の拡大を含めて検討することを通じて、特定投資家の裾野拡大に向けた取組を行う。

ウ 流通市場の活性化等

金融庁は、非上場株式の流通を円滑化するとともに、フィンテック事業者等の新規参入を促す観点から、私設取引システム（Proprietary Trading System、以下「PTS」という。）の要件について、例えば、第一種金融商品取引業の取得のみを要件とするなど、事業者に求めるPTS固有の規制要件を取引規模等に応じて減らす方向で緩和する。また、今後の制度整備と併せてPTSの業務範囲を明確化し、監督指針等で事業者へ周知する。

加えて、金融庁は、日本証券業協会と連携し、PTSの活用を促進する観点から、PTS取引実務における課題について事業者等と議論する場を設け、新たな視点を持った構成員を入れて議論する。議論の際には、参加者の同意が得られる場合には、その議事の公開や議事録を公表するなど透明性の確保に留意する。

エ PDCAサイクル

金融庁は、日本証券業協会と連携し、非上場株式の発行・流通活性化のための制度整備等のスケジュールやビジョン・目標を共有し、その下で制度の運用状況

を包括的にフォローアップする。その際、制度の整合性を取る結果、対応のためのコストが、もともとの制度が予定していた「より大規模なビジネス」の場合と同様に掛かり、それが少額多品種多頻度のものを処理しなければいけないフィンテックやスタートアップといった企業にとって致命的なものとなることを避けるため、制度をどのように策定したかではなく、課題をどのように解決できるようになったかという観点を重視するとともに、制度の継続的な改善を図るため、入手可能なデータに基づき、国内の金融商品取引業者が関わる非上場株式の売買金額や非上場株式に係る各種制度の活用件数、特定投資家の人数等、PDCAサイクルを回す上で適切なKGI・KPIを、業界関係者や必要に応じて経済産業省と連携し、設定する。

(ii) 無形資産を含む事業全体を担保とする制度（企業価値担保権）の創設・整備 【措置済み】

<基本的考え方>

スタートアップ等の成長や事業展開において、資金調達手段の充実は喫緊の課題である。個別の有形資産を十分に有していないスタートアップ等が融資を受けやすくなるよう、無形資産を含む事業全体を担保とする新たな制度（企業価値担保権）を創設し、利用しやすい制度としていく必要がある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

金融庁及び法務省は、融資手段の新たな選択肢として、不動産等の個別資産に対する担保や経営者保証を前提としない、無形資産を含む事業全体を担保とする制度（企業価値担保権）について検討を進め、同制度を含む事業性融資の推進等に関する法律案を国会に提出する。

(5) スタートアップの成長の加速

ア スタートアップの新技术及び新サービス開発を促進する政府調達機会の確保

【a：令和6年度早期に措置、

b：(①・②) 措置済み、

c：(①・②) 令和7年度措置、(③) 令和6年度措置】

<基本的考え方>

スタートアップの成長を促進するため、政府調達を受注する機会を増大させ、サービスや製品の初期需要を確保するとともに、その信用力や実績の向上により更なる新技术及び新サービスを開発する動機付けを図る必要がある。他方、政府側にとっても、スタートアップの新技术及び新サービスを取り入れることは、社会・行政課題の効率的な解決のために重要である。なお、中央政府だけでなく地方政府による調達も同様のニーズがあるため、国等は自治体の参考となるよう対応する必要がある。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a 経済産業省及び内閣府(科学技術・イノベーション推進事務局(CSTI))は、各府省庁等が高度かつ独自の新技术を有するスタートアップ等との間でそれぞれ随意契約を行うことを可能とするため、各府省庁等による仕様の確定が困難な物品役務等の調達に関し、スタートアップ等が技術提案を行い各府省庁等による審査(高度かつ独自の新技术であることにより、競争を許さないことについての内閣府(CSTI)による確認を含む。)及び価格等の交渉を経て仕様を確定し、予定価格を定めることを可能とする「スタートアップ技術提案評価方式」の調達手法を設けることについて、財務省と連携し、令和6年度早期の活用に向け、所要の措置を講ずる。なお、「スタートアップ技術提案評価方式」の調達手法は、会計法(昭和22年法律第35号)第29条の3第4項に規定される「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当する。
- b 一般競争入札へのスタートアップの参加を促進する観点から、以下①及び②を措置する。
- ①経済産業省は、財務省と連携し、主たる官民ファンド(「官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会」の検証対象ファンド)の支援対象事業者として、官民ファンド運営において投資に係る決定を行う組織が選定した事業者又は当該支援対象事業者の出資先事業者や、J-Startup地域版選定企業(グローバルに活躍することが期待される地域に根差した有望スタートアップ企業として各地の経済産業局や自治体を中心に構成される各J-Startup地域事務局が選定した事業者)等が、自身が保有する等級よりも上位等級が対象となっている入札案件の仕様を満たす技術力を客観的に評価できる書類で証明する場合、当該事業者が保有する入札参加等級より上位の等級の入札へ参加できる(例：全省庁統一資格の物品の製造におけるC等級(予定価格の範囲が400万円以上2,000万円未満)を取得した企業がA等級(3,000万

- 円以上)又はB等級(2,000万円以上3,000万円未満)に相当するものとして扱われる)方向で、「技術力ある中小企業者等の入札参加機会の拡大について」(平成12年10月10日政府調達(公共事業を除く)手続の電子化推進省庁連絡会議幹事会決定)における「上位等級入札への参加基準」を改正する。
- ②内閣府(CSTI)は、財務省と連携し、新規性や技術力によってコスト削減や生産性向上等に資するものとして例えば1,000万円以下等で各府省庁が調達する役務・物資について、全省庁統一資格のC等級を取得及びD等級を取得し上記①の入札参加資格の特例に該当したスタートアップ等が、大企業等の実績や資本力との関係で不利にならず対等に競争できるよう、予定価格の金額、技術やサービス、等級等を限定した入札手法を各府省庁に推奨する。
- c 経済産業省は、スタートアップが含まれ得る新規中小企業者の受注機会を増大させるため、以下①及び②の内容を含む「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」を閣議決定する。
- ①新規中小企業者との契約において、官公需総実績額に占める新規中小企業者向け契約実績額の契約比率が3%以上の各府省庁、独立行政法人又は国立大学法人等は、新規中小企業者から調達する具体的な事例を毎年度公表する。なお、公表できる事例がない場合はその理由を公表する。
- ②新規中小企業者の契約比率が3%未満の各府省庁、独立行政法人又は国立大学法人等は、①の事例を参考に、改善策の検討結果を公表する。
- ③なお、経済産業省は、令和6年度は、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の閣議決定による取組に代えて、「令和5年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に定める中小企業者の受注機会の増大のための措置に係る措置状況」による調査票を活用し、c①・②を措置する。

イ 株式対価M&Aの活性化に向けた会社法の見直し

【令和6年度検討、同年度中に法制審議会への諮問等を行い、速やかに結論を得て措置】

<基本的考え方>

M&Aにおける対価として、現金ではなく、買収者の株式も利用することで、スタートアップ等が買収者として、その成長力を担保にして、手元の現金に依存するよりも効率的に大規模な事業再編を行うことが可能となる。また、逆に、スタートアップ等が他社に買収された後も株式の保有を通じて当該他社の経営に参画するといったシナジーが期待できるなど、スタートアップのエグジットを多様化できる可能性がある。

他方で、現行の会社法に規定された株式対価M&Aの一類型である株式交付は、外国会社を買収する場合には活用できないなど活用範囲が狭い、手続負担が過剰となっている点で使い勝手が悪いといった指摘があり、制度を見直す必要がある。このため、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

法務省は、株式交付について活用範囲拡大、手続の簡素化を通じてスタートアップ等による活用を促進する以下の内容等の株式対価M&Aの活性化に向けた会社法の改正を検討し、法制審議会への諮問等を行い、結論を得次第、法案を国会に提出する。

- ①買収会社が上場会社である場合、当該上場会社の株式流通市場における株式売却の機会が担保されていることを踏まえ、当該買収会社の反対株主の買収会社に対する株式買取請求権を撤廃する。
- ②現行法上、株式交付は、制度利用可否を一律に判断する観点から、国内株式会社を買収する場合のみに利用が認められているところ、スタートアップ等の積極的な海外展開ニーズが高まっていることを踏まえ、外国会社を買収する場合にも利用可能とする。
- ③現行法上、株式交付は、一度の制度利用で買収会社が買収対象会社を子会社化する場合のみに利用が認められているところ、既に子会社である株式会社の株式を追加取得する場合や連結子会社化する場合にも利用可能とする。
- ④現行法上、株式交付は、買収対価が株式のみである場合には買収会社において債権者保護手続が不要となっているところ、株式と現金を組み合わせた混合対価の場合にも、必ずしも過大な財産流出が生じないことを踏まえ、同手続を撤廃する。

3. 良質な雇用の確保、高生産性産業への労働移動

(1) 良質な就労の確保

ア フリーランス・ギグワーカーの労働者性及び保護の在り方

【a, c : 令和6年度検討開始、結論を得次第速やかに措置、
b : 令和6年度措置、
d : 令和6年度措置、それ以降継続的に措置】

<基本的考え方>

フリーランス・ギグワーカー（以下「フリーランス等」という。）が世界的にも増加傾向にあるなど働き方の多様化が進展する中、個人が、フリーランス等を含む多様な働き方の中から、それぞれのニーズに応じた働き方を柔軟に選択できる環境を整備することが重要となっている。

一方で、例えば、AIやアルゴリズムに基づいてフリーランス等に対して何らかの対応を求める業務連絡など、人（使用者や発注者）の意思を直接に伝達するものではないものが多用される中であって、貨物軽自動車運送や文化芸術を始め一部の業種においては、実態としては労働基準法上の労働者性（以下「労働者性」という。）がある働き方をしているにもかかわらず、名目上は自営業者として扱われ、最低賃金を始めとする労働基準法等に基づく保護を受けられていない、いわゆる「偽装フリーランス」の問題が生じているとの指摘がある。また、業務委託の場合において、業務遂行時にヘルメット等の安全器具の着用を求めるなど安全確保のため必要と考えられる事項が業務遂行上の指揮命令とみなされる可能性があること等により、一部の業種においては、発注者が、就業者の安全管理又は健康確保に資する連絡をちゅうちょするおそれがあるとの指摘もある。

こうした課題について、諸外国では労働者性に関する法的推定制度の導入等について既に議論や立法による対応が進んでいることも踏まえ、意欲ある方々が自由に働ける環境を整備する観点から、現にフリーランス等として働く方々のニーズを踏まえた検討を進める必要がある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

a 昭和60年の「労働基準法研究会報告」（以下「研究会報告」という。）に基づく労働者性の判断基準（以下「判断基準」という。）においては、「業務の内容及び遂行方法に対する指揮命令の有無」は「指揮命令の程度が問題であり、通常注文者が行う程度の指示等に止まる場合には、指揮監督を受けているとは言えない」とされているが、現実には、就業者及び事業者による個別具体的な判断に当たって解釈が容易ではなく、特に、事業者側の人間による就業者に対する直接・対面の指示ではなく、アプリやAI、アルゴリズムを用いた連絡やGPSを用いた就業状況の把握など、研究会報告が取りまとめられた当時には想定されていなかったデジタル技術の扱いが不明確であり、労働者性の有無の予見可能性が低い状況にあるとの指摘がある。これらを踏まえ、厚生労働省は、労働者性がある働き方をしているにもかかわらず、名目上は自営業者として扱

われ、最低賃金を始めとする労働基準法等に基づく保護を受けられていない、いわゆる偽装フリーランス問題の解決に資するよう、国民にとって労働者性の有無の予見可能性を高める観点から、例えば、配達業務を行う就業者に対して発注者が具体的な配達経路を連絡し、当該連絡に従わない場合には制裁を科す等の措置により当該連絡に従うことを強制するなど、就業時間中に発注者が就業者の業務遂行方法について業務の性質上当然に必要な範囲を超えた連絡を行い、就業者に対して当該連絡に従うよう強制するような場合には、人間による直接の指示ではなく、AIやアルゴリズムによる連絡であっても、業務遂行上の指揮監督関係を肯定する方向に働くことを明確にするなど、研究会報告による現行の判断基準を引き続き基礎としつつ、デジタル技術の活用等を踏まえた判断基準の明確化を検討し、その結果を踏まえ、就業者・事業者双方にとって分かりやすく解説するなどの周知を行う。

- b 厚生労働省は、例えば、取引相手たる配達業務従事者にヘルメット等の安全器具の着用を求めることや、事故等の発生時に安全確保のために退避指示を行うこと、長時間就業する者に就業時間の短縮を推奨することなど、業務委託の発注者が安全管理又は健康確保のために取引相手（就業者）に対して行う「指示」「推奨」その他の連絡が、就業者の労働者性を肯定する要素である「指揮命令」や「拘束」と評価されるか否かが明確でない場合、当該連絡が「指揮命令」や「拘束」に該当するのではないかの懸念から、発注者が、当該就業者自身及び顧客のための安全管理又は当該就業者自身の健康確保に資する連絡をちゅうちょするおそれがあるとの指摘があることを踏まえ、法令等に基づき国が発注者に義務付けているものも含め、安全管理又は健康確保のための就業者に対する連絡について、例えば、就業者への拘束を強める目的ではなく、安全管理又は健康確保を目的として行う就業時間の上限管理に係るものについて、業務委託契約の内容として、長時間就業による健康への影響を防止する観点から、就業時間の上限の目安について就業者と発注者が合意した上で、就業者がその目安に沿って自ら就業時間管理を行えるよう発注者が注意喚起を行うことは、判断基準における「指揮命令」や「拘束」として評価されるものではないと整理するなど、判断基準における「指揮命令」や「拘束」として労働者性を肯定する方向に働くものとそうでないものを整理し、発注者及び就業者に周知する。
- c 厚生労働省は、労働者性の有無についての国の判断が、現状では、労災事故や労働紛争に関する訴訟等の提起前には明らかにならない事案があることや労働基準法第104条に基づき労働基準監督署へ労働者性に関する違反事実の申告等を行っても労働者性の判断に至らない事案が半数近くに上るとの調査結果もあることを踏まえ、労働者性がある働き方をする者が就業開始後早期に労働基準法等の保護を受けられ、また、社会保険料等の負担の有無に起因する競争環境の公平性を確保する観点から、例えば、ドイツにおいて就業者又は事業者の申請に基づき年金保険機構が自営業者か被用者かの地位確認を行う手続があることや、建設業の一人親方について判断基準を整理したチェックシート

を用いて労働者性の自己診断の支援が行われていることを参考に、①自らを労働基準法上の労働者だと考える者から労働基準関係法令違反に関する相談を受ける窓口を整備する、②労働基準監督署は、自らを労働基準法上の労働者だと考える者からの申告に対して、関係者から資料が収集できないなどの特段の事情がない限り、原則として、労働者性の有無の判断を行うことを就業者に対して明確化するなど、労働者性の有無の判断が適切に行われるよう、必要な措置を行う。

- d 厚生労働省は、「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」（令和6年5月28日。以下「ガイドライン」という。）において、作業時間が契約期間で平均週40時間程度、契約期間が1年以上など労働者に近い専属性がある個人事業者等が一般健康診断と同様の検査を受診するのに要する費用を発注者が負担することが望ましいとされている点について、フリーランス等への発注控えにつながるおそれがあるとの指摘が当事者自身から行われていることを踏まえ、ガイドラインの公表後、一般健康診断の費用負担を理由とした発注控えの実態を調査し、当該理由による発注控えが生じていることを把握した場合には、ガイドラインの見直しも含めて必要な対応を検討し、実施する。

イ 労使双方が納得する雇用終了の在り方

【（前段）令和6年度に調査完了、結果を得て速やかに議論再開、
（後段）令和6年度措置】

<基本的考え方>

労使双方が納得する雇用終了の在り方について、無効な解雇がなされた労働者が、職場復帰を望まない場合に、金銭解決を求める権利行使の手段としては、解雇を不法行為とする損害賠償訴訟に訴えることが考えられるものの、現状では救済手段として確立されているとは言い難く、紛争解決方法の選択肢が制約されているとの指摘や、企業との和解を労働者が求める場合も、解決金の予見可能性が低い、協議が難航したときの交渉が長期化する等の課題が生じているとの指摘もある。そこで不当な解雇がされた労働者の選択肢の多様化、当事者の紛争解決の予測可能性の向上、早期化等の観点から、平成27年6月に閣議決定された規制改革実施計画において「『労使双方が納得する雇用終了の在り方』に関する意見」（平成27年3月25日規制改革会議）に掲げられた、裁判所の訴訟における解決の選択肢の多様化に向けた解決金制度の検討などの課題等について、論点を整理した上で検討を進めることが決定され、これを受けて、透明かつ公正な労働紛争解決システム等の在り方に関する検討会において、解雇無効時の金銭救済制度の在り方について検討された後、労働政策審議会においても、平成29年以来、当該制度の導入の是非について議論されているが、その後7年を経過した現在においても結論は出ていない状況である。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

＜実施事項＞

厚生労働省は、無効な解雇がなされた場合に、労働者の請求によって使用者が一定の金銭（労働契約解消金）を支払い、その支払によって労働契約が終了する仕組みである解雇無効時の金銭救済制度について、令和4年度に開催された労働政策審議会労働条件分科会において、「解雇をめぐる紛争は既に労働審判で迅速な解決ができて」、「新たな制度をつくることで救われる人はいないのではないか」、「中小企業の場合では勤務地や部署などの環境を変えることが難しく、解雇無効の場合に労働者が職場復帰を希望しないことが考えられる」、「制度ができることで救われる人がいるということ、データあるいは事例で示すことができないか」等の意見があり、また、令和6年5月に行われた規制改革推進会議の議論では、解雇に関して何らかの金銭補償制度の導入が必要、復職しても結局仕事がなくなり毎日の出社が非常に辛いので金銭解決で構わないといった実際に解雇を経験した労働者の声があることや、解雇に関する実態については、大企業以外の中小企業の労働者や労働組合に加入していない労働者の声も含めて把握することが重要との指摘や大企業、中小企業、スタートアップなどの状況等も踏まえて検討する必要があるとの指摘があったこと、令和4年12月13日に開催された第185回労働政策審議会労働条件分科会における労働条件分科会長の総括を踏まえ、実施を予定している一般労働者に対するアンケートによる実態調査において、調査対象者に十分な数の中小企業及び労働組合に非加入の労働者その他同分科会における議論のために必要と考えられる労働者も含めることとし、併せて労働審判等の現行の解雇に関する紛争解決制度や、解雇無効時の金銭救済制度によって職場復帰を前提としない選択肢が与えられること等に係る労働者自身の声を幅広く把握し、当該制度ができることで救われる人が存在するか否かについて定量的に示す。また、当該調査の結果を得て速やかに同分科会において議論を再開する。

また、当該調査、解雇等無効判決後における復職状況等に関する調査、個別労働関係紛争処理事案における雇用終了事案の内容分析及び海外における解雇の金銭救済制度に関する有識者に対するヒアリング調査の終了予定時期を明示し、着実に実施する。

ウ 「自爆営業」の根絶

【a, c, d, e : 令和6年度措置、
b : 令和6年度検討開始】

<基本的考え方>

使用者が、労働者に対し、当該労働者の自由な意思に反して当該使用者の商品・サービスを購入させること（以下「自爆営業」という。）は労働者に経済的損失や精神的苦痛を与える行為であり、多くの分野で長年発生している社会的問題でもあり、また、社会全体として、高生産性企業への労働移動の円滑化を促す観点からも、根絶する必要がある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a 厚生労働省は、自爆営業に係る関係法令上の論点を整理した上で、労働基準法、労働契約法(平成19年法律第128号)及び民法(明治29年法律第89号)上違法となり得る自爆営業の類型や、パワーハラスメントに該当し得る自爆営業に関連する使用者等の言動の例を明確に示す。また、上記の内容や、具体的な相談先を分かりやすく示したパンフレットを作成する等、企業及び労働者の双方に周知を行う。
- b 厚生労働省は、職場における自爆営業に関連する使用者等の言動がパワーハラスメントの3要素(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号。以下「労推法」という。)第30条の2第1項に規定する、職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの、③労働者の就業環境が害されるもの)を満たす場合は、パワーハラスメントに該当する可能性があることに鑑み、使用者及び労働者にその旨を周知する観点から、事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワハラ防止指針」という。)の改正について労働政策審議会において検討を開始する。
- c 厚生労働省は、パワーハラスメントに該当し得る自爆営業に関連する使用者等の言動について労働者等から相談が寄せられた場合、パワハラ防止指針に定める事業主の雇用管理上講ずべき措置について、必要と認められるときは、当該事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発、相談に応じ適切に対応するための体制整備、発生後の迅速かつ適切な対応といった必要な方策を講ずるよう、労推法に基づく助言・指導を行うこととする。
- d 自爆営業の発生原因が業界等の風習や慣習にある場合があることや、事業所管府省が自爆営業の実態について直接的に把握することが必ずしも容易ではないことを踏まえ、厚生労働省は、自爆営業に関連して生じた労働問題の相談について、その件数や相談内容を業界別に整理した上で、当該業界に係る自爆営業の抑止に資するよう事業所管府省に情報共有する。

- e 事業所管府省は、厚生労働省と連携し、dの情報共有を受けた場合は、必要に応じて、当該業界等の風習や慣習の是正その他の自爆営業を抑止するための取組を府省横断的に推進する。

(2) 高生産性産業への労働移動

ア 副業・兼業の円滑化

【a：令和5年度検討開始、令和6年度結論、
b, c：令和6年度措置】

<基本的考え方>

副業・兼業は、労働者にとって、主体的なキャリア形成につながる意義があり、あわせて、送り出し企業にとっては社内では得られないスキルの獲得、受入れ企業にとっては人材確保の選択肢の拡大といったメリットがあるほか、社会全体においても、物流や交通、医療、介護といった多くの分野での人材不足問題への貢献や、高生産性産業への労働移動を通じた良質な雇用確保・生産性の向上が期待される。一方で、副業をしていない正社員のうち、副業の意向がある者は40%以上存在しているものの、現実に副業をしている者は7%にとどまっているという民間企業の調査結果など、副業の意向のある労働者は非常に多いものの、副業をしている労働者数は増えていない。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a 厚生労働省は、①副業・兼業を行う労働者の健康管理のため、その所属する送り出し企業及び受入れ企業の双方における労働時間の通算管理が必要である一方、割増賃金の支払に係る労働時間の通算管理については、制度が複雑で企業側に重い負担となるために雇用型の副業・兼業の認可や受入れが難しいとの指摘があること、②米国、フランス、ドイツ、イギリスでは割増賃金の支払において労働時間の通算管理を行っていないことに鑑み、働き方改革関連法の見直しに係る検討会において、割増賃金の支払に係る労働時間の通算管理の在り方について、労働基準法等の関係法令における行政解釈の変更も含めて検討し、結論を得る。
- b 厚生労働省は、aの検討を始めとした副業・兼業の円滑化に向けた施策立案に資するよう、以下の事項等について実態を把握し、結果を公表する。
 - ① 企業が自社の労働者に副業を認める際及び副業人材を受け入れる際の実態について、認める又は受け入れる副業の実施形態（雇用型、業務委託型等）や、相手企業の形態（グループ内・外企業等）、そのような形態にしている理由。また、実施形態ごとの副業・兼業者数
 - ② 管理モデル導入企業を始めとした副業・兼業の送り出し企業及び受入れ企業における労働者の割増賃金の支払方法や課題

- c 厚生労働省は、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）及びモデル就業規則に、「副業・兼業を行う労働者に対して、禁止される競業行為の範囲や、自社の正当な利益を害しないことについて注意喚起する」と規定されているが、「禁止される競業行為の範囲」や「自社の正当な利益」が不明確であるがゆえ、企業における労働者の副業・兼業申請に対する個別の許否判断が困難であったり、副業・兼業を広範に禁止又は制限したりするおそれがあるとの指摘があること、また、不正競争防止法（平成5年法律第47号）における営業秘密に関する法制の整備に伴って、営業秘密の不正な利用については事後的な処罰規定が整備されていることを踏まえ、競業避止義務の内容を明確化し、営業秘密の保護の要請等と両立する形で、副業・兼業を円滑化するために次の①及び②の措置を講ずる。

① ガイドラインに記載されている「競業により自社の利益が害される場合」及びモデル就業規則に記載されている「競業により、企業の利益を害する場合」の内容について、副業・兼業を円滑化する観点から、営業秘密の保護の要請及び裁判例も踏まえつつ、競業避止義務として適切でないと判断され得る場合を示し、労使への周知を行う。その際、例えば、以下の場合には、競業避止義務として原則として適切でないと規制改革推進会議での議論等を踏まえ検討するものとする。

－自社で労働者がその業務に関して知りうる具体的な営業秘密の存否やその範囲を個別に特定せずに、他企業での副業・兼業を営業秘密漏えいのおそれを理由に一般的に禁止すること。

－自社で労働者がその業務に関して知りうる具体的な営業秘密が特定されていたとしても、(i)その利用が一般的に想定されない他社の業務における副業・兼業を禁止すること、(ii)顧客名簿のダウンロードの禁止その他によって、その営業秘密の社外での利用が技術的に困難であるにも関わらず、副業・兼業を禁止すること。

－現に競業関係にある企業などでの副業・兼業を、自社の具体的な利益侵害のおそれが乏しいにもかかわらず、一般的に禁止すること。

② 各企業において副業・兼業の申請が行われた際、使用者と労働者が、①において示された具体例を基礎としつつ、各企業において保護の必要がある正当な利益やそれを踏まえた競業行為の範囲等について、十分に協議して、双方が納得感を持った上で、個別の申請に対する許否の判断が行われることや具体的な判断の蓄積を更なる副業・兼業の円滑化のためにいかすことが重要である旨をガイドライン等に明記する。また、各企業における副業・兼業の円滑化のための具体的な取組を促す観点から、企業における正当な利益及び競業行為の範囲に関する具体的な考え方や、競業避止義務への対応についての運用方法等の事例を紹介する。

(参考資料1) 規制改革推進会議 委員名簿 (令和6年5月31日時点)

<敬称略>

議長	富田	哲郎	東日本旅客鉄道株式会社 相談役
議長代理	富山	和彦	株式会社経営共創基盤 IGPIグループ会長
議長代理	林	いづみ	桜坂法律事務所 弁護士 (創立パートナー)
	芦澤	美智子	慶應義塾大学大学院経営管理研究科 准教授
	落合	孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策研究所 所長・シニアパートナー 弁護士
	川邊	健太郎	LINEヤフー株式会社 代表取締役会長
	佐藤	主光	一橋大学経済学研究科 教授
	杉本	純子	日本大学法学部 教授
	津川	友介	カリフォルニア大学ロサンゼルス校 (UCLA) 准教授
	中室	牧子	慶應義塾大学 総合政策学部教授
	堀	天子	森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士
	間下	直晃	株式会社ブイキューブ 代表取締役会長兼グループ CEO 公益社団法人経済同友会 規制改革委員会委員長
	御手洗	瑞子	株式会社気仙沼ニッティング 代表取締役
	山田	義仁	オムロン株式会社 取締役会長 取締役会議長

(参考資料2) 規制改革推進会議 専門委員名簿 (令和6年4月1日時点)

<敬称略>

■ 公共ワーキング・グループ

大橋 弘	東京大学 副学長、東京大学大学院経済学研究科 教授、 東京大学公共政策大学院 教授
住田 智子	フューチャー株式会社 執行役員
田中 良弘	一橋大学大学院法学研究科 教授
戸田 文雄	株式会社国際社会経済研究所 研究主幹
村上 文洋	株式会社三菱総合研究所 主席研究員
片桐 直人	大阪大学大学院高等司法研究科 教授

■ スタートアップ・投資ワーキング・グループ

後藤 元	東京大学大学院法学政治学研究科 教授
瀧 俊雄	株式会社マネーフォワード グループ執行役員CoPA・Fintech研 究所長
岩崎 薫里	株式会社日本総合研究所調査部 上席主任研究員
川本 明	慶應義塾大学経済学部 特任教授
藤本あゆみ	一般社団法人スタートアップエコシステム協会 代表理事 Plug and Play Japan 株式会社 Executive Director
増島 雅和	森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士
宮下 和昌	IGPI弁護士法人 代表弁護士 株式会社経営共創基盤 ジェネラル・カウンセル

■ 働き方・人への投資ワーキング・グループ

宇佐川邦子	株式会社リクルート ジョブズリサーチセンター センター長
工藤 勇一	学校法人堀井学園横浜創英中学・高等学校 元校長
菅原 晶子	公益社団法人経済同友会 常務理事
鈴木 俊晴	早稲田大学社会科学総合学術院 教授
水町勇一郎	早稲田大学法学学術院 教授
安中 繁	ドリームサポート社会保険労務士法人 代表社員

■ 健康・医療・介護ワーキング・グループ

印南 一路	慶應義塾大学 名誉教授
大石佳能子	株式会社メディヴァ 代表取締役社長
佐々木 淳	医療法人社団悠翔会 理事長・診療部長
伊藤由希子	津田塾大学総合政策学部 教授
岡元 奈央	特定非営利活動法人あやの里 理事長
桜井なおみ	一般社団法人全国がん患者団体連合会 理事
高山 義浩	沖縄県立中部病院感染症内科・地域ケア科 副部長
時田佳代子	社会福祉法人小田原福祉会 理事長

■ 地域産業活性化ワーキング・グループ

青山 浩子	新潟食料農業大学 教授
井上 岳一	株式会社日本総合研究所創発戦略センター エクスパート
小針 美和	株式会社農林中金総合研究所 主任研究員
秋元 里奈	食べチョク 代表
有路 昌彦	近畿大学世界経済研究所 水産・食料戦略分野 教授
國峯 孝祐	國峯法律事務所 弁護士
東 良和	沖縄ツーリスト株式会社 代表取締役会長&CEO
宮木由貴子	株式会社第一生命経済研究所常務取締役ライフデザイン研究部長 首席研究員

(参考資料3) ワーキング・グループ (WG) の構成員 (令和5年12月6日時点)

WG名	構成員								
■公共WG	中落川杉林	室合邊本	牧孝健純	子文太郎子	座長 委員 委員 委員 委員	大住田戸村片	橋田中田上桐	弘智良弘文洋 子弘雄雄 直人	専門委員 専門委員 専門委員 専門委員 専門委員 専門委員○
■スタートアップ・投資WG	落芦津堀御手洗	合澤川天瑞	孝美友天	文智子介子	座長 委員 委員 委員 委員	後瀧岩川藤増宮	藤俊薫里明 元雄里明 あゆみ 雅和 和昌	元雄里明 あゆみ 雅和 和昌	専門委員 専門委員 専門委員○ 専門委員○ 専門委員○ 専門委員○ 専門委員○
■働き方・人への投資WG	間富中堀山	下山室堀田	直和牧天義	晃彦子子仁	座長 委員 委員 委員 委員	宇工菅鈴木水安	佐藤原木町中 川藤晶俊勇一 邦勇子晴一郎 子一子晴一郎 繁	邦子一子晴一郎 繁	専門委員 専門委員 専門委員 専門委員 専門委員 専門委員○
■健康・医療・介護WG	佐杉津間	藤本川下	主純友直	光子介晃	座長 委員 委員 委員	印大佐伊岡桜高時	南石々木藤元井山田 一路佳能淳 由希子奈央 なおみ 義浩 佳代子	一路佳能淳 由希子奈央 なおみ 義浩 佳代子	専門委員 専門委員 専門委員 専門委員○ 専門委員○ 専門委員○ 専門委員○ 専門委員○
■地域産業活性化WG	林芦川佐富御手洗	澤邊藤山	美智子健主和	子太郎光彦子	座長 委員 委員 委員 委員	青山井小秋有國東宮	山岳針元路峯良木 浩子一美和奈彦祐和 子一和奈彦祐和 貴子	浩子一和奈彦祐和 貴子	専門委員 専門委員 専門委員 専門委員○ 専門委員○ 専門委員○ 専門委員○ 専門委員○

(注) 氏名の右に「○」を記載の専門委員は、特定の議題に参画するテーマ別構成員を指す。

(参考資料4) 規制改革推進会議及びワーキング・グループの審議経過

令和6年5月31日現在

■規制改革推進会議

第17回	R5. 10. 16	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議長互選、議長代理指名 ・ 規制改革推進会議運営規則の改定について ・ 規制改革推進会議の進め方について ・ 規制改革の重要課題について
第18回	R5. 12. 26	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規制改革推進に関する中間答申（案）について
第19回	R6. 5. 31	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「ライドシェア事業に係る法制度についての論点整理」について ・ 規制改革推進に関する答申（案）について

■公共ワーキング・グループ

第1回	R5. 11. 16	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「地方公共団体への公金納付のデジタル化」について
第2回	R5. 12. 7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「地方公共団体の調達関連手続のデジタル化」について
第3回	R5. 12. 11	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「国立大学の入学金等のデジタル化」について
第4回	R6. 2. 26	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「自治体業務の官民連携による集約化・効率化」について
第5回	R6. 3. 28	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「倒産手続等のデジタル化」について ・ 「規制改革ホットライン処理方針」について
第6回	R6. 4. 25	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「死亡・相続手続のデジタル化」について ・ 「規制改革ホットライン処理方針」について

■スタートアップ・投資ワーキング・グループ

第1回	R5. 11. 17	<ul style="list-style-type: none"> ・ 無人航空機（ドローン）の事業化に向けた環境整備
第2回	R5. 12. 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 光ファイバー整備の円滑化のための收容空間等の整備状況のオープンデータ化等
第3回	R5. 12. 12	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規制改革関連制度の連携強化等
第4回	R6. 2. 20	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5G普及に向けた通信基地局の整備等の促進に係る見直し ・ 規制改革ホットライン処理方針
第5回	R6. 2. 27	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公証人による定款認証制度の見直し
第6回	R6. 3. 21	<ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員等に対する株式報酬の無償交付について ・ 規制改革ホットライン処理方針
第7回	R6. 4. 3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非上場株式の発行・流通の活性化
第8回	R6. 4. 18	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公証人による定款認証制度の見直し
第9回	R6. 4. 19	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株式対価M&Aの活用促進について ・ 規制改革ホットライン処理方針

■働き方・人への投資ワーキング・グループ

第1回	R5. 11. 15	・働き方・人への投資ワーキング・グループの基本的な方向性について ・自爆営業対策の推進
第2回	R5. 11. 20	・オンライン教育の活用促進
第3回	R5. 12. 5	・副業・兼業の円滑化
第4回	R6. 3. 12	・フリーランス・ギグワーカーの労働者性・保護の在り方について
第5回	R6. 4. 17	・競業避止義務の明確化について ・規制改革ホットライン処理方針について
第6回	R6. 4. 22	・人口減少時代における高等学校就学者の学習権保護の仕組みの構築
第7回	R6. 5. 10	・労使双方が納得する雇用終了の在り方について

■健康・医療・介護ワーキング・グループ

第1回	R5. 11. 16	・デジタル技術を活用した医療品販売業の在り方について（フォローアップ） ・要指導医薬品についてのオンライン服薬指導の実現について（フォローアップ） ・その他医薬品の分類及び販売方法の見直しについて ・濫用等のおそれのある医薬品の適正な販売のための方策の在り方について ・規制改革ホットライン処理方針について
第2回	R5. 11. 20	・オンライン診療の更なる普及・促進に向けた対応について （ア）通所介護事業所や公民館等の身近な場所におけるオンライン診療の受信の円滑化について（フォローアップ） （イ）オンライン診療等の診療報酬上の評価見直しについて ・報酬制度における常勤・専任要件の見直し等について（フォローアップ） ・特定施設（介護付き有料老人ホーム）等における人員配置基準の特例的な柔軟化について（フォローアップ）
第3回	R5. 12. 11	・一般用医薬品（スイッチOTC）の選択肢拡大について（フォローアップを含む） ・在宅医療を提供する環境の整備（フォローアップを含む） ・報酬制度における常勤・専任要件の見直し等について（フォローアップ） ・特定施設（介護付き有料老人ホーム）等における人員配置基準の特例的な柔軟化について（フォローアップ）

第4回	R5. 12. 18	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン診療の更なる普及・促進に向けた対応について <ul style="list-style-type: none"> (ア) 通所介護事業所や公民館等の身近な場所におけるオンライン診療の受信の円滑化について（フォローアップ） (イ) オンライン診療等の診療報酬上の評価見直しについて ・診療報酬における書面要件の廃止・デジタル化について ・規制改革ホットライン処理方針について
第5回	R5. 12. 21	<ul style="list-style-type: none"> ・医薬品の販売制度について（フォローアップを含む） <ul style="list-style-type: none"> ①デジタル技術を活用した医薬品販売業の在り方について（フォローアップ） ②要指導医薬品について（フォローアップを含む） ③一般用医薬品の販売区分及び販売方法について ④濫用等のおそれのある医薬品の販売について
第6回	R5. 12. 25	<ul style="list-style-type: none"> ・プログラム医療機器（SaMD）の開発・市場投入の促進について（フォローアップを含む）
第7回	R6. 3. 7	<ul style="list-style-type: none"> ・被験者保護及び研究力強化等のための倫理審査の適正化について ・規制改革ホットライン処理方針について
第8回	R6. 3. 14	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定の迅速化・正確性確保について
第9回	R6. 3. 28	<ul style="list-style-type: none"> ・一般用医薬品（スイッチOTC）の選択肢拡大について（フォローアップを含む） ・規制改革ホットライン処理方針について
第10回	R6. 4. 26	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療における円滑な薬物治療の提供について（フォローアップを含む） ・介護・保育・障害福祉分野におけるサービス事業者の経営力強化等（同分野における合併、事業譲渡等に関するローカルルールの防止等）について ・規制改革ホットライン処理方針について
第11回	R6. 4. 26	<ul style="list-style-type: none"> ・介護現場におけるタスク・シフト／シェアの推進について ・プライマリ・ケアへのアクセスの円滑化（総合診療科の院外標榜）について

■地域産業活性化ワーキング・グループ

第1回	R5. 11. 6	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の交通に関する現状と課題（ヒアリング）
第2回	R5. 11. 13	<ul style="list-style-type: none"> ・インバウンド観光客等の増加による現状と課題（ヒアリング） ・観光地大都市における交通の現状と課題（ヒアリング）
第3回	R5. 11. 30	<ul style="list-style-type: none"> ・タクシー規制の緩和（二種免許等）及び自家用有償旅客運送制度等に関する運用改善

第4回	R5. 12. 12	<ul style="list-style-type: none"> ・海外におけるライドシェアの利用実態インタビュー（公開） ・いわゆる白タクについて（公開） ・現行道路運送法の運用について（非公開） ・中間答申案について（非公開）
第5回	R5. 12. 15	<ul style="list-style-type: none"> ・農業法人の経営基盤強化について（フォローアップ） ・農業用施設の建設に係る規制の見直し（フォローアップ）
第6回	R6. 1. 29	<ul style="list-style-type: none"> ・中間答申を踏まえた自家用車・一般車ドライバーの活用について
第7回	R6. 2. 16	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の性質上、短時間の駐車が不可避である業務用車両に係る駐車規制の在り方について ・規制改革ホットラインの処理方針について
第8回	R6. 2. 21	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用有償旅客運送の制度改善等について
第9回	R6. 3. 11	<ul style="list-style-type: none"> ・地方都市における移動の不足について（公開） ・自律的な働き方を可能とするライドシェア事業の安全管理について（公開） ・いわゆる白タクの取締について（非公開）
第10回	R6. 4. 11	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用車活用事業について ・移動の不足に関する担い手の確保について
第11回	R6. 4. 19	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法の簡易宿所営業における玄関帳場等の規制について ・規制改革ホットラインの処理方針について
第12回	R6. 4. 24	<ul style="list-style-type: none"> ・移動の不足の現状及び自家用車活用事業に関する進捗について ・自家用車活用事業について ・地域公共交通について
第13回	R6. 5. 10	<ul style="list-style-type: none"> ・自動運転に係る審査手続の透明性・公平性の確保について
第14回	R6. 5. 15	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車の安全運転管理者の事務負担軽減等について ・移動の不足の現状及び自家用車活用事業に関する進捗について ・タクシー事業者以外の者が行うライドシェア事業に係る法制度に係る論点整理
第15回	R6. 5. 21	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用車活用事業に関する進捗について（公開） ・タクシー事業者以外の者が行うライドシェア事業に係る法制度に係る論点整理（非公開） ・ライドシェア関係の答申骨格について（非公開）
第16回	R6. 5. 31	<ul style="list-style-type: none"> ・「ライドシェア事業に係る法制度についての論点整理」等の報告